
第五次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（案）

● ● 年 ● ● 月
中 央 環 境 審 議 会

目次

第五次環境基本計画の点検の具体的な進め方について	2	(1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	61
重点戦略の進捗（第1回点検分野）	7	(3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	67
重点戦略1 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	8	第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向	76
(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	9	総括的な評価	78
(3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築	21	重点戦略4 健康で心豊かな暮らしの実現	80
第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向	27	(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	81
総括的な評価	29	第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向	99
重点戦略2 国土のストックとしての価値向上	31	総括的な評価	102
(1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	32	重点戦略を支える環境政策の進捗（第1回点検分野）	103
(2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	40	1 気候変動対策	104
第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向	49	2 循環型社会の形成	109
総括的な評価	52	4 環境リスクの管理	118
重点戦略3 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	53	(1) 水・大気・土壌の環境保全	119
<環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	54	(2) 化学物質管理	132
		環境・経済・社会の統合的向上	162

第五次環境基本計画の点検の 具体的な進め方について

第五次環境基本計画の概要

- ・環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。
- ・計画は約6年ごとに見直し（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- ・平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に答申。
- ・答申を踏まえ、平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

施策の展開

- 分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題



国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



第5次環境基本計画の点検の範囲と重点的に点検を行う分野の設定

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

- ・第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」
- ・第2部第3章「重点戦略を支える環境政策の展開」
- ・第4部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

- ・1年目（2018年度） 点検の準備
- ・2年目（2019年度）【第1回】 各部会による各分野の点検
- ・3年目（2020年度）【第1回】 各部会による点検及びとりまとめ
総合政策部会による全体的な点検報告のとりまとめ（中間的な点検）
- ・4年目（2021年度）【第2回】 2年目と同じ
- ・5年目（2022年度）【第2回】 3年目と同じ（最終的な点検）

→第1回点検、第2回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

（選定の観点）

- ① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
- ② 第五次計画が提唱した「地域循環共生圏」の創造の効果的な展開
- ③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュール

* 個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の第1回点検分野

【第2部第2章「重点戦略ごとの環境戦略」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（1）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（3）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
2. 国土のストックとしての価値の向上	
（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、健全な水循環の維持回復の部分）
（2）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
<環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築>	総合政策部会
（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
4. 健康で心豊かな暮らしの実現	
（3）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

【第2部第3章「重点戦略を支える環境政策」の第1回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
1. 気候変動対策	地球環境部会
2. 循環型社会の形成	循環型社会部会
4. 環境リスクの管理	
（1）水・大気・土壌の環境保全 （大気関係を除く。）	水環境部会 土壌農薬部会
（2）化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

【第4章 環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

第五次環境基本計画の点検報告書における指標の表示方法

- 第五次環境基本計画の進捗を測る指標の表示方法については、指標検討委員会での議論も踏まえ、以下のとおり整理する。
- なお、点検に当たっては、第1回点検分野に関わらず、6つの重点戦略の柱ごとに設定した指標全ての指標を活用することで総合的な環境基本計画の点検を担保することとする。

項目		評価の基準
基準年		2000年 * 2000年時点のデータがない指標については、2000年以降の最古値
評価期間（長期）		基準年（2000年あるいは2000年以降の最古値）から最新値までの期間 * 評価期間が10年に満たない場合は評価なし
評価期間（前年比）		前年度からの単純比較 * 前年度値がない場合は直近の値との比較した上で、留意点にいつとの比較を記載。
「横ばい」とする バウンダリー設定	長期	基準年から最新年までの期間で1割（10年以上の場合のみ）
	前年比	1%
表示方法（マーク）	定量的な指標	3段階の色付き矢印（   ) * マークの色は、望ましい傾向を青、横ばい傾向を黄、望ましくない傾向を赤とする。 * 目指すべき方向性がない指標、データが不足している指標は評価せず「—」とする * 「目標値を定めない」ことから、「何をもちて低水準とするのか」が決まらないため、増減幅（レベル）の表示はしない。
本手法が適さない性質の定量的な指標の扱い		留意点にその旨を記載する他、目指すべき方向が定まらない指標については色なしの矢印を表示する
他計画で目標値が設定されている指標の扱い		留意点にその旨を記載するが、目標値との比較は行わない（その他指標と同じ扱いで評価）

重点戦略の進捗 (第1回点検分野)

各項目の評価には、各部会の個別意見を含む。

1 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (環境ビジネスの拡大)

(計画のポイント)

環境ビジネスの更なる拡大を図り、我が国経済の牽引力とすべく、環境ビジネスに対する認識や企業の供給する環境配慮型製品・サービスの業況等に関する調査、環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平転換、人材確保・育成や生産性向上の取組の促進、振興方策の検討を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

①環境短観、環境ビジネスの市場規模の把握、②優良事例の水平展開、生産性向上の取組促進等、振興方針の検討

- 「環境経済観測調査（環境短観）」
2018年6月、12月、2019年6月、12月に調査を実施
- 「環境産業の市場規模」
市場規模のほか雇用規模、輸出入額、付加価値額も推計を実施。2019年度は、新たに「ICT分野」「適応ビジネス」「ZEB/ZEH」「ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネス」の市場規模を推計実施済
- 「環境経済の政策研究」
第4期（2018年度～2020年度）として、「低炭素」「資源循環」「自然共生」「横断分野」の各分野から新たに9件の研究を採択。2020年度は3年目の研究を実施中

③グリーン購入、環境配慮契約、環境金融の拡大、税制全体のグリーン化

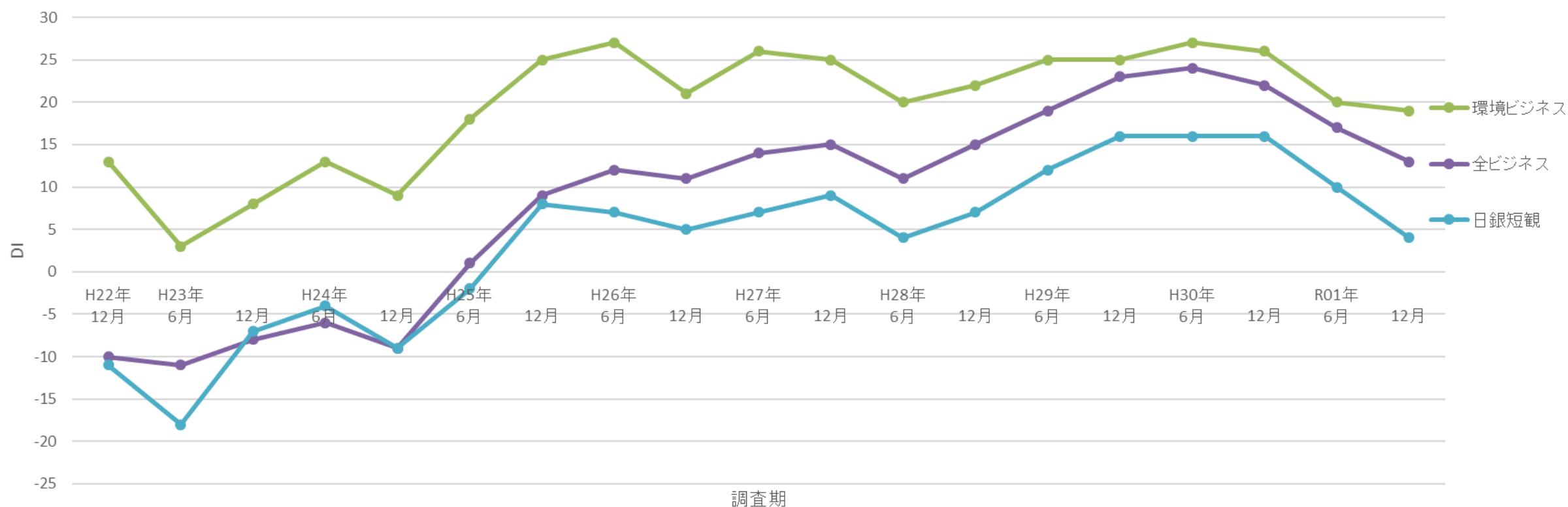
- 「税制全体のグリーン化」
本格的炭素税に関する効果等の分析、車体課税のグリーン化による環境効果等の分析、更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的な検討
- 「グリーン購入」・「環境配慮契約」・「環境金融の拡大」
後述のグリーン購入・環境配慮契約の取組を実施
- 「環境金融の拡大」
後述の金融を通じたグリーンな経済システムの構築の取組を実施

1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (環境ビジネスの拡大)

環境経済観測調査（環境短観）結果

・2019年12月調査における環境ビジネスを実施している企業からみた自社の環境ビジネス業況は好調さを維持している結果となっている。
・平成22年12月以降の環境短観の推移は以下の通り。

環境ビジネスと全ビジネス業況DIの比較



※表中の「環境ビジネス」は環境ビジネスを実施中の企業の環境ビジネスの状況とし、「全ビジネス」は環境ビジネスを実施していない企業を含む企業全体のビジネスの状況とした。

また、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」の業況DIを参考値として併記した。

**(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
(バリューチェーン全体での環境経営の促進)**

(計画のポイント)

バリューチェーン排出量の算定・削減の取組とバリューチェーンを通じた削減貢献量の定量化・見える化の促進、Science-Based Targets等の策定支援、環境マネジメントシステムのバリューチェーン全体での導入促進を図る。また、これらの環境配慮に係る取組の状況や方向性について環境報告書の公表等を通じた積極的な開示を促すことで企業の更なる環境経営促進を図る。さらに、環境人材を企業内外で育成させるための取組を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

①バリューチェーン排出量の算定・削減の取組等

【2018年度・2019年度】SC排出量の算定に係る基礎的な説明資料の作成、情報発信WEBサイトの点検・更新、SC排出量の算定ガイドライン・排出原単位データベース・排出量算定支援ツールの改定、公的機関におけるSC排出量の算定方法の確立に向けた調査・検討を実施

②SBT等の個別企業における中長期削減目標の策定支援

【2018年度・2019年度】SBT・脱炭素経営等に係る情報収集・資料作成、脱炭素経営の普及啓発シンポジウム開催、脱炭素経営促進ネットワークの運営、SBT認定取得を目指す大企業やSBT水準の目標設定を目指す中小企業に対する個社別のコンサルティング支援

③環境マネジメントシステムの導入促進

【2018年度】建設業者向け・食品関連事業者向けガイドライン公表。

【2018年度・2019年度】エコアクション21の普及と促進を目的とした全国説明会・シンポジウムの開催、Eco-CRIP補助事業の実施

【2019年度】産廃事業者向け・大学等高等教育機関向け・地方公共団体向けの業種別ガイドライン公表

④環境配慮情報等の積極的開示の促進

【2018年度・2019年度】環境報告ガイドライン2018年版・解説書を公表、「環境コミュニケーション大賞」を実施

(定量的な取組の進捗)

自社の排出量のみならず、事業に関連する他社の排出量 (Scope3)を算定する企業数は着実に増加している。

年度	CDPから企業へ送る環境に関する質問書 Scope3について、15個のカテゴリの中で11個以上の算定、回答を行っている企業の数
2016	133社 / 500社
2017	160社 / 500社
2018	212社 / 500社
2019	222社 / 500社

SBT認定を取得する企業が増加により、サプライチェーンも巻き込んだ社会全体の脱炭素化が進んでいるといえる。

年度	SBT認定の取得企業数
2016年度末	5
2017年度末	15
2018年度末	39
2019年度末	62
(目標) 2020年度末	目標 : 100社

(1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化
(バリューチェーン全体での環境経営の促進)

(施策事例紹介) **Eco-CRIP補助事業**

- Eco-CRIPは、エコアクション21ガイドラインをベースにCO₂排出量及びコスト削減に特化した簡素な環境経営システム (Eco-CRIP:Eco-Action21 CO₂ Reduction Initiative Program)を開始
- Eco-CRIPを活用した環境経営の専門家による戸別訪問支援を、国の補助によって受けることができる制度

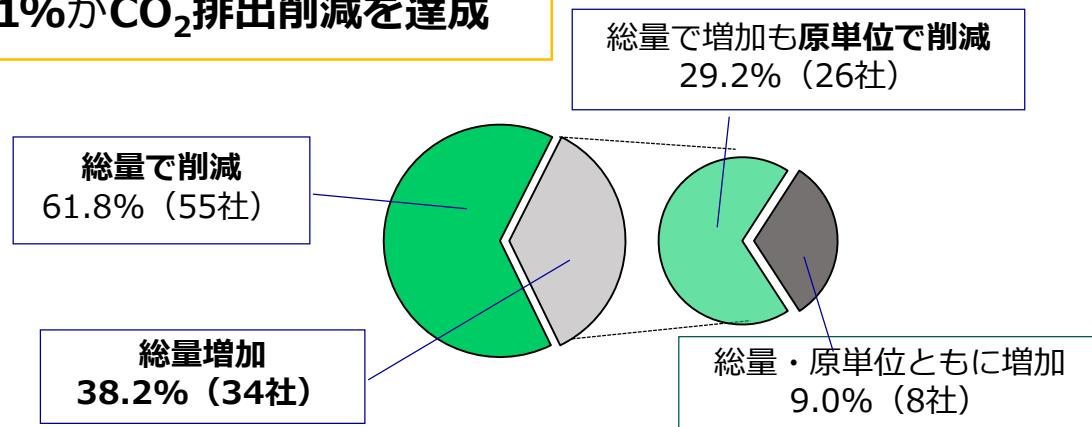
【プログラムの概要】

環境経営専門家と協働しながら1～5のSTEPに取り組みことで、省エネやCO₂及びコスト削減の他、環境マネジメントシステムの構築や社員の意識向上、本業での課題解決とチャンスの創出を目指します。

- STEP1 電気料金等のエネルギーコストとCO₂排出量を把握。削減可能性を検討
- STEP2 取組内容と全社員の役割分担を決め、一丸となって省エネの取組開始
- STEP3 環境への取組方針やCO₂削減目標を決定
- STEP4 取組結果の評価、問題点・改善点の洗い出しを行い、必要な改善を実施
- STEP5 取組結果 (CO₂やコスト等削減量) をまとめる。

Eco-CRIP補助事業の効果

2019年度 参加事業者の約**91%**がCO₂排出削減を達成



2019年度Eco-CRIP補助事業 支援後アンケート結果



1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (バリューチェーン全体での環境経営の促進)

(施策事例紹介) 再エネ100宣言 RE Action

- RE100は、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、2020年3月末時点で世界で229社、うち日本企業は32社が参加
- 環境省では、2018年6月にRE100に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画し、RE100の取組普及のほか、自らの施設での再エネ電気導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしている。

自治体や中小企業を対象とした再エネ100%利用を促進する枠組み ～再エネ100宣言 RE Action～

- 2019年10月9日に、グリーン購入ネットワーク（GPN）、イクレイ日本（ICLEI）、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）の4団体が旗振り役となり、28団体の参加を得て「再エネ100宣言 RE Action」が活動を開始
- 事業活動における使用電力を100%再生可能エネルギーに転換することを宣言するRE100の中小企業版として注目されている。
- 2020年4月1日時点で、国内の企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体の計62団体が参画（総従業員数は約7.6万人）し、これらの団体で使用されている約787GWh分の電力をすべて再生可能エネルギーに転換する行動が進められている。 「再エネ100宣言 RE Action」のロゴマーク
- 参画することによって、具体的な再エネ導入のための情報収集やRE100参加企業や、GPN、ICLEI、JCLPの加盟団体等との交流等が可能



資料：再エネ100宣言 RE Action協議会

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進)

(計画のポイント)

サービサイジングやシェアリングエコノミーなどの新たなビジネス形態の拡大は、製品の長寿命化やリサイクルしやすい設計を促し、従来の大量生産・大量消費型の経済システムの転換を促すことが期待されることから、低炭素化・省資源への貢献を含め、こうした新たなビジネス形態の実態把握に努めるとともに、その環境面での効用を「見える化」することにより、こうした新たなビジネス形態の拡大を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

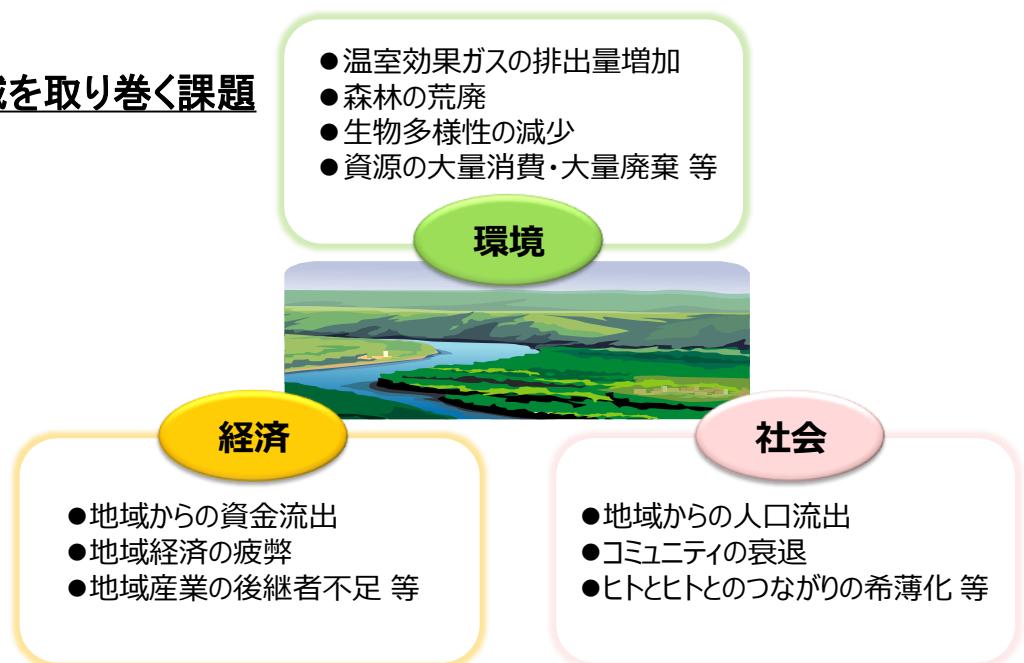
新たなビジネス形態の実態把握、環境面での効用の「見える化」

IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業	【2018年度】先進事例の効果算定手法の検証、取組状況や課題の把握等 【2019年度】4事例の効果算定手法の検証、効果算定手法のガイドラインを検討中
リユース関連事業の実態把握	【2018年度】既往統計整理、市場規模調査
環境ビジネス先進事例調査	【2018年度】 AIやIoTを始めとしたICTやロボット技術を活用した環境ビジネス展開企業25社 【2019年度】『地域循環共生圏』の創造による持続可能な地域づくりに向けた取組の推進企業20社

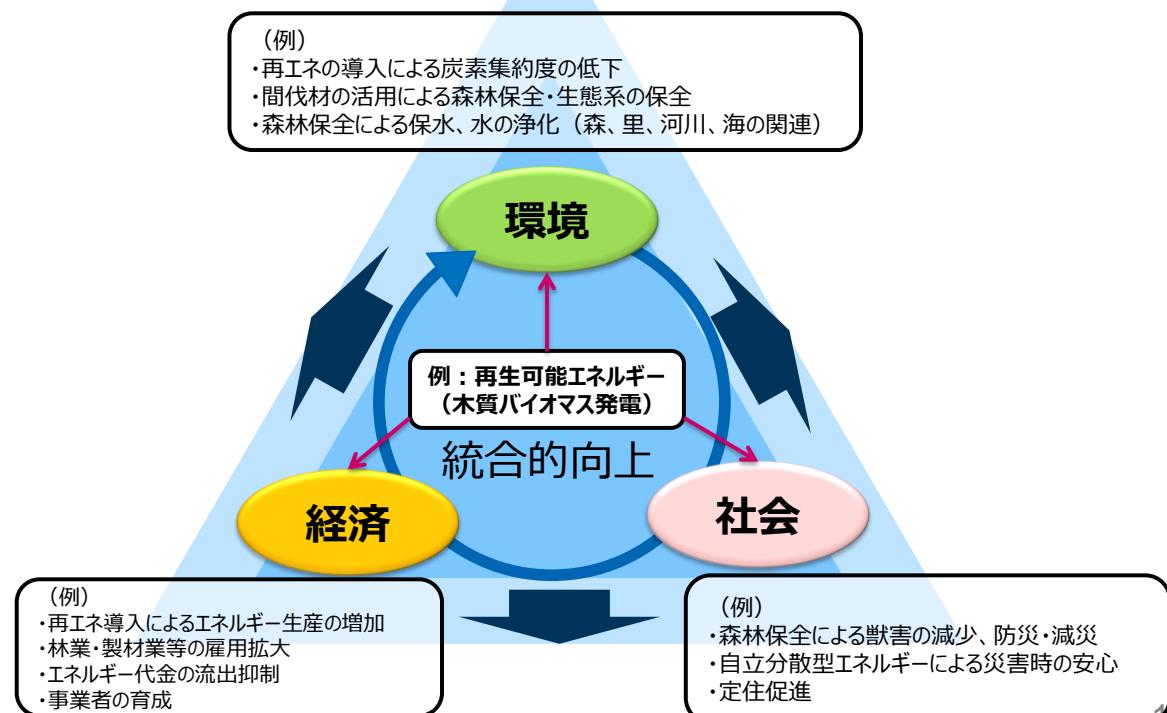
「ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネス」の先進事例集では、ローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネスの要素を以下に整理。

- ①地域資源を活用し、地域内で資金、エネルギーや食などが循環している
- ②地域間で補完し支え合いの関係が構築できている
- ③環境を含むそれぞれの地域課題を解決し、自立分散型の社会づくりにつながる

日本の地域を取り巻く課題



地域循環共生圏形成による「環境・経済・社会の統合的向上」のイメージ



(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (グリーン購入・環境配慮契約)

(計画のポイント)

企業がグリーン製品・サービスの供給を拡大していくためには、こうした製品・サービスに対する需要の拡大が不可欠であるため、国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組むとともに、地方公共団体や企業、個人によるグリーン購入・環境配慮契約を促すための普及啓発等を実施する。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の担うべき役割と進むべき方向性について検討し、更なるグリーン購入の普及を図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組む

【2018年度・2019年度】グリーン購入、環境配慮契約、基本方針の見直し等の検討

地方公共団体や企業、個人によるグリーン購入・環境配慮契約を促すための普及啓発

【2018年度・2019年度】グリーン購入・環境配慮契約の取組状況アンケート、地方公共団体への有識者派遣(実務支援)、国の基本方針説明会開催、地方公共団体担当者向け研修会開催。*2019年度の説明会・地方公共団体担当者向け研修会は新型コロナウイルス感染症対策のため、規模縮小・Webでの情報公開等にて対応

グリーン購入法の担うべき役割と進むべき方向性についての検討

【2018年度】家電製品等のエネルギー消費効率について一部品目の基準を2段階へ(従来基準+より環境性能の高い基準)

(定量的な取組の進捗)

調達率95%以上の特定調達品目の品目数、グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果、国等の機関における環境配慮契約の取組数、政府機関における温室効果ガス排出量

国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組む

調達率95%以上の特定調達品目の品目数	【2018年度実績】205品目中184品目
グリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減効果(試算)	【2018年度実績】187,406t-CO ₂
電気供給契約において環境配慮契約を実施した高圧・特別高圧契約	【2018年度実績】2,557件 *前年度比で36件増加
政府機関における温室効果ガス排出量	【2018年度実績】2,178,199t-CO ₂ *基準年度(2013年度)比で9.0%減少

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進)

(計画のポイント)

二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施によって、制度・技術・ファイナンスまでパッケージでのインフラ輸出を促進し、途上国の環境改善を図るとともに、我が国の多様なビジネス展開に資する。また、グリーン製品の輸出促進に向け、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進する環境物品協定交渉の早期再開・妥結を目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

トップセールスの実施によるパッケージでのインフラ輸出促進

2018	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境協力覚書に基づき、インドネシア、タイ等、5ヶ国との二国間政策対話を実施 ● ベトナムでは政策対話に合わせてジャパン環境ウィークを開催、我が国の環境インフラを相手国官民へPR ● ASEAN関連会合等マルチの機会や地域内フォーラムの機会に、各国要人と会談を実施 ● 要人往来に機会を好機と捉え、相手国へのトップセールスを推進 ● 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）による我が国の優れた低・脱炭素技術の海外展開を促進（24件採択、2013～2018年度の累積の採択案件は136件） ● 国内リサイクル企業と連携した鉄道車両スクラップからのアルミ合金の省エネルギー型水平リサイクルシステムの実現と将来のアジア展開を目指すための技術実証を実施
2018 ・ 2019	<ul style="list-style-type: none"> ● JCM等の活用を通じて低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査を実施 ● 低炭素技術等の普及展開による温室効果ガス排出削減を踏まえた人材育成等の事業を実施 ● 我が国の優れた低炭素技術・システム等による温室効果ガス排出削減を目的とした実証事業を実施 ● タイ王国における使用済み自動車及び廃電気・電子機器の適切な処理と資源循環システムの構築を目的とし、現地の法制度整備に向けた政策対話の開催並びに技術実証をパッケージとして実施
2019	<ul style="list-style-type: none"> ● アジア3か国の都市を対象とした「持続可能な都市づくりに向けたガイドブック」を活用 具体的には、急激な都市の発展により環境負荷が生じているアジア新興国都市における持続可能な発展のため、ケーススタディとして対象都市における現状課題の診断から、日本企業による各都市に合ったソリューションの提供までをパッケージとして実施。APECの場を活用した横展開を進めていくため、対象都市の選定及び3都市におけるケーススタディを進めている。 ● 環境協力覚書に基づき、モンゴル、ミャンマー等、4ヶ国との二国間政策対話を実施 ● タイでは政策対話に合わせてジャパン環境ウィークを開催、我が国の環境インフラを相手国官民へPR

(個表) 1 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進)

(計画のポイント)

二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施によって、制度・技術・ファイナンスまでパッケージでのインフラ輸出を促進し、途上国の環境改善を図るとともに、我が国の多様なビジネス展開に資する。また、グリーン製品の輸出促進に向け、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品の自由貿易を促進する環境物品協定交渉の早期再開・妥結を目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

環境物品協定交渉の早期再開・妥結

- WTOの貿易と環境委員会（半年に1度開催）で議論を行い、EGA交渉の成功は環境問題の面でもメリットがあるという認識を共有
- 日本は、オーストラリア、カナダ、EU、NZ等の各国とともにEGA交渉にコミットしているとの立場を表明

(2020年度の取組の進捗状況)

トップセールスの実施によるパッケージでのインフラ輸出促進

- 第6回日本・ベトナム環境政策対話を開催、気候変動、廃棄物管理、汚染対策等諸分野において継続的な協力を確認。制度構築支援や個別実証事業の実施支援等、インフラ輸出の基盤を整備。
- 環境インフラ海外展開プラットフォームを設立し、官民連携してインフラ輸出を促進。
- ERIAに海洋プラスチックごみ・ナレッジセンターを設立し（2019年10月）、各国の海洋プラスチックごみに関する情報を集約・共有。

(定量的な取組の進捗)

環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額、低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査等の実施件数

- 環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額は直近の調査である2017年において0.17兆円になった。
- 低炭素技術等の普及展開を目的とする案件の実現可能性調査は、2018年度は5件、2019年度は11件実施
- 我が国の優れた低炭素技術・システム等による温室効果ガス排出削減を目的とした実証事業は、2018年度は5件、2019年度は3件の事業を実施

(総括①) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【環境ビジネスの拡大】

- 環境産業の市場規模は、2018年で約105兆円であり、雇用規模も約260.9万人と過去最大となっている。環境ビジネスの市場規模の把握、優良事例の水平展開等、振興方針の検討等に取り組むことでイノベーションを生み出すことが重要。政策研究については、第4期の2020年度最終年度となることを踏まえて、今後の政策の企画・立案に資する成果を得られるように研究を進めていく必要がある。
- また、環境ビジネスの拡大にあたっては、様々なコストの中に人権・労働への配慮費用などのその他の社会的、経済的な費用も織り込みながら現実のグリーンビジネスを定着させていくという発想をもって取り組むことが重要。
- 加えて地方自治体、地域研究機関はもとより、各地商工会議所、その会員事業者などが参画しながら、密な地域ネットワークを活用して推進していくことが、非常に効果的。

※グリーン購入、環境配慮契約、環境金融の拡大、税制全体のグリーン化については、「グリーン購入・環境配慮契約」は後述の「グリーン購入・環境配慮契約」、「環境金融の拡大」は後述の「金融を通じたグリーンな経済システムの構築」に評価と課題を記載。

【バリューチェーン全体での環境経営の促進】

- バリューチェーン排出量の算定・削減については、自社の排出量のみならず、事業に関連する他社の排出量（Scope3）を算定する企業数は着実に増加している。SC排出量の算定は大企業を中心に広がっている状況であり、**中小企業にもSC排出量の算定の取組を広げる必要がある**。また、自らが取り組むことでより効果的な施策立案の気づきとすることに加え、公的機関でのSC排出量算定、削減に向けた取組を広げるために**環境省自身のサプライヤーに対するエンゲージメントも進めていくべき**。
- SBT等の個別企業における中長期削減目標の策定支援に関しては、SBT認定の取得企業数は、2019年度末時点で62社が認定取得しており着実に増加しているが、2020年度末100社の目標に到達するため一層の取組が求められる。また、SBT水準の目標を設定している企業は、大多数が大企業であり、**中小企業等への脱炭素経営を促す仕組みの検討や個社別のコンサルティング支援を実施すべき**。
- 地域において環境マネジメントシステムの導入を促進していくことは、地域企業の持続可能性を高め、**地域循環共生圏創造の重要な担い手確保につながる**こと等が期待される。一方で、エコアクション21の**認知度が低いことが課題**となっている。**現場の声からエコアクション21の強み弱みを再整理し、普及促進が必要である**。
- 環境配慮情報等の積極的開示の促進に関しては、今後は、中小規模の事業者の環境報告の取組を促進することで、開示を通じた企業評価に結びつけ、**環境経営の促進を図る取組を進めるべき**。

(総括②) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【サービサイジング、シェアエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進】

- サービサイジング、シェアエコノミー等の新たなビジネスは、従来の大量生産・大量消費型の経済システムの転換を促すことが期待されている。引き続き新たなビジネス形態の事態把握等に努めるとともに、これまでの知見を生かしてこれらの新たなビジネス形態の拡大を促進していくべき。

【グリーン購入・環境配慮契約】

- 国等が率先してグリーン購入・環境配慮契約に積極的に取り組むことで、事業者对环境技術の促進等に対するモチベーションを向上させ、イノベーションを誘引できる可能性がある。今後は、国等における環境配慮契約実施率の更なる向上が課題である。未実施理由を精査することで具体的な対応策を検討していくべき。
- また、国等のみならず、幅広くグリーン購入・環境配慮契約が積極的に取り組まれることで、事業者对环境技術の促進等に対するモチベーションを向上させ、イノベーションを誘引できる可能性がある。地方公共団体におけるグリーン購入・環境配慮契約の実施率向上が課題である。地方公共団体に取り組もうとする場合の適切な支援のあり方を検討していくべき。
- さらに2段階基準のうち、環境性能の高い基準の環境物品の調達率の増加を促進することが課題。そのため、調達機関への呼びかけを引き続き行うべき。

(総括③) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【我が国の優れたグリーン製品・サービス・環境インフラの輸出の促進】

① トップセールスの実施によるパッケージでのインフラ輸出促進

- 環境・リサイクル分野における日本企業の海外インフラ受注実績額は直近の調査である2018年において0.21兆円になるなど我が国の環境性能の高いインフラの海外展開を図るため、ソフト面支援を含めたパッケージでの相手国政府へのトップセールスを含めた**インフラ輸出促進が精力的に行われている。**
- 日本企業のアジア諸国における海外展開において**大きな課題となっているのが、有価物のみ回収し、必ずしも適正処理をしない現地のインフォーマルセクターとの競争を余儀なくされている点**である。これらの国では廃棄物を適切に処理・リサイクルするための法制度が十分に整っていない。適正な処理をするためにコストを必要とする日本企業の技術の活用がビジネスモデルとして成り立つには、相手国において関連する法制度を確立し、行政による適切な管理の下で廃棄物を処理する仕組みを整えることが不可欠である。このため、引き続き政府として相手国との政策対話や国際会議の場などのチャンネルを通じて、**相手国の法整備を含めた適切な資源循環システムの構築を支援することで、日本企業の海外展開を後押し**していくべき。

② 環境物品協定交渉の早期再開・妥結

- 日本が強みを有する環境・エネルギー技術による環境保護を推進し、**優れた環境・エネルギー技術を有する企業の輸出競争力が強化**されることが期待できる。日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、という観点から、**引き続き交渉の早期妥結を**目指し、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいくべき。

(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (ESG投資等の普及・拡大)

(計画のポイント)

関係者が広くESG投資等の重要性を正しく認識し、今後は一層の拡大を促していくことが求められるため、投資家を始めとする関係者に対しESG情報の理解を促すとともに、企業価値の向上に向けて環境情報の開示に取り組む企業の拡大及び企業が開示する情報の質の適正化を図る。また、投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

環境情報の開示の取組拡大、開示情報の質の適正化

【2018年度】環境情報と企業価値に関する検討会開催

【2019年度】環境情報と企業価値に関する検討会取りまとめを公表、「環境サステナブル企業」についての評価軸と評価の視点を公表・本評価軸と評価の視点を参考にした採点表を用いた表彰制度を新設

投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームの整備等

【2018年度】投資家と企業の直接対話の場を提供するイベントの開催、システム機能改善を実施

【2019年度】投資家と企業の直接対話の場を提供するイベントの開催、開示フォーマットの改善を実施

(定量的な取組の進捗)

投資家と企業の対話を活性化するプラットフォームへの参加企業数

●2019年度は企業550、投資家177となり、2018年度の参加数（企業530、投資家167）から増加している。

(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

(計画のポイント)

2℃目標やSDGsの達成のためには、地球温暖化対策、自然資本の劣化の防止に資する事業等に対して巨額の投資が必要である。こうした事業に民間投資を呼び込むため、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトへの支援や、グリーンボンド発行・投資の支援等を実施する。

(2018年度、2019年度の実績の進捗状況①)

地域脱炭素投資促進ファンド事業 (グリーンファンド)

【2013年度～2019年度】出資決定件数36件、出資決定金額162億円 (累計) * 2020年度も同様の支援を実施

(定量的な取組の進捗①)

地域脱炭素投資促進ファンド事業における出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量

- 2019年度末時点の出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量は5,174t-CO2/年となり、目標値の2,000t-CO2/年/億円を超えた。

KPI	2019年度実績	目標値
年間CO2排出削減量	1,031,322t-CO2/年	
出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量	5,174t-CO2	2,000t-CO2以上
出資案件の年間CO2排出削減量 (見込) に対する達成度	平均114.3%	平均80%以上
出資決定件数 (累計)	36件	
出資決定金額 (累計)	162億円	
本事業が呼び水となった民間資金の金額	1,657億円	
民間資金の呼び水効果	10.3倍	3.0倍以上

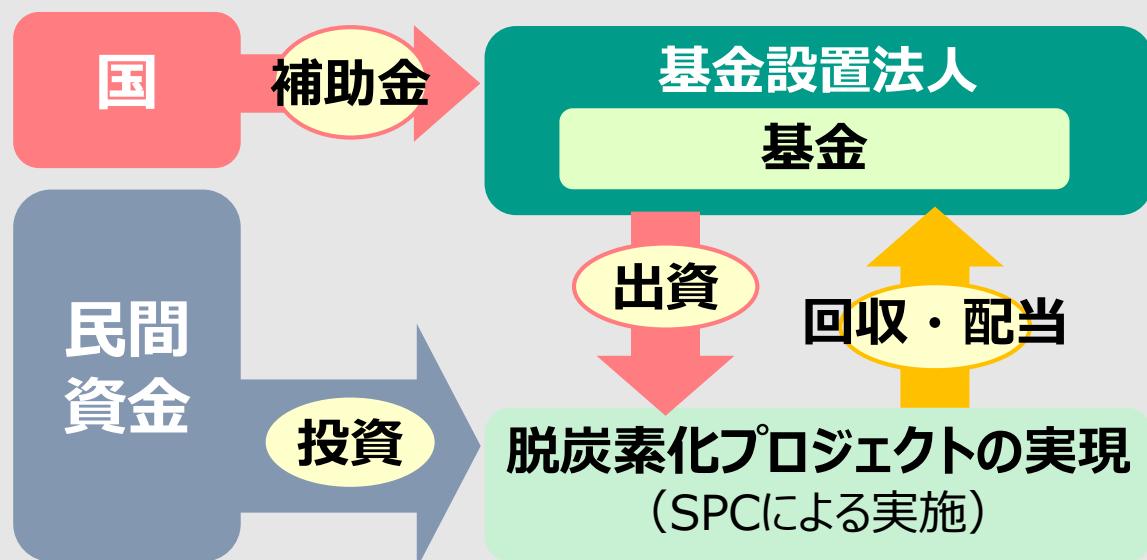
出典：一般社団法人グリーンファイナンス推進機構「平成30年度 地域低炭素投資促進ファンド事業全体に係るKPIについて」
http://greenfinance.jp/comp/pdf/kpi_h30.pdf及び環境省資料より作成

1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

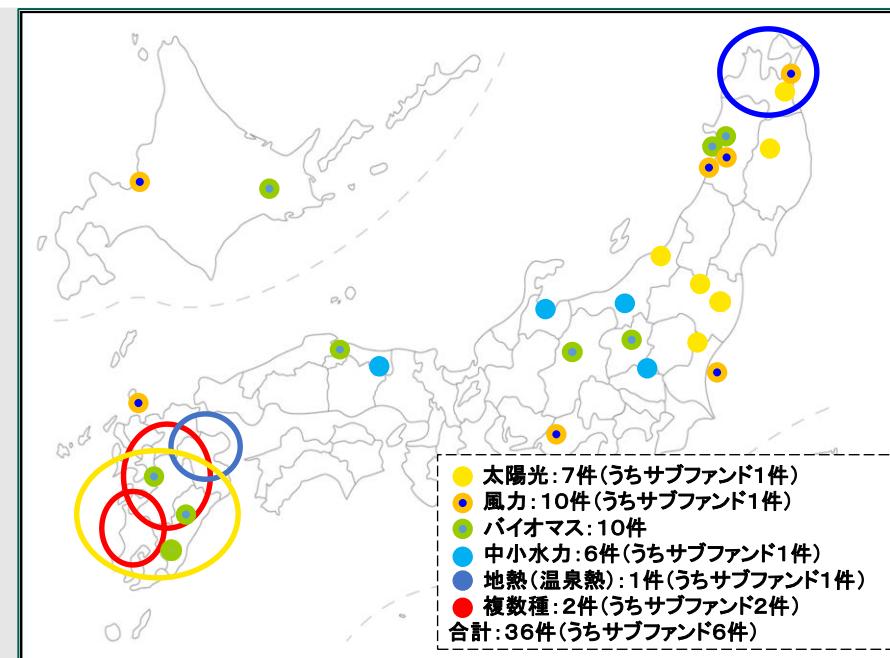
(施策事例紹介) 地域脱炭素投資促進ファンド事業 (グリーンファンド)

- 脱炭素社会の実現には、再生可能エネルギー事業等の拡大が重要であり、民間だけでリスクを取ることが難しい地域主導の脱炭素化プロジェクト等に対して、公的資金を供給し、民間資金の呼び水となることが必要。
- グリーンファンドは、一定の採算性・収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対して出資を行い、事業者の資本力を改善し民間資金を呼び込むことで、地域の資金循環を拡大、脱炭素社会の実現と地域活性化の両立を目指すものであり、脱炭素化プロジェクトの拡大を通じて、ESG地域金融の取組の加速化にも貢献する。

事業イメージ



これまでの出資決定案件



出所：
環境省作成

出資事業の例

陸上・洋上風力発電事業、中小水力発電事業、バイオマス発電・熱利用事業、地熱・温泉発電・熱利用事業、熱融通・供給（コジェネ、廃熱、太陽熱、地中熱、地下水等の未利用熱等）、脱炭素運輸システムのためのインフラ整備（LRT、EV充電設備等）、これらを組み合わせ地域づくり・まちづくりとして実施する事業



(個表) 1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

(計画のポイント)

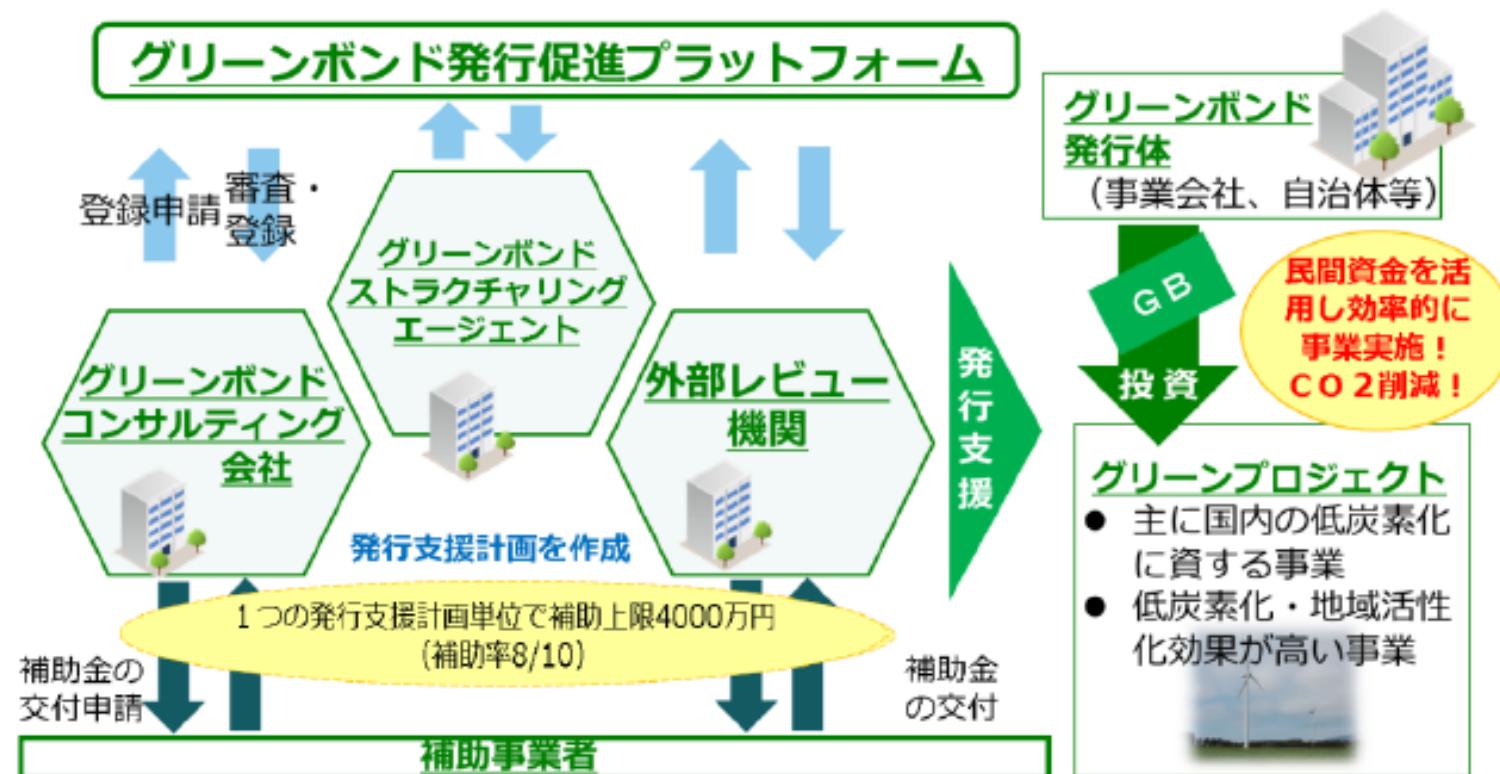
2℃目標やSDGsの達成のためには、地球温暖化対策、自然資本の劣化の防止に資する事業等に対して巨額の投資が必要である。こうした事業に民間投資を呼び込むため、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトへの支援や、グリーンボンド発行・投資の支援等を実施する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

- グリーンボンドを発行しようとする企業・自治体等の発行支援
- グリーンボンド発行支援を行う者の登録・公表
- グリーンボンド発行促進プラットフォーム整備
- モデル発行事例の選定、ESGファイナンス・アワード(2018年度はジャパン・グリーンボンド・アワード)を開催、先進的取組等を表彰
- グリーンボンドガイドライン2020年版の改訂

* 2020年度も同様の支援を実施



図出典：環境省「令和2年度(2020年度)エネルギー対策特別会計予算(案) 補助金・委託費等事業(事業概要)「グリーンボンドや地域の資金を活用した脱炭素化推進事業」」 <http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir02.html>

(定量的な取組の進捗②)

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業で発行したグリーンボンドを通じて資金導入したグリーンプロジェクトによるCO2排出削減量、グリーンプロジェクトに導入された投資額

- 2019年度の本事業により発行したグリーンボンドを通じて資金を導入されたグリーンプロジェクトによる年間CO2排出削減量は、1,069,677t-CO2/年となった。
- その他、2019年度に本事業により発行したグリーンボンドを通じてグリーンプロジェクトに導入された投資額は約3,800億円となった(2019年度の国内グリーンボンド総発行額約8,900億円)。

1 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (グリーンプロジェクトへの投融資の促進)

(施策事例紹介) グリーンボンドガイドライン改訂、 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン策定

- グリーンボンド原則の改訂やグリーンボンドを取り巻く環境、市場動向を踏まえ、**グリーンボンドガイドラインを改訂**
- 併せて、**グリーンローン**や、借り手のサステナビリティ経営の高度化を支援するため、野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット (SPTs) の達成を融資条件等と連動させることで奨励する融資である**サステナビリティ・リンク・ローンに関するガイドラインを策定**

グリーンボンドガイドライン改訂のポイント

1. グリーンファイナンスの最新動向を踏まえた内容の更新
2. グリーン性を有するサステナビリティボンドへの適用範囲拡大
3. グリーン性を担保するための外部レビューに関する事項の明確化
4. 健全なグリーンボンド市場発展のための投資家の役割の明確化
5. 適格グリーンプロジェクト等の例示の拡充

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインのポイント

グリーンローン関係

1. 開示を通じたグリーン性に関する社会への透明性の確保
2. 外部レビュー又は内部レビューによる柔軟なレビュー対応
3. 健全なグリーンローン拡大のための貸し手の役割

サステナビリティ・リンク・ローン関係

1. 野心的かつ有意義なSPTsの設定
2. SPTsの達成と融資条件等の連動によるインセンティブ効果
3. 資金用途が特定のプロジェクトに限定されない



(総括①) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【ESG投資等の普及・拡大】

- 環境情報の企業価値評価への適切な反映を促進できるよう、適切な情報開示と情報の活用を促す取組を進める必要がある。また、地域循環共生圏の創造に向けて、ESG投資に限らず、ESG融資でも活用可能な情報のあり方を検討していく必要がある。
- 望まれる環境情報の開示によりESG金融が促進するよう、投資家にとって有用な環境情報の検討や提供を進めるべき。
- 情報の開示ということだけではなく、それぞれの組織がきちんと内容をしっかり検討した上で、企業の戦略、組織の目標に向かっていけるような検討をされているかどうか、しっかり確認をしていく必要がある。
- 単にフォーマットに基づく情報開示だけではなく、開示される情報の質や開示の質を担保するプロセス及びガバナンスも強化して取り組むべき。
- 日本の企業構造のほとんどを占める中小企業にとってのインセンティブ・将来ビジョンを描く必要がある。
- サプライチェーンを支える中小企業に対するESG投融資が、サプライチェーン全体のサステナビリティ強化に重要な役割を果たすため、地域における説明会やESG金融の専門家育成に資するセミナー等を更に広げていくべき。
- 中小企業の取組促進のため、その取引先となる地域金融機関に対しては、伴走型支援やガイドの作成等により、継続的にサポートしていくべき。
- 地域の金融機関、中小企業、自治体が動きやすいよう、しっかり政策誘導すべき。
- 中小企業に対する継続的な支援は重要であるため、ESG金融を推進すると同時に、その他の融資制度もないがしろにならないようにしていく必要がある。
- TCFDの賛同企業数が世界1位など、日本企業の積極的な取組を、政府としても国内外に発信し、「環境と成長の好循環」の実現のため、関係省庁と連携して民間の取組を後押しするべき。
- 世界は1.5°C目標の中で動いているということを意識すべき。日本はスタートが遅れているとの認識のもと、ESG金融への取組の質の向上や人材のレベルアップ、特に気候変動への適応策の必要性等の認識向上を今早急に促すべき。

【グリーンプロジェクトへの投融資の促進】

- 地域低炭素投資促進ファンド事業においては、更なる地域の低炭素化案件の組成を促進する必要がある。
- また、グリーンボンドについては、更なるグリーンボンド市場の拡大に向けて支援する必要がある。
- グリーンボンドの発行額や発行体数も重要だが、対応する情報開示の質を担保するプロセスやガバナンスが適切に対応しているのかを定量的に判断するのは難しいため、定性的な要因も検討すべき。

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
環境と経済の統合・持続可能な生産と消費の 패턴の確保	資源生産性		24万円/トン (2000年度)	39万円/トン (2017年度)	▲	▲	▼	循環型社会形成推進基本計画において目標値(2025年度に約49万円/トン)を設定 GDPの伸び以上に天然資源等投入量が増加したため、2017年度は前年度から微減
	炭素生産性		337千円/トン (2000年度)	430千円/トン (2018年度)	▲	▲	▲	
グリーンな経済システムへの移行	環境産業の市場規模・雇用規模	環境産業の市場規模	583千億円 (2000年)	1,053千億円 (2018年)	▲	▲	▲	前年値は1,022千億円 (2017年)
		環境産業の雇用規模	1,798千人 (2000年)	2,609千人 (2018年)	▲	▲	▶	前年値は2,584千人(2017年) 数値としては伸びているが、変化量が1%に満たないため、矢印は横ばい
環境経営に対する取組の促進	RE100加盟企業数・SBT参加企業数・TCFD賛同企業数	RE100加盟企業数	6 (2017年)	37 (2020年)	▲	—	▲	日本の企業数のみ抽出したもの、累計、2020年8月11日時点までにコミットした企業
		日本のSBT参加企業数	3 (2014年)	100 (2020年)	▲	—	▲	累計、2020年8月11日時点までにSBT認定を受けた企業及びSBTを策定するとコミットした企業の数
		TCFDに賛同を表明した組織数	9 (2017年)	298 (2020年)	▲	—	▲	累計、2020年8月31日時点までにTCFDに賛同を表明した組織数

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
企業等の取組を後押しする環境・持続可能な社会の構築へと資金の流れがシフトしている	PRI署名機関数・PRB署名数	PRI署名機関数	7 (2006年)	84 (2020年)	▲	▲	▲	累計, 2020年9月8日時点までに PRI署名した機関数
		PRB署名数	—	6 (2020年)	▲	—	▲	累計, 2020年8月31日時点までの PRB署名数
	ESG融資目標を公表した金融機関数	ESG融資目標を公表した金融機関数	—	11 (2020年度)	▲	—	▼	最新年値は2020年9月30日時点のもの 地域ESG融資促進利子補給事業において、ESG融資目標設定型として採択された金融機関の数 2019年度は21、2020年度は11となり、前年度比は1%を超えるため下向き (2020年11月30日時点では、24となり上向きとなる。)

(※) 用語説明

- RE100：企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- SBT：パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- TCFD：投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース
- PRI：責任投資原則。投資の意志決定プロセスにESG要素を組み入れるべきとするもの
- PRB：国連責任銀行原則。PRIの銀行版

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

○総括

- ・環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されているといえる。環境基本計画の進捗状況にかかる指標も全体的に良い方向に向かっている状況にある。
- ・また2010年から2019年まで行われてきた環境経済観測調査（環境短観）においては環境ビジネスを実施している企業からみた自社の環境ビジネス業況はビジネス全体や日銀短観と比較して好調さを継続するとともに、ビジネス全体の景況と環境ビジネスの業況が近接してきていること等からグリーンな経済システムの構築に向けて進捗をしているといえる。

○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・エコアクション21の取得がSDGsに取り組む契機となる、また地域の課題解決と環境保全を一体的に取り組むローカルSDGs(地域循環共生圏)ビジネスの進展など、環境ビジネスの推進に伴い環境だけでなく、社会福祉の向上や地域経済活性化に取り組む事業者の拡大にも貢献している。
- ・環境・社会・企業統治に取り組む事業を支援するESG投融資の進展は、地域循環共生圏構築の推進力となる。

○今後強化が必要な取組の方向性

- ・バリューチェーン全体での環境経営の促進やESG投融資等の拡大という観点からは、大企業を中心とした取り組みは一定程度進捗したが、今後は中小企業に対する取り組みを強化していく必要がある。
- ・また、新型コロナウイルスによる感染症及びそれに伴う経済活動への影響により、環境産業やESG融資、投資に対する影響が生じている状況である。このような状況下、2020年4月7日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「**持続可能で強靱な脱炭素社会への移行**」を進める施策が位置づけられた。また7月17日に閣議決定された「統合イノベーション戦略2020」においては、コロナ後の反転攻勢と社会変革に向け、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進とともに、「**脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計**」が求められている、と記載されている。

(重点分野 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

・7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、ポストコロナ時代に「**気候変動等の地球規模の課題に対応し、持続可能で環境と調和した循環経済の実現など、国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担える国を目指す**」と記載。

・7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においては、ポスト・コロナの社会において「**ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を加速し、環境ビジネス分野で雇用を創出し、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行を加速化させるべく国内外の取組を強化していく。**」と記載。

○これらを踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続可能で強靱な脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計に向けた政策を強化していくことが必要である。

環境産業に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた産業活動の実態を把握し、感染症や気候変動等による気象災害にも対応できる持続可能で強靱な環境産業の推進、脱炭素化を取り入れたビジネス活動の推進、それを促すESG投融資の推進方策を検討していくことが重要である。

2 国土のストックとしての価値向上

(個表) 2 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (海洋環境の保全)

(計画のポイント)

海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs 等国際的枠組みを活かしつつ、海洋保護区の設定及び管理の充実、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

海洋保護区の設定及び管理の充実

● 2018年5月に環境大臣から中央環境審議会に諮問（「海洋環境をはじめとする自然環境の保全につき講ずべき措置について（諮問）」） ● 2019年1月に答申（「生物多様性保全のための沖合域における海洋保護区の設定について（答申）」）

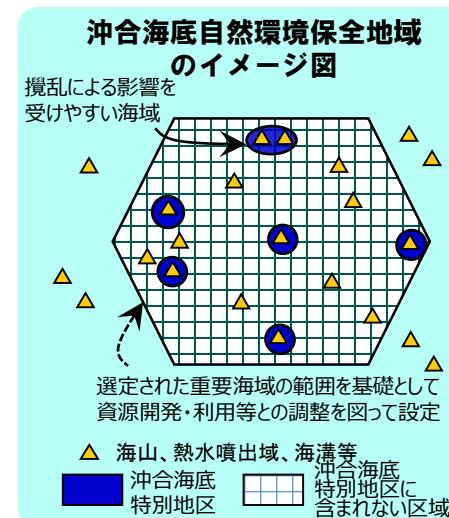
● 答申を踏まえ、沖合海底自然環境保全地域制度を創設すべく、「自然環境保全法の一部を改正する法律案」を第198回国会に提出、2019年4月に改正自然環境保全法成立（2020年4月1日施行）

● 改正自然環境保全法の成立を受けて、自然環境保全基本方針を変更、沖合海底自然環境保全地域の指定方針等を定めた。

「沖合海底自然環境保全地域」制度の創設

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する。
- 海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とする。
- 沖合海底特別地区（許可制）とそれ以外の区域（届出制）にゾーニングする。

※ 我が国の内水及び領海（水深200メートル超の海域に限る。）、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域



サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全

● 「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に基づき、2020年度までに重点的に取り組む課題として選定された3課題についてモデル事業を展開するとともに、関係機関等の各主体が本行動計画の推進を図った。

重点課題① 陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等への対策の推進（モデル地域：与論島）

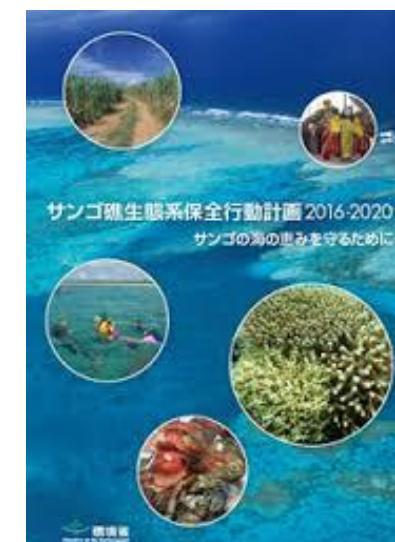
重点課題② サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進（モデル地域：石垣島）

重点課題③ 地域の暮らしとサンゴ礁生態系のつながりの構築（モデル地域：喜界島）

● 2018年度に本行動計画の中間評価を実施。その結果を踏まえ、重点課題の地域取組体制を構築するモデル事業を加速化

● 関係者等による情報共有ワークショップや、一般向け普及啓発シンポジウムを関係自治体と共催

● サンゴ礁、藻場、干潟を対象に基礎的な環境情報の収集調査を実施



サンゴ礁生態系保全行動計画
2016-2020

(個表) 2 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (海洋環境の保全)

(計画のポイント)

海洋環境の保全及び持続可能な利用を推進するため、SDGs 等国际的枠組みを活かしつつ、海洋保護区の設定及び管理の充実、サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全、海洋酸性化などへの対応、マイクロプラスチックを含む海洋ごみへの対応、海洋汚染の防止、沿岸域の総合的管理、海洋の開発利用と環境保全との調和、海洋環境を的確に保全するための基盤となるモニタリング・調査研究などの施策を総合的に推進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

海洋環境の保全

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理の推進に関する法律（海岸漂着物処理法）（平成21年法律第82号）の改正（2018年6月）及び基本方針の変更（2019年6月）

新たな海洋プラスチックごみ汚染を生み出さない世界を実現するための実効的な対策を盛り込んだ「海洋プラスチックごみアクションプラン」の策定（2019年5月）

海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のための海岸漂着物等地域対策推進事業による地方自治体への支援、閉鎖性海域での漂着ごみの回収作業の実施

「プラスチック・スマート」キャンペーン（2018年10月～）による企業・団体・個人による不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底の推進

化粧品製造業界団体による洗い流しのスクラブ製品におけるマイクロビーズの使用中止等の自主的取組

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染等防止法）（昭和45年法律第136号）に基づく海洋投入処分、CO2の海底下廃棄（苫小牧沖海底下CCS実証試験事業への許可）、有害水バラスト処理設備の確認及びばら積み輸送される有害液体物質等に係る許可制度等の適切な運用

海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響の的確な把握のための海洋における観測・監視の実施・有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査

北大西洋地域海行動計画（NOWPAP）に基づきリモートセンシング技術による海洋環境モニタリング手法に係る研究等

2 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (海洋環境の保全)

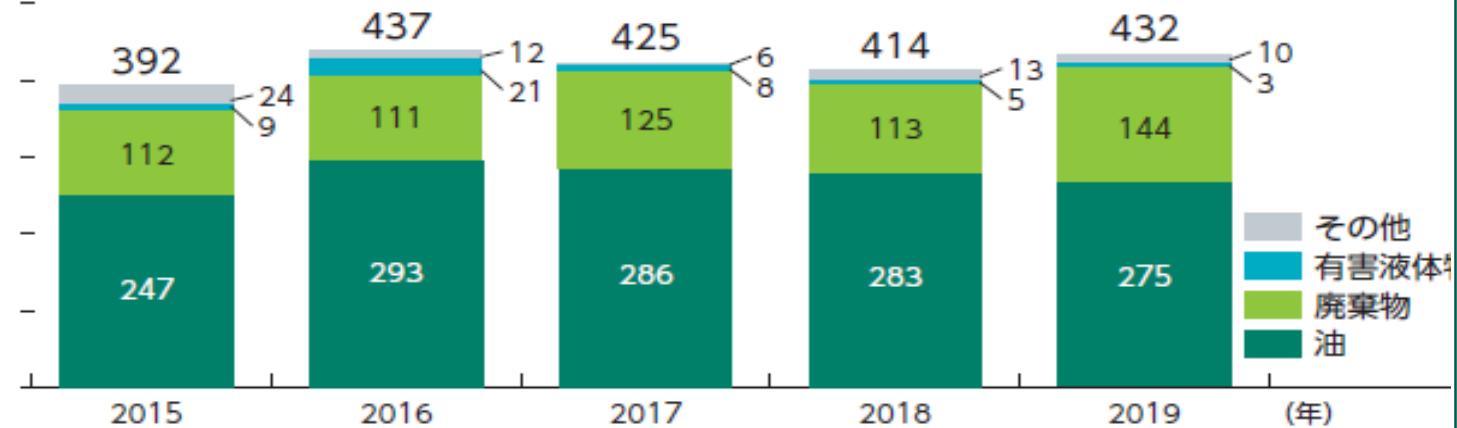
(定量的な取組の進捗) 海岸漂着物処理法に基づく地域計画策定自治体数

海洋汚染 (油、廃棄物等) の発生確認件数、海上環境関係法令違反送致件数の推移

● 海岸漂着物処理法に基づく地域計画策定自治体数

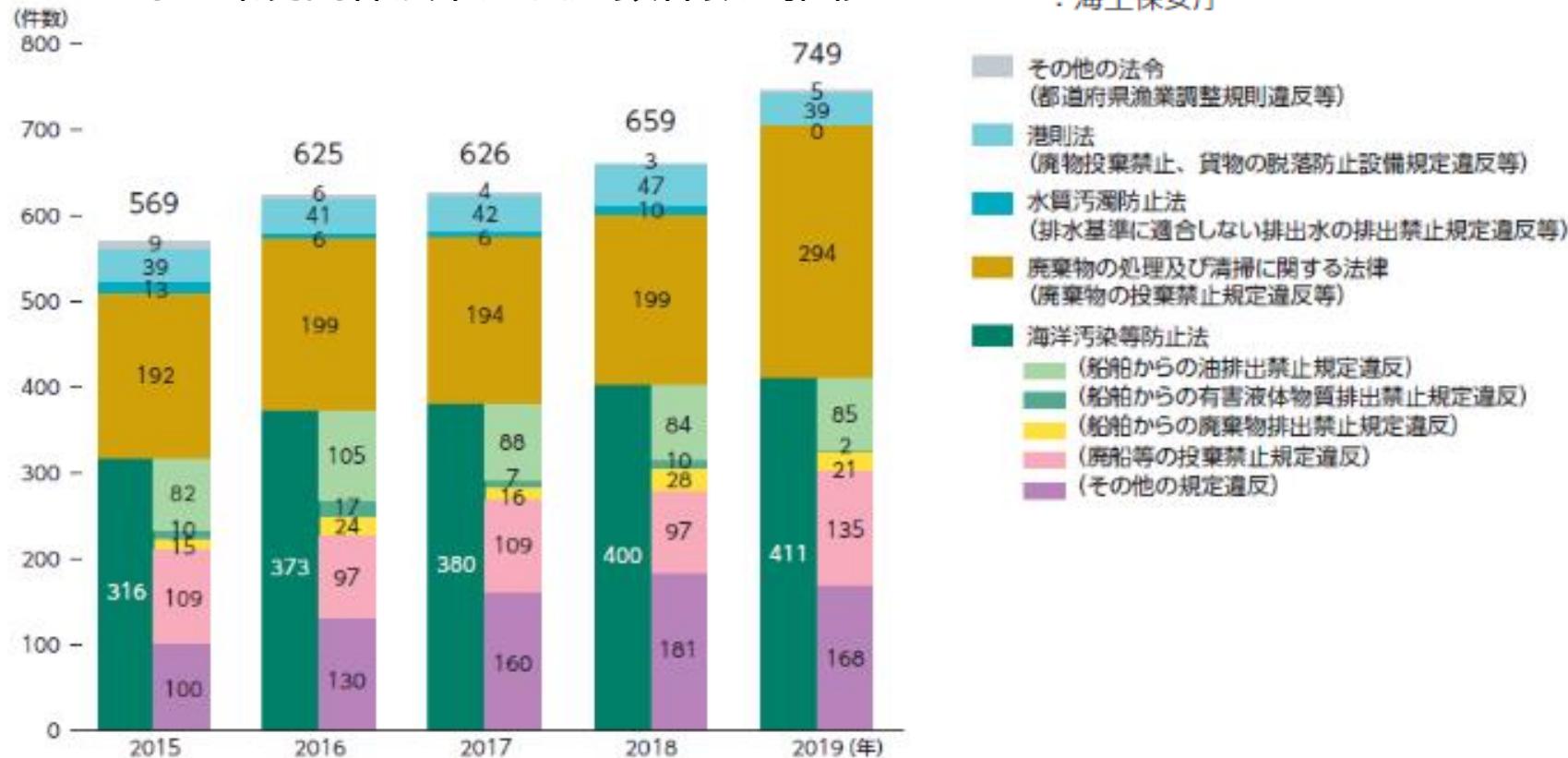
38

● 海洋汚染 (油、廃棄物等) の発生確認件数



その他とは、工場排水等である。
：海上保安庁

● 海上環境関係法令違反送致件数の推移



資料：海上保安庁

(個表) 2 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (健全な水循環の維持又は回復)

(計画のポイント)

水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。こうした状況を踏まえ、2014年に「水循環基本法」(平成26年法律第16号)が成立し、水循環に関する渇水・洪水・水質汚濁などの様々な課題の解決に向けた取組を開始する機運が高まっている。具体的な取組としては、「水循環基本計画」(2015年7月10日閣議決定)に基づき、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、地方公共団体等が中心となり流域水循環協議会の設置や流域水循環計画の策定などの必要な体制の整備を図ること等により連携及び協力の推進に努める。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

健全な水循環の維持又は回復

水循環基本計画(2015年7月閣議決定)に基づき、流域水循環計画策定や取組推進のため、2018年7月に「流域マネジメントの手引き」、2018年7月及び2019年10月に「流域マネジメントの事例集」を作成・公表、全都道府県及び全市町村に配布

「水循環セミナー」を開催し、水循環に関する施策の最新動向や先進的な取組を共有

官民連携のプロジェクトである「ウォータープロジェクト」(2020年3月時点で221企業・団体が参加)の取組として、水循環の維持又は回復に関する取組と情報発信を促進

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の取組を推進

地域住民等による森林の保全管理活動等の取組や、地域コミュニティが取り組む農地や水路等の地域資源を保全管理する共同活動への支援を推進

生態系ネットワークや「森里川海」等の保全・回復への取組

「第5～10回水と災害に関する有識者・指導者会議(HELP)」、「第2、3回国連水と災害に関する特別会合」、「第8回世界水フォーラム」を通じて、水・防災分野への公共投資の重要性を提言、我が国の強みのある技術・ノウハウを活かした海外展開を実施

2 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (健全な水循環の維持又は回復)

(定量的な取組の進捗) 環境基準達成状況、流域水循環計画の策定数

● 環境基準達成状況

1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	△
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	×
	(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
	(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-			
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	△
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	別紙の通り					100%	×
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-			
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下	○
年度ごとの目標	-	-	-	-	-			

● 流域水循環計画の策定数

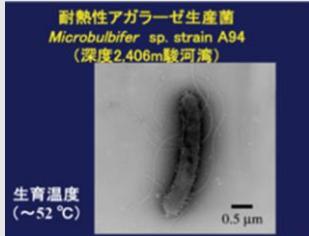
44 (2020年4月末時点)

(総括①) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【海洋環境の保全（自然環境部会）】

- 国際的には、海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。我が国の自然環境保全政策では、これまでは主に陸域及び沿岸域における自然環境の保全に取り組んできたが、今回の自然環境保全法の改正によって沖合域の海底に施策の範囲が広がり、陸域、沿岸域から沖合域に至るまで、総合的に生物多様性の保全に取り組むことが可能となった。
- 「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に基づき、サンゴ礁生態系の保全に向け様々な主体による取組が統合的に実施された。取組の保全効果を長期的なデータに基づき定量的に評価することが必要。
- 今後、深海生物の高温や高圧への耐性等の生理的な特徴や、光合成によらず必要な栄養を生成するなどの独特の生態を考えると、深海の生物資源の有する可能性は大きく、イノベーションの可能性がある。
- 今後、サンゴ礁生態系は、食料の供給や観光、レクリエーションの場の提供、天然の防波堤としての機能などの生態系サービスをもたらすことが期待される。
- 海洋保護区の設定及び管理の充実に関しては今後、生物多様性条約COP10で策定された「愛知目標」では、2020年までに海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており（現在は8.3%）、2020年のCOP15までに沖合海底自然環境保全地域を指定することで愛知目標の達成を目指す。また、2020年のCOP15で策定されるポスト2020生物多様性枠組みを踏まえ、関係省庁の連携の下で、今後の対応の方向性を検討する。さらに、新設される沖合海底自然環境保全地域の自然環境の状況を把握し、今後の同地域の科学的・実効的な管理や特別地区の追加指定等の検討、継続的なモニタリングの土台（ベースライン）の情報の確保を行う。
- サンゴ礁をはじめとする脆弱な生態系の保全については今後、2020年度が「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」の最終年に当たることから、本行動計画の重点課題に対応する。また、モデル事業を推進し、他地域でも応用可能な形に取りまとめる。さらに、モデル事業及び行動計画に係る各地域の取組の結果を取りまとめ、最終評価を行う。その結果を踏まえ2021年度以降の国内のサンゴ礁保全に係る次期計画を策定し、事業を実施する。

分野	種類	具体的事例
燃料生産	カイコウ オオソコ エビ	セルロース（木片）をグルコース（糖分）に効率的に変えることができる酵素（セルラーゼ）を有するため、バイオエタノール生産等に活用できる  (写真提供：JAMSTEC HP)
科学・医療	耐熱性微生物 (深海底泥)	深海底泥の中から採取・培養をし得られるもので、生物実験においてDNAを簡便に回収できる酵素（アガラーゼ）を有する   (資料提供：JAMSTEC HP)



(総括②) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【海洋環境の保全（水環境部会）】

- 今後、海洋ごみ対策を通じた包括的な3R推進（社会・ライフスタイル・技術）、衛星等を用いた海洋モニタリングの高度化（技術）などが期待できる。
- 課題及び今後の取組方針としては、以下が挙げられる。
 - 海岸漂着物処理法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみアクションプラン等に基づくマイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や生態系への影響等に関する調査研究、自治体が行う海洋ごみの回収等への財政支援、プラスチックの3R推進、マイクロプラスチックの実態把握のための調査やその手法の国際連携
 - 海洋汚染等防止法に基づき、ロンドン条約、船舶バラスト水規制管理条約及び海洋汚染防止条約（マルポール条約）に適切に対応
 - NOWPAP等への参画等を通じた国際的な連携・協力体制の構築
 - 総合的な土砂管理、防護・環境・利用が調和した海岸空間の保全、生態系を活用した防災・減災の推進
 - 水環境の保全と生物の多様性及び生産性の確保等が調和・両立する「きれいで豊かな海」の確保に向けた水質の変化等と水産資源等の関係性に関する調査研究
 - 海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境変動の実態等の把握、影響の予測・評価とその適応策
 - 洋上風力発電や二酸化炭素回収・貯留（CCS）における環境保全と開発・利用の両立の推進
 - 海洋環境モニタリングの継続的实施

(総括③) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【健全な水循環の維持又は回復】

- 今後、評価指標の明確化や施策の効果の見える化（社会）、防災・減災、国土強靱化や渇水への対応（社会）、水循環解析等による地下水に関する挙動の把握や気候変動が水循環に及ぼす影響の予測技術の向上（技術）、水インフラ技術の統合的向上（技術）などが期待できる。
- 課題及び今後の取組方針としては、令和2年6月に閣議決定した新たな水循環基本計画において、以下の3本柱を重点的に取り組むこととしている。
 1. 流域マネジメントによる水循環イノベーション
(今後、流域水循環計画の策定団体の裾野を広げるとともに、健全な水循環の維持または回復のため更なる流域マネジメントの質の向上が必要。)
 2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現
(地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水のリスクが懸念。災害に強くしなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要)
 3. 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承
(健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近に水に触れ、水について学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要。また、我が国の水循環に関する優れた経験・知見・技術を海外展開するため、各国政府や国際機関等との連携を促進するとともに、国際協力を通じて世界に貢献することが必要。)

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現①)

(計画のポイント) 都市のコンパクト化により熱源や熱需要が適切に集約される場合には、未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まることから、熱供給設備の導入支援等によりその熱利用の拡大を図る。また、LRT/BRT等を軸とした公共交通ネットワークの形成を進めることで、自転車交通量の減少等を通じてGHG削減に寄与する。これらの施策による環境負荷の削減効果を「見える化」すること等による都市のコンパクト化を推進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

都市のコンパクト化、公共交通ネットワーク形成の推進

立地適正化計画制度の普及等によりコンパクト・プラス・ネットワークの取り組みを促進

LRT/BRT 【2018年度】LRT 1 件、BRT 3 件の補助を実施 【2019年度】LRT 1 件、BRT 5 件の補助を実施

その他 【2018年度】地方公共団体へのコンサルティング、支援施策の充実やモデル都市の形成・横展開 * 2019年度も取組推進

未利用の再生可能エネルギー熱の利用

下水熱 【2018年度】事例集を公表 【2019年度】省エネ基準の適合性判定に向けたガイドラインの策定・公表

その他 【2018年度・2019年度】未利用の再生可能エネルギー熱に係る事業化に向けた検討や設備の導入支援
【2019年度】災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入支援

(定量的な取組の進捗)

立地適正化計画を作成する市町村数等

● 立地適正化計画を作成する市町村数：339都市（2020年7月末） * 目標600市町村（2024年度）

● 地域公共交通網形成計画の策定件数：602件（2020年8月末）

LRT・BRTへの補助によるCO2排出削減量

● 2017年度の事業の開始より合計12事業への補助で10,152トンのCO2を削減した。

【その他の効果】NOxやPMなどの大気汚染物質の排出抑制／道路騒音の改善／利用者便益の増加（所要時間の短縮、交通費用の減少、移動しやすさ）／供給者便益の増加（事業者収益の改善、沿線活性化）／道路交通事故の減少

設備導入補助によるCO2排出削減見込量

● 設備導入補助によるCO2排出削減見込み量は23.4万トンになった。

2018年度採択分：71,839 t / 2019年度採択分：243,373 t 【内訳】再エネ電気・熱：147,025 t、地域の防災・減災：96,348 t

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現②)

(計画のポイント)

都市において、水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出を推進するとともに、都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成を促進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出

農地	<ul style="list-style-type: none"> ● 2018年度に都市農地の貸借の円滑化に関する法律を制定・施行 ● 農業水利施設の長寿命化対策について、生産緑地地区の区域内農地を対策の実施区域に追加する措置 ● 多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動によって、都市における田畑、水路等を保全
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における生物多様性の取組を支援し、エコロジカルネットワークの形成等を推進 ● 都市公園の整備・都市における緑地の保全・雨水貯留浸透施設の整備等により水と緑のネットワークを形成し、都市のうるおいあるまちづくりを推進 ● 緑地・農地と調和した良好な都市環境・景観の形成などを促進するための方策を検討

都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成の促進

- 大都市圏における近郊緑地保全制度等を活用した広域的な水と緑のネットワークの形成推進

(定量的な取組の進捗)

生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合 等

- 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画策定割合：2010年度 33% ⇒ 2018年度 52%
- 都市域における水と緑の公的空間確保量：2012年度 12.8人/m² ⇒ 2018年度 13.6人/m²

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (「小さな拠点」の形成)

(計画のポイント)

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持していくことが重要であり、持続可能な地域づくりを目指す取組として「小さな拠点」の形成を促進する。

また、こうした拠点においては熱エネルギーの利用可能性が高まるとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入可能性も高まると考えられ、それらの導入支援等を通じて、GHG削減に資する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

「小さな拠点」の形成促進

【2019年度】既存施設を活用した生活機能の再編・集約に係る改修等の施設整備を支援

未利用の再生可能エネルギー熱の利用

森林資源活用 【2018年度・2019年度】「地域内エコシステム」の構築に向けた各段階に応じた支援を実施

その他 【2018年度・2019年度】地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る事業化に向けた検討や設備の導入を支援
【2019年度】災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入を支援

(定量的な取組の進捗)

地域低炭素投資促進ファンド事業における出資額1億円あたりの年間CO2排出削減量

- 設備導入補助によるCO2排出削減見込み量は62万トンになった。

設備導入補助によるCO2排出削減見込量

2018年度採択分 304,492 t (再エネ電気・熱)

2019年度採択分 620,065 t (再エネ電気・熱：450,134 t、地域の防災・減災：169,931 t)

* 設備導入補助によるCO2排出削減見込量 = 今年度採択した補助事業設備の単年度削減量 (t-CO2/年) × 法定耐用年数

- その他、下記のような成果目標で進捗をはかっている。

成果目標	2018年度末時点	目標年度	目標値
木質バイオマス発電機 (熱電併給) の導入数	109件	2020年度	170件
「地域内エコシステム」モデルにおける燃料材利用量	702m ³	2020年度	4,000m ³

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (交通網の維持・活用等)

(計画のポイント)

生活交通ネットワークを確保・維持するためのコミュニティバスやデマンド交通の効果的な導入促進、公共交通機関を利用した他地域との交流を促すことによる地域経済活動の広域的展開、公共交通機関の事業者間の連携によるサービスの向上やパークアンドライドの導入等の促進、ICTを活用した交通情報の提供促進、自転車通行空間の整備・サイクルトレインやシェアサイクルの活用・普及等による安全確保施策と連携した自転車活用に向けた取組推進、等により環境負荷低減に資する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

生活交通ネットワークを確保・維持するための取組

【2018年度・2019年度】「地域公共交通網形成計画」等を策定し、路線維持や利便性向上の取組を行うことを促進

【2019年度】幹線バス交通、コミュニティバス、デマンドタクシー等の生活交通の確保・維持等への支援、地方公共団体が計画を策定する際の人材・ノウハウ面を支援、「地域公共交通活性化再生法」等の法改正（2020年5月成立）

公共交通機関を利用した他地域との交流、公共交通機関の事業者間連携等

【2018年度】「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催、中間とりまとめ

【2019年度】MaaSの全国普及に向け地域の課題に対応した実証実験等の支援

* MaaS (Mobility as a Service) : 複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

ICTを活用した交通情報の提供

【2018年度】標準的なバス情報フォーマットについて静的情報に加え動的情報を対象に追加

【2019年度】標準的なバス情報フォーマットのバス事業者への導入促進

自転車活用に向けた取組

【2018年度】「自転車活用推進計画」を閣議決定

【2019年度】自転車等駐車場・自転車通行空間の整備、サイクルトレインやシェアサイクルの活用・普及などの取組推進

(定量的な取組の進捗)

地域公共交通網形成計画の策定数

● 地域公共交通網形成計画の策定件数：2014年度 30件⇒2020年8月末 602件

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (ストックの適切な維持管理・有効活用)

(計画のポイント)

既存のインフラの再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。また、良質な社会ストックを形成し社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための施策や、ZEB* / ZEH*を推進するほか、状態が良好な既存建築物は有効活用を図る。これらストックの適切な維持管理や有効活用により、現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指すとともに、建設廃棄物や建設副産物の減量や住宅の脱炭素化を図る。

*ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

既存のインフラの再配置・更新・改修等に当たってのストックの価値向上

【2018・2019年度】

- 廃棄物高効率熱回収、廃棄物燃料製造事業等の補助による廃棄物エネルギーの有効活用による低炭素化を推進等
- 廃棄物処理施設における個別施設計画策定促進にむけた各種取組の実施（財政的支援、技術的支援、その他）、浄化槽整備事業に対する循環型社会形成推進交付金等による支援、社会資本整備総合交付金による下水道施設の耐震化、ストックマネジメント等の取り組みを行う地方公共団体の支援等

【2019年度】浄化槽の長寿命化計画策定ガイドラインの検討・作成、改正水道法および改正浄化槽法による新たな規定等、水道事業ビジョンの策定推奨、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく停電対策・土砂災害対策・浸水対策・耐震化の取組推進等

(定量的な取組の進捗①)

指標	状況等	その他の関連効果等
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	2020年4月1日調査時点56% * 目標：2020年度末までに70%	浄化槽の計画的・効率的な更新、修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。
一般廃棄物処理施設における個別施設計画策定率	2020年4月1日調査（2019年3月31日時点）63% * 目標：2020年度末までに100%	廃棄物処理施設の長寿命化によって、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担を平準化・軽減することができる。
個別施設計画（水道事業ビジョンを含む）策定状況	2020年4月1日時点87% * 厚生労働省調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み又は個別施設計画策定済み上水道事業者数の割合 ※基幹管路の耐震適合率は2018年度で40.3%	水道施設の更新や耐震化により、老朽化等に起因する事故の防止や災害等緊急時における給水の継続、給水拠点の確保を図ることができる。
個別施設計画の策定	2018年度に下水道法（2015年改正）に基づく事業計画の策定が完了。	下水道施設の改築により、下水道管の老朽化に起因する道路陥没や、処理場の機能停止による未処理下水の放流等を未然に防止する。

(個表) 2 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (ストックの適切な維持管理・有効活用)

(計画のポイント)

既存のインフラの再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。また、良質な社会ストックを形成し社会需要の変化に応じて機能を変えながら長期に活用していくための施策や、ZEB* / ZEH*を推進するほか、状態が良好な既存建築物は有効活用を図る。これらストックの適切な維持管理や有効活用により、現在及び将来の住生活の基盤となる良好な住宅の蓄積を目指すとともに、建設廃棄物や建設副産物の減量や住宅の脱炭素化を図る。

*ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

既存住宅の改修による長寿命化、ZEB/ZEH等の推進

2018年度	【既存住宅の改修による長寿命化】補助金・税制による促進 【ZEB/ZEHの推進】中小工務店等が連携して建築するZEHに対する支援、既存建築物のZEB化に関する調査委託
2018年度・ 2019年度	新築住宅・既存住宅のZEH化・断熱改修に資する設備機器等の導入支援、業務用建築物等におけるZEB化・省CO2改修に資するシステム・設備機器等の導入支援、既存建築物/住宅のZEB/ZEH化も補助対象とした支援事業
2019年度	【既存住宅の改修による長寿命化】補助金・税制による促進 【ZEB/ZEHの推進】中小工務店等が連携して建築するZEHに対する支援、既存住宅のZEH化に関する調査委託

状態が良好な既存建築物の有効活用

【2018年度】地域活性化のための宿泊体験施設や交流施設等の用に供するために行う、空き家となっている既存建築物の改修等に要する費用に対して支援 * 2019年度も支援を実施

(定量的な取組の進捗②)

ZEB・ZEH推進によるCO2排出削減見込量

2018年度採択分	ZEB：174,510 t (ZEB支援：30,315 t、既存建築物の省エネ改修：144,195 t) ZEH：561,797 t (ZEH支援：543,935 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：17,862 t)
2019年度採択分	ZEB：125,650 t (ZEB支援：47,951 t、既存建築物の省エネ改修：77,699 t) ZEH：400,655 t (ZEH支援：385,116 t、既存住宅の断熱リフォーム支援：11,549 t) ※ZEH支援によるCO2排出削減見込量は、2019年度に採択を行い2020年度に繰越しとなっている分を含んでいない。

ZEB・ZEH推進によるCO2排出削減見込量 = 各年度採択した補助事業設備の単年度削減量 (t-CO2/年) × 法定耐用年数

(総括①) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現】

①都市のコンパクト化等

- 立地適正化計画の策定に関し、目標（2024年度・600市町村）に向け、引き続き、コンパクトプラス・ネットワークの取組を推進。
- 都市のコンパクト化と連携した生態系ネットワーク形成の促進については、引き続き施策を推進。

②下水熱

- 下水熱の利用前と比較して**使用エネルギーの削減によるコストカット**が図られ、さらなる市場規模の拡大を進めることで、**地産地消のエネルギーとして地域循環共生圏の創造に貢献**できる。2015年の下水道法改正により民間による下水道管きよからの採熱を可能としたが、**民間企業による利用数が少ない**ことから、引き続き民間利用の促進が図れるよう情報発信をしていくべき。

③その他未利用の再生可能エネルギー利用

- 設備等の導入の支援は、国内に広く応用可能な課題への対応の仕組みを備え、**CO2削減に係る費用対効果の高い取組に関する優良事例を創出**することで、**他の地域への水平展開**につながる。また、再生可能エネルギーは「地域循環共生圏」の構成要素の核となる地域資源であり、その導入支援は、**地域のエネルギー収支を改善し、足腰の強い地域経済の構築に寄与し、災害時のレジリエンスの向上**につながる。今後は、**自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギー（地域での熱利用、FITを活用しない電力利用）の自立的な普及を促進する必要**があり、そのためには、導入に係る費用を低減させていく必要がある。

④公共交通ネットワークの形成

- LRT/BRT等を軸とした公共交通ネットワークの形成は、環境にやさしく健康で質の高い生活への転換（徒歩・自転車移動等による健康寿命の延伸）や安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全、海外における持続可能な社会の構築支援といった**他の重点戦略とも連携した取組**であり、補助を通じた車両等の普及に伴う、技術開発の進展（より低炭素なモビリティの開発等）、コンパクトシティ化やまちづくりの促進、海外展開にも期待できる。今後は、**各地におけるMaaS等の取組状況を踏まえながら、地域にとって持続可能で費用対効果の高い取組**への支援を実施すべき。

⑤水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保に資する田畑、公園、緑地、水路、砂礫河原等の保全及び創出

- 都市農地貸借法による都市農地の貸借、農業水利施設の長寿命化対策や多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動によって田畑や水路を保全するとともに、都市公園の整備・都市における緑地の保全・雨水貯留浸透施設の整備等により、水と緑のネットワークを形成。今後とも、水と緑によるうるおいあるまちづくり並びに生物多様性の確保にむけ引き続き施策を推進する。

（総括②）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【「小さな拠点」の形成】

- 木質バイオマス利用に関して、「地域内エコシステム」の構築は、**森林資源を活用した地域循環共生圏の創造に資する取組**である。さらに、木質バイオマス利用に向けての小規模な技術開発・改良により、「地域内エコシステム」に適した**イノベーションが生まれることが期待**される。今後は、**各地域の「地域内エコシステム」構築への取組を、他地域で横展開できるようにする取組が必要**。
- 災害に強い脱炭素な地域づくりをすすめていくため防災拠点等における再生可能エネルギー設備等の導入の支援を推進していくことが重要。

【交通網の維持・活用等】

①生活交通ネットワークを確保・維持するための取組

- 2020年5月に成立した「地域公共交通活性化再生法」等の改正法では、地域における移動ニーズに対し、きめ細やかに対応できる立場にある市町村等が中心となって、公共交通サービスの改善を図るとともに、必要に応じて、過疎地などについては、自家用有償旅客運送、スクールバスや福祉車両等の地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応することとしており、こうした取組を進めるよう促すとともに、国として財政面やノウハウ面で支援していく。

②公共交通機関を利用した他地域との交流、公共交通機関の事業者間連携等

- 自家用車から公共交通へのシフトを促すことで、**CO2排出に抑制がかかり、地球温暖化対策、環境負荷の低減**につながる。
- MaaSによる移動の利便性向上は、公共交通の利用の増加等につながり、都市部での交通渋滞の緩和や地方部での生活交通の維持・確保に資するなど、**地域の交通の様々な課題の解決とともに、地域の交流人口の拡大につながる**。さらに、MaaSは、交通サービス分野のデマンドサイド・サプライサイドの両面に大きな変革をもたらすだけでなく、消費行動の変化・拡大やライフスタイルの変化、さらには、これらに対応するまちづくりやインフラ整備など都市や地域のあり方にも影響を与える可能性がある。今後、地域の課題に対応した実証実験の支援等を行い、MaaSの全国普及に積極的に取り組んでいくべき。
- ICTを活用した交通情報の提供に関して、標準的なバス情報フォーマットの普及による経路検索の充実は、移動の利便性の向上をもたらし、**公共交通の利用増加等につながる可能性**がある。引き続き、バス事業者への導入を促進していくべき。

③自転車活用に向けた取組

- 交通における自動車への依存の程度を低減させることで、**交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図っており、また、サイクルツーリズムや健康増進に資するもの**であり、重点戦略の「3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり」、「4. 健康で心豊かな暮らしの実現」に関連する。引き続き、自転車活用推進計画に基づく取組を推進することで、自転車の活用推進を図っていくべき。

（総括③）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

（総括的な進捗状況の評価、課題）

【ストックの適切な維持管理・有効活用】

①既存のインフラの再配置・更新・改修等に当たってのストックの価値向上

- 廃棄物処理事業による低炭素化に係る設備の導入費用の一部を補助することにより、廃棄物処理事業の低炭素化を促す。廃棄物処理施設が自立・分散型エネルギー源となることは、**災害が生じた際に必要なエネルギーを迅速に供給することができることにつながることから、国土強靱化にも資する**。また、循環資源、再生可能資源を地域で循環利用し、持続可能な地域づくりを促進し、**地域の活性化に貢献**する。今後は、地域循環共生圏の実現へ貢献することを、補助の要件とするなど、明確化することで、複数の重点戦略の実現に留意しつつ、事業を進めていく。
- 廃棄物処理施設の長寿命化の取組により、**「環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上」も図ることが可能**である。今後は、人手不足や予算不足を理由に個別施設計画策定を実施できていないことが判明している自治体への取組の推進を行うほか、地域循環共生圏の形成に向けて、中小規模市町村における一般廃棄物処理の在り方を検討していく。
- 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べ約8倍の汚濁負荷となり、公共水域汚濁の主要因となっている。現在は原則新設が禁止されているが全国に未だ約381万基が残存しており、改正浄化槽法を踏まえた合併処理浄化槽への早急な転換が必要とされている。
- 改正水道法に基づく施策を推進するとともに、水道事業ビジョンの策定を引き続き推奨していくべき。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく停電対策、土砂災害対策、浸水対策及び耐震化の取組状況を適切に把握した上で推進していくべき。

②既存住宅の改修による長寿命化、ZEB/ZEH等の推進

- 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）で、地域循環共生圏において目指すとされている**カーボンニュートラルで、かつレジリエントで快適な地域と暮らしに貢献**するものであり、また、同戦略では「今世紀後半のできるだけ早期にオフィスや住宅等のストック平均のエネルギー消費量を正味でおおむねゼロ以下（ZEB・ZEH相当）としていく」としている。
- ストックにおけるZEB/ZEH化を推進する方向性を国が示すことで、**民間事業者におけるイノベーションが生まれることが期待**され、また、補助事業を実施することにより、ZEB・ZEH実現に関する優良事例を創出することで普及促進が期待される。
- 今後、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略に掲げられた目標を達成するために、ZEB・ZEHの自立的な普及を促進する。さらに、既存住宅の改修による長寿命化については、今後とも補助金・税制により、既存住宅の改修による長寿命化を促進していくべき。

③状態が良好な既存建築物の有効活用

- 今後も引き続き、地方公共団体が行う空き家の活用等の取組に対して支援を行っていく予定である。

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
生態系サービスを支える適切な自然資本の維持	森林蓄積量		4,040百万m ³ (2001年度)	5,242百万m ³ (2016年度)	—	—	▲	
	森林計画対象面積		25百万ha (2001年度)	25百万ha (2016年度)	➡	—	—	
	農地面積		483万ha (2000年)	440万ha (2019年)	➡	➡	➡	耕地面積(田と畑の合計)
	農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数		191万人・団体 (2011年度)	267.6万人・団体 (2019年度)	▲	—	➡	
	藻場・干潟面積		—	19万ha (1997年度)	—	—	—	主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積,最新年の値は藻場面積と干潟面積を足し合わせた値
	防除事業の確認・認定数	外来生物法に基づく防除の確認件数		987 (2012年)	1,015 (2016年度)	—	—	➡
外来生物法に基づく防除の認定件数			110 (2012年)	141 (2016年度)	—	—	➡	累計

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
持続可能で魅力あるまちづくり(都市のコンパクト化や持続可能な公共交通ネットワークの形成)	地域公共交通網形成計画の策定数		319 (2017年)	602 (2020年)	▲	—	▲	最新年値は2020年8月末時点のもの
	立地適正化計画作成自治体数		1 (2015年度)	339 (2020年度)	▲	—	▲	最新年値は2020年7月末時点のもの
ストックの適切な維持管理・有効活用による環境負荷削減	ZEH,ZEBの件数	ZEHの件数	2件 (2016年度)	51,277件 (2020年度)	▲	—	▲	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の認定を受けた建築物のうちZEHの基準を満たしたものの累計 最新年値は2020年9月末時点のもの
		ZEBの件数	0件 (2014年度)	44件 (2020年度)	▲	—	▲	建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)の認定を受けた建築物のうちZEBの基準を満たしたものの累計 最新年値は2020年9月末時点のもの

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等	
持続可能で魅環境インフラやグリーンインフラ等を活用した強靱性(レジリエンス)の向上	地域気候変動適応計画策定数	気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画を策定した都道府県数	都道府県：9 (2018年)	都道府県：21 (2020年)	➡	—	➡	累計,最新年は2020年8月31日時点の値	
		気候変動適応法第12条に規定する地域気候変動適応計画を策定した政令指定都市数	政令指定都市：6 (2018年)	政令指定都市：12 (2020年)					
	災害廃棄物処理計画策定率	災害廃棄物処理計画策定率(都道府県)	6% (2014年)	98% (2019年度)	➡	—	➡		国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画及び循環型社会形成推進基本計画にて目標値を設定(2025年度に100%)
		災害廃棄物処理計画策定率(市町村)	8% (2013年)	51% (2019年度)	➡	—	➡		国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画及び循環型社会形成推進基本計画にて目標値を設定(2025年度に60%)

(重点分野2) 国土のストックとしての価値の向上

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

・環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されているといえる。環境基本計画の進捗状況にかかる指標も全体的に良い方向に向かっている状況にある。

○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

・コンパクト・アンド・ネットワークなどコンパクトで身近な自然のある都市空間の実現や中山間地域における小さな拠点づくりは、公共交通機関の利便性を高め、またエネルギー需要の集約による再生可能エネルギー利用可能性が高まるなどにより、CO2削減等環境保全に貢献するとともに、高齢者や子供たち等に安全で快適な生活環境を提供するなどの社会福祉の向上や中心市街地の活性化等経済活性化に資する等地域循環共生圏に貢献する取組である。〈総合政策部会〉

・海洋環境の保全や健全な水循環は、新たなビジネスや雇用、地域の地場産業、防災、魅力的なまちづくりなど、幅広いマルチベネフィット効果があると評価され、他の重点戦略とも一体的に進められ、地域循環共生圏にも大きく貢献する取組である。〈水環境部会〉

○今後強化が必要な取組の方向性

気象災害の頻発や新型コロナ等の感染症対策を踏まえた持続可能で強靱な地域づくりに資するよう、各種施策を推進していくとともに、環境・経済・社会上のマルチベネフィットを強化していく観点から、立地適正化計画と地球温暖化対策の地方自治体実行計画等の連携など関係省庁間の連携を強化していくことが重要。〈総合政策部会〉

また、海洋環境の保全や健全な水循環の維持又は回復に関して、新型コロナ対策等を踏まえた以下の取組も必要〈水環境部会〉

- ・世界をリードするサイエンス・ビジネスベースでの国際取組
- ・健全で恵み豊かな地域の水環境の実現
- ・地方自治体や産業界・NGO等との連携強化

3 地域資源を活用した持続可能な 地域づくり

（個表） 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

（計画のポイント）

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。

（2018年度、2019年度の取組の進捗状況①）

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

【2018年度】

- 地域循環共生圏の創造を目指して、各地域で民間活動団体等が中心になって取り組む活動を支援するため、「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」を実施。環境面、社会面のそれぞれの課題の解決に向けた取組の関係深化、ステークホルダーの拡大、課題解決の加速化等を促進することを目的として実施
- 地域循環共生圏創造につながる施策として、特に資源循環の観点から、シーズの掘起し及び先行事例の紹介等を行う地域でのワークショップ等を開催

【2019年度】

2018年度の取組を踏まえて、地域循環共生圏の創造を促進するため、地域の支援や官民連携プラットフォームの構築などの取組を体系的に実施

①地域循環共生圏創造に向けた人材の発掘

- 持続可能な社会の実現を目指して、環境課題を中心とした地域課題の解決と新たな価値の創造に主体的、継続的に取り組める若手リーダーを育成するために、**若手社会人を対象**とした2泊3日の合宿形式によるSDGsリーダー研修を**全国3カ所**（千葉県、滋賀県、福岡県）で実施。全国から合計67名が受講。東京で2月に開催されたシンポジウムには77名が参加
- 環境・経済・社会の地域課題の同時解決に取り組む等、**持続可能な地域の未来づくりに関心のある地方在住・在勤の若手を対象**として地域循環共生圏の理念やビジョンを共有するための**セミナーを地方7都市で開催**。合計297名が参加。地方会場と東京会場をオンラインで結んで同時開催するなど、今後に向けて多様な開催方法についての実証も行った。

②地域循環共生圏創造に向けた環境整備

- 地域循環共生圏づくりに取り組む**35の活動団体（内4団体に対して事業化に向けた支援チームを派遣）及び脱炭素化の視点から地域循環共生圏に取り組む49団体、計84団体を選定**し、地域の総合的な取組となる構想策定、地域の核となるステークホルダーの組織化を支援
- **2019年度には58もの団体**が、地域循環共生圏に取り組む団体として実践地域等登録制度に登録した。

（個表） 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

（計画のポイント）

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。

（2018年度、2019年度の取組の進捗状況②）

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

③ 地域循環共生圏の事業化に向けた支援

- 地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の構想を踏まえた事業計画の策定に必要な支援を行う専門家チームの形成・派遣等に取り組み、**地域の課題と企業等のソリューションとのマッチング等の機能を有するプラットフォームを構築**
- 特に資源循環を切り口とした取組に関して、自治体担当者向けの分野別ガイドブックの作成や、シーズ掘起し等を目的とした地域でのワークショップの開催等を実施
- GEOC/EPOネットワークを活用し「持続可能な開発目標（SDGs）を活用した地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業」実施で得られた地域の課題解決のプロセスにおけるポイントや地域の環境整備支援の課題等の取りまとめを実施（課題や実施ポイント等をリーフレットに取りまとめて発行。）し、上記プラットフォームにおいて活用していく。
- 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に取り組む活動団体の活動を支援することを目的に、従来から地域における協働取組を推進してきたGEOC/EPOネットワークに蓄積された知見を整理し、地域の環境整備支援の課題等の取りまとめ、上記プラットフォームにおいて活用していく。
- 地域循環共生圏構築に向けて、地域の防災拠点等における自立・分散型エネルギー設備の導入支援、地域新電力の立ち上げ支援等を行った。

（定量的な取組の進捗）

地域循環共生圏の鍵となる地域の再生エネルギーの活用を促進

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

【2018・2019年度】 212件 （2018年度は予算を全額繰り越して2019年度事業と一体的に実施したため、2か年で合算した数字を記載）

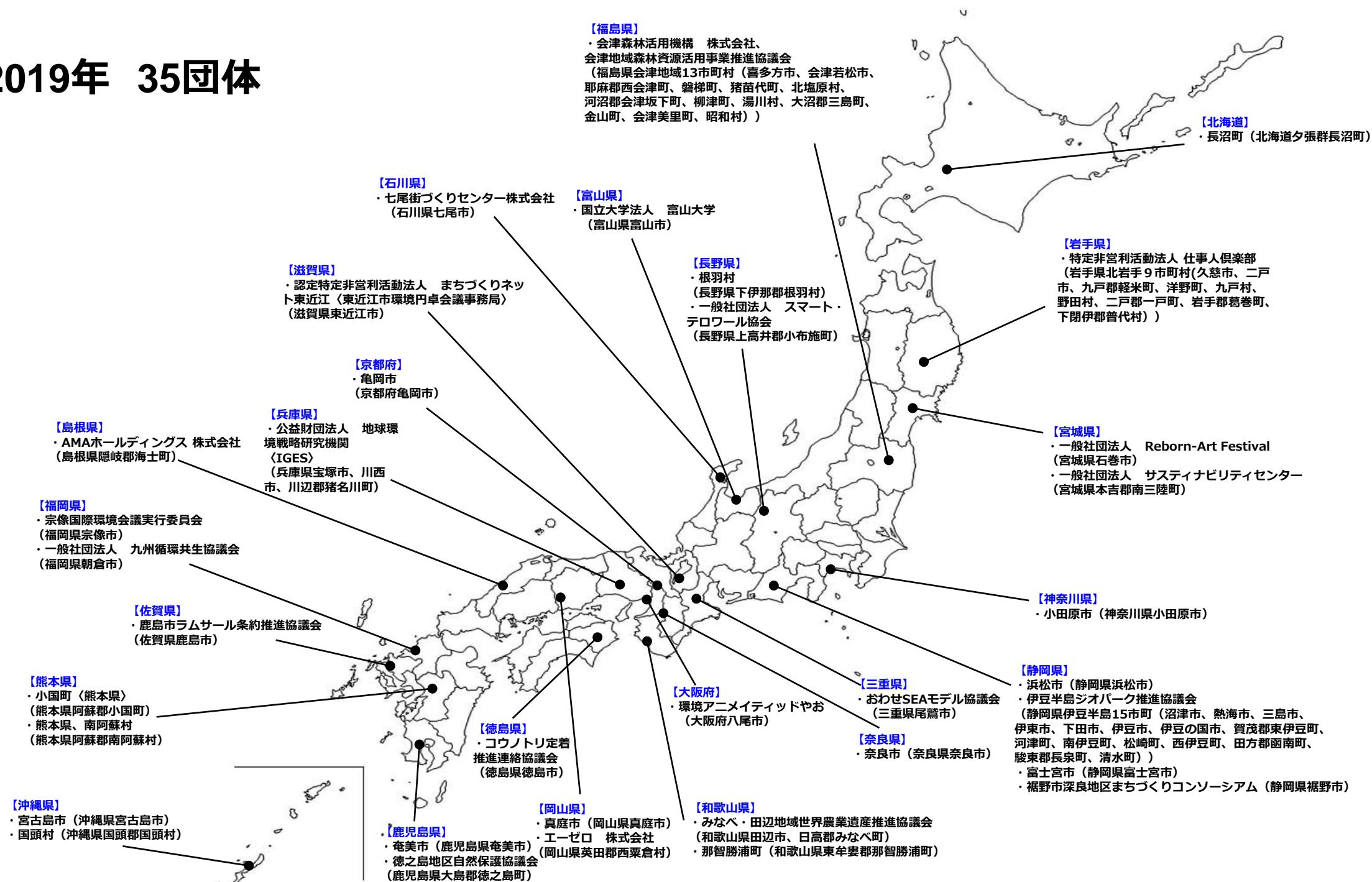
地域脱炭素化推進事業体設置モデル事業

【2018年度】 5件 【2019年度】 6件

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(定量的な取組の進捗) **地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた
地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の選定団体**

2019年 35団体

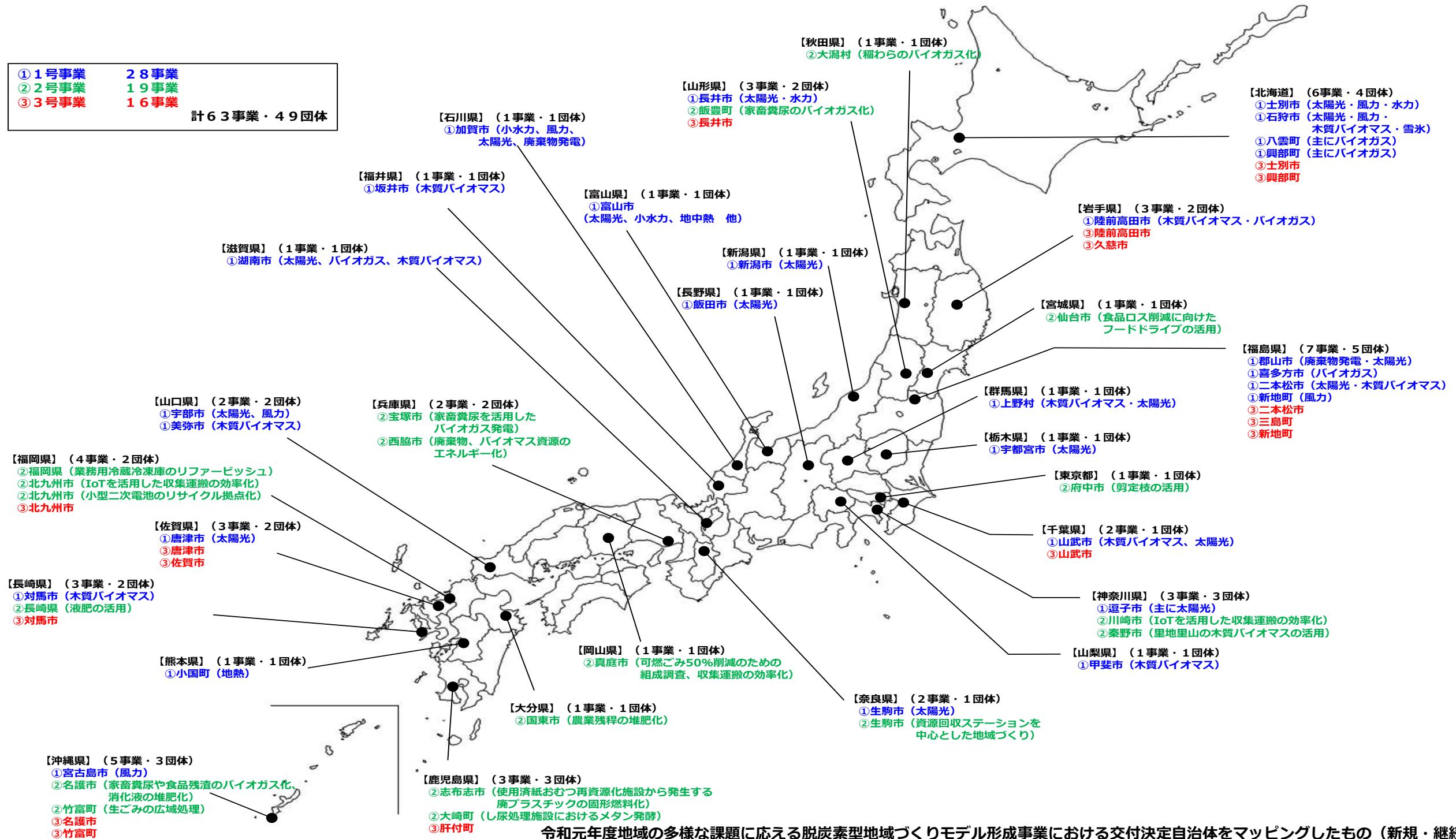


環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業（2019）

（定量的な取組の進捗）

① 1号事業	28事業
② 2号事業	19事業
③ 3号事業	16事業
計63事業・49団体	

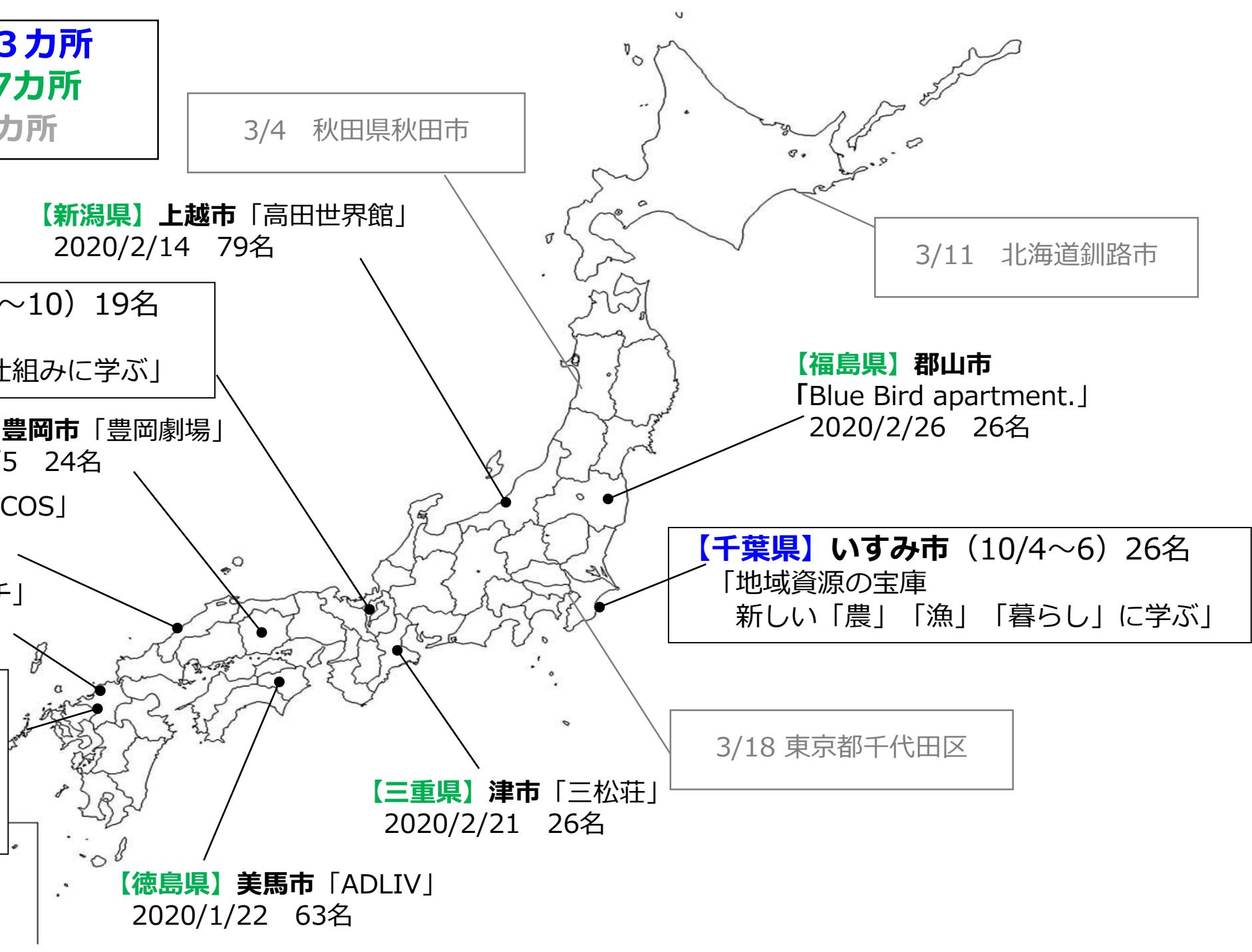


令和元年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業における交付決定自治体をマッピングしたもの（新規・継続）

環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(定量的な取組の進捗) **SDGsリーダー研修及びSDGsローカルツアー開催地**

- ① **SDGsリーダー研修** 3カ所
- ② **SDGsローカルツアー** 7カ所
- 感染症拡大防止のため中止3カ所



(総括①) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(総括的な進捗状況の評価、課題)

- 地域循環共生圏の創造に係る取組として各地域において、地域循環共生圏のビジョンづくり及び具体化するための事業化等の取り組みが始まりつつある。
- 「気候変動×防災」の視点に立った対策推進のほか、人口減少時代に入ってコミュニティに必要な集落等の適切な縮退（スマート・シュリンク）による将来世代へ継承可能な国土空間、都市・村落空間の概念を取り入れるべき。
- エネルギーの地産地消は、地域循環共生圏の取組の中で有用だが、「供給側」だけでなく、出力変動する再エネをバックアップする仕組みや省エネといった「需要側」の取組も必要
- 再エネ電気だけでなく、再エネ熱（太陽熱やバイオマスボイラー等）の利用や省エネ取組も取り上げ、出力変動する再エネをバックアップするCGSや蓄電池といった手法も含め、「需要側（省エネ）と供給側（エネルギーの脱炭素化）のそれぞれ取組と、両者の連携」、「電気と熱」、「集中と分散」などをバランスの取れた形で促進すべき。
- 地域循環共生圏づくりの実施体制については、研修から支援チーム派遣まで力強く、奏功しているが、自治体や支援事業者以外の参加者の熱意が高まるよう、また、多様な民間企業が参画できるスキームを検討していくことが持続性の観点から必要。
- 地域循環共生圏を実効性あるものとして機能させていくには、地方自治体や地域金融機関に加え、各地商工会議所・会員事業者等も参画し、密な地域ネットワークを活用し推進していくことが大変効果的であることから、「環境省ローカルSDGsプラットフォームの構築」と「企業等登録制度の開始」について、その認知度向上のため地域における周知活動に注力すべきであり、企業にとって登録のインセンティブとなるような仕組みを検討すべき。
- プラットフォームの実効性を高めるため、他省庁との連携や地方環境事務所のリーダーシップが必要
- 自らの地域だけで実現できない要素を補完する近隣地域との交流の促進が重要になることから、地域性を強化し、個性ある地域循環共生圏をつくる視点が必要
- 地域循環共生圏の創造に係る取組を進める上で、個別の地域性にフォーカスすることに加え、国全体での集中と分散のバランスも重要

(総括②) 環境で地方を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築

(総括的な進捗状況の評価、課題)

- 地域資源を活用した自立分散型の地域づくりの構想策定を支援することで、環境に配慮した農作物の生産、資源の有効活用、再生可能エネルギーの導入等が一体的に進み、**脱炭素・資源循環・自然共生の統合が期待**される。また、地域資源の活用により、地域経済循環の改善、エネルギー収支の改善、防災・減災といったレジリエンスの向上、新規雇用の創出及び交流人口の増加等につながり、**経済面、社会面での効果も期待**される。さらに、プラットフォームを通じて課題を持つ地域とソリューションを提供できる企業等がつながることで、**課題解決やビジネスの種を生み出すオープンイノベーションの創発が期待**される。
- 地域循環共生圏の創造を一層推進していくため、今後は、地域循環共生圏づくりに関する先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促していくとともに、地域における事業立ち上げ・継続のための資金調達の仕組み等を検討し、**ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスの創出による持続可能な地域づくりを支援**していくべき。
- 地域循環共生圏の重要性が増す中で、国民の認知度が低いことから、その理念や取組、ゴールのイメージが国民に伝わるよう情報発信を工夫・強化すべき。

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (営農型太陽光発電の推進)

(計画のポイント)

営農しながら上部空間で太陽光発電を行う営農型太陽光発電の取組が各地で始まりつつある。その促進により、農業者の経営安定化、農業施設、蓄電池等、農業機械を組み合わせた再生可能エネルギー電気の自家利用等、地域の活性化とエネルギー収支の改善に貢献する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

営農地における再生可能エネルギー導入についての取組

- 「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」の内、「営農型再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業」にて、導入を促進。
- 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進し、二酸化炭素削減にかかる費用対効果が高くかつ地域内消費のモデル的事例となる事業に対し、かかる経費の一部を支援。
- 営農事業は、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電を同時に行うことであるが、本事業では自家消費型ソーラーシェアリングのモデル構築を進め、知見を整理し、普及展開に向けた情報発信を目指している。

(定量的な取組の進捗)

採択実績

【2018年度】2件

【2019年度】2件

実施例

「自家消費型の営農型太陽光発電」事業を提案した民間事業者に対し、支援を実施。



(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり)

(計画のポイント)

地域に存在する間伐材・河川内の伐採木等の木質バイオマス、稲わら、籾殻等の農林業系バイオマス等を素材やエネルギー源として活用し、持続可能な事業を創出する。地方公共団体を核に農林業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する等の取組を通じ、地域のエネルギー収支の改善、農林業振興、地域活性化につなげていく。

特に、地域に散在する木質バイオマス資源については、その賦存量を基に、森林資源をマテリアルやエネルギーとして持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、持続可能な自立分散型エネルギーとして活用し、地域経済の好循環、森林等の保全・再生を図るとともに、里地里山の生物の多様性の保全にも貢献する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

バイオマス産業都市の取組

経済性が確保された一貫システムを構築して、バイオマス産業を軸としたまちづくり・村づくりを目指す地域として、関係7府省が共同で選定。2019年度も7地域が新たに選定をされ、各地域で取組が進展。

北海道下川町では、木材チップボイラーを熱源とした地域熱供給や家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電を実施。地域内の経済循環力も向上。

環境省を中心とした取組

「中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業」では、日量100トンを下回るような中小の廃棄物処理施設を念頭に、バイオマス系資源循環を重点にした農林水産資源連携主導型、地域エネルギーを重点にした地域エネルギー事業連携主導型、産業連携を重点にした脱炭素産業資源循環連携主導型の3つの類型を検討。

2019年度の「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち、「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」における採択事業としては、バイオマス関係、収集・運搬の合理化、小型二次電池のリサイクル、紙おむつのリサイクルなど。

東日本大震災からの環境再生（福島再生・未来志向プロジェクト）

2018年度においては、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物のリサイクル施設を整備する補助事業を採択し、2019年度は、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業において、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証といった取組を行っている。

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり)

(計画のポイント)

地域に存在する間伐材・河川内の伐採木等の木質バイオマス、稲わら、籾殻等の農林業系バイオマス等を素材やエネルギー源として活用し、持続可能な事業を創出する。地方公共団体を核に農林業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する等の取組を通じ、地域のエネルギー収支の改善、農林業振興、地域活性化につなげていく。

特に、地域に散在する木質バイオマス資源については、その賦存量を基に、森林資源をマテリアルやエネルギーとして持続的に活用するための担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築等により、持続可能な自立分散型エネルギーとして活用し、地域経済の好循環、森林等の保全・再生を図るとともに、里地里山の生物の多様性の保全にも貢献する。

(定量的な取組の進捗)

都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定数

都道府県：19道府県（2020年1月時点） * 目標値は2025年度47都道府県

市町村：386市町村（2020年1月時点） * 目標値は2025年度600市町村

バイオマス産業都市の選定地域数

90市町村（2020年1月時点）

循環利用率

入口側：21.8%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・木くず等）：80.9%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・紙くず・古紙）：75.7%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・家畜ふん尿）：11.0%（2017年度）

出口側（一般廃棄物・木くず等）：7.0%（2017年度）

出口側（一般廃棄物・紙くず・古紙等）：27.9%（2017年度）

（個表） 3（1）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 （廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環）

（計画のポイント）

食品廃棄物、家畜排泄物、下水汚泥、紙、建設発生木材、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスをはじめとした地域における資源循環については、排出事業者の処理責任や市町村の一般廃棄物処理に関する統括的責任が果たされることを前提に、農林漁業者など多様な関係者との連携の下、リユース、リサイクル、エネルギー利用などにより、循環資源、再生可能資源を地域で循環利用し、持続可能な地域づくりを促進し、地域の活性化に貢献する。

（2018年度、2019年度の取組の進捗状況）

バイオマス産業都市の取組〈再掲〉

経済性が確保された一貫システムを構築して、バイオマス産業を軸としたまちづくり・村づくりを目指す地域として、関係7府省が共同で選定。2019年度も7地域が新たに選定をされ、各地域で取組が進展。

北海道下川町では、木材チップボイラーを熱源とした地域熱供給や家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電を実施。地域内の経済循環力も向上。

環境省を中心とした取組〈再掲〉

「中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業」では、日量100トンを下回るような中小の廃棄物処理施設を念頭に、バイオマス系資源循環を重点にした農林水産資源連携主導型、地域エネルギーを重点にした地域エネルギー事業連携主導型、産業連携を重点にした脱炭素産業資源循環連携主導型の3つの類型を検討。

2019年度の「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち、「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」における採択事業としては、バイオマス関係、収集・運搬の合理化、小型二次電池のリサイクル、紙おむつのリサイクルなど。

東日本大震災からの環境再生（福島再生・未来志向プロジェクト）〈再掲〉

2018年度においては、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物のリサイクル施設を整備する補助事業を採択し、2019年度は、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業において、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証といった取組を行っている。

(個表) 3 (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環)

(計画のポイント)

食品廃棄物、家畜排泄物、下水汚泥、紙、建設発生木材、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスをはじめとした地域における資源循環については、排出事業者の処理責任や市町村の一般廃棄物処理に関する統括的責任が果たされることを前提に、農林漁業者など多様な関係者との連携の下、リユース、リサイクル、エネルギー利用などにより、循環資源、再生可能資源を地域で循環利用し、持続可能な地域づくりを促進し、地域の活性化に貢献する。

(定量的な取組の進捗)

都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定数〈再掲〉

都道府県：19道府県（2020年1月時点） ＊ 目標値は2025年度47都道府県

市町村：386市町村（2020年1月時点） ＊ 目標値は2025年度600市町村

バイオマス産業都市の選定地域数〈再掲〉

90市町村（2020年1月時点）

循環利用率

入口側：21.8%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・食品廃棄物）：71.3%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・家畜ふん尿）：11.0%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・下水汚泥）：3.3%（2017年度）

出口側（産業廃棄物・その他有機性汚泥）：9.6%（2017年度）

出口側（一般廃棄物・食品廃棄物）：7.2%（2017年度）

(総括①) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用**(総括的な進捗状況の評価、課題)****【営農型太陽光発電の推進】**〈地球環境部会〉

・事業者の関心は高いが、設備投資が必要であり、さらなる普及を目指すためには、幅広い周知を行っていく。また、農地に太陽光発電設備を設置するにあたり農地転用の許可が必要となるが、農業委員会への農地転用許可の申請が難しいことや、農業を一定水準の品質・収穫量を継続して確保できるのかなどの事業者の不安をサポートする必要がある。

【未利用バイオマス資源を活用した地域づくり】〈循環型社会部会〉**【廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環】**〈循環型社会部会〉

- ・入口側の循環利用率のうち、バイオマス系の循環資源に関しては木くずや下水汚泥の循環利用量は増加しているが、他の循環資源の循環利用量が減少しているため、合計で見ると横ばいになっている。
- ・一般廃棄物の出口側の循環利用率のうち、発生割合が高いバイオマス系に着目すると、紙くず・古紙は横ばいとなっているが、食品廃棄物や木くず等は微増傾向となっている。
- ・地域エネルギー・バイオマス資源の活用、地産地消のエネルギーは重要。自律分散型のエネルギーとあるが、現状としては国民負担のFITによっており、「持続可能な電源」とは言い難い。林業の支援の点も必要。
- ・一般廃棄物の排出量バイオマス活用推進計画の策定数など、「目標達成には更なる取組が必要」とされている指標について、それ以上進められない種々の自治体の事情がある。これらの点について丁寧に情報を収集し、サポートしていく必要がある。
- ・プラスチック、食品ロス、バイオマス、都市鉱山活用など、個別マテリアルごとの資源循環の高度化についても、例えばプラスチック資源循環戦略に基づく施策や食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく基本的な方針など、それぞれの分野における政府の施策と、地域における先進的な取組を連動した形で進め、我が国全体での資源循環の高度化に資する形で進めていくことが有用である。その際、化石燃料由来の資源からバイオマス等の地域資源の活用への転換、革新的な材料リサイクル・ケミカルリサイクル技術の組合せによるプラスチック資源の地域循環、さらには廃棄物焼却炉のエネルギーセンター・炭素循環プラントとしての活用を通じたネガティブエミッションの実現等、技術イノベーションにより地域課題解決に取り組む「循環イノベーション」を目指す。

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (森・里・川・海をつなぎ、支える取組)

(計画のポイント)

森・里・川・海の保全再生と、そこから生み出される恵みの持続可能な利用を通じ、都市と農山漁村の自然的つながり（自然の恵み）と経済的つながり（資金・人材等）を構築する。具体的には、森・里・川・海の地域資源（食・材料・エネルギーなど）の持続的な活用（環境配慮型商品の開発、ブランド化、観光の推進など）により、生物多様性の保全と地域経済活性化の好循環を追求する。更に低炭素・資源循環・自然共生の統合を目指す。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

森里川海の実証事業

【2018年度】全国10箇所で「多様な主体によるプラットフォームづくり」「自立のための経済的仕組みづくり」「人材育成」を中心に森里川海の実証事業を実施。全国シンポジウムを開催。「地域循環共生圏の手引き」のとりまとめ・公表

【2019年度】実証地域のフォローアップ調査を実施。フォローアップを踏まえ事例等追加し「地域循環共生圏の手引き」を更新

その他普及啓発活動

【2018年度】読書感想文コンクール、ふるさと絵本づくりから自然環境を見直す普及啓発活動を実施。アンバサダーと連携した情報発信、各種イベントを通じて森里川海の恵みなどを伝えるPR活動を実施

【2019年度】読本「森里川海大好き」を全国約2万校の学校図書館に寄贈し、読書感想文コンクールや自然体験型プログラムを実施

農泊推進

2020年9月までに、農泊地域として全国で累計551地域を採択し、地域の資源を活かした観光コンテンツの開発等の取組を推進

「森林サービス産業」の創出・推進、国有林の観光利用の推進

「森林サービス産業」検討委員会を設置し、「森林サービス産業」の創出・推進に向けて、エビデンスの取得・蓄積・発信、情報共有・地域の推進体制などについてモデル手法の検討を行い、報告書を取りまとめ。また、地域の観光資源として活用が期待される「日本美しい森お薦め国有林」を対象に、環境整備・情報発信を重点的に実施

(定量的な取組の進捗)

グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数

2015年度：1,099万人 → 2019年度：1,207万人

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (都市と農山漁村の共生・対流)

(計画のポイント)

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

エコツアー等への支援

【2018年度・2019年度】エコツーリズムに取り組む地域協議会に対する経費の支援（推進体制の強化、資源調査、ルールづくり、人材育成、自然資源活用ツアープログラムの開発等）。旅行業界主催のエコツーリズムセミナー共催や旅行博の出展支援（エコツーリズム推進全体構想の認定を受けた協議会等が対象）。外国人旅行者誘客を目的とした地域資源活用エコツアー等の充実や情報発信等の取組への補助を実施

その他

【2018年度・2019年度】欧米観光客を中心とした市場調査の実施、日本国内のエコツーリズムに関する取組や事業者の情報発信等

農泊推進・漁村との交流推進等

- 2020年9月までに、農泊地域として全国で累計551地域を採択し、地域の資源を活かした観光コンテンツの開発等の取組を推進
- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」として子供たちを受け入れる地域側の体制整備を支援（2018年度末時点全国228地域で受入れ）
- 情報発信等により都市住民等の漁村訪問や漁村の人々との交流促進（「漁港漁場整備長期計画」とも関連）

交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組

- 広域地方計画協議会において選定された13の広域連携プロジェクトについて、先行的な事例形成を支援する施策を実施
- 都心から概ね1時間圏内の「関東大環状軸」エリアにおいて二地域居住を推進する取組みを実施、先行的な事例形成支援の一環として、2019年3月に二地域居住・移住シンポジウムを茨城県水戸市で開催
- 2019年11・12月に、首都圏の地方公共団体等を対象に、地方との新しい関わり方を考える二地域居住・移住セミナーを実施
2020年2月には、当該セミナーの参加者を対象として、都心に住む若い世代(20～40代)とのマッチングイベントを実施

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (都市と農山漁村の共生・対流)

(計画のポイント)

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

地方の古民家等の再活用・再整備の推進

【2018年度】地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するための空き家の改修等に要する費用を支援。
* 2019年度も支援を実施

学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組等

- 2018年度から開始した「地方と東京圏の大学生対流促進事業」は、6組の大学が採択され、地域間の大学におけるプログラムへの参加学生数は592名（予定者数：192名）。2019年度は8組の大学が採択され、参加学生数は1,196名（予定者数：460名）
- 2018年度は地方へのサテライトキャンパス設置を推進するための調査を実施し、2019年度は地方公共団体と大学等との連携促進のための双方が共有できるポータルサイトを構築

老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生

【2018年度】周辺的生活環境に悪影響を及ぼす特定空家等の除却等に要する費用に対して支援。* 2019年度も支援を実施

建設副産物等の減量・再生利用促進

【2018年度】建設副産物のリサイクルや適正処理を推進することを目的として策定した「建設リサイクル推進計画2014」に基づき、再生資材の利用促進に係る施策を実施
【2019年度】建設リサイクル推進施策検討小委員会を開催し、次期建設リサイクル推進計画策定に向けた施策の検討を実施

（個表） 3（3）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり （都市と農山漁村の共生・対流）

（計画のポイント）

農林水産業や観光業等、各地域の資源を活用し、多様な分野と連携して交流人口の増加を図る。また、都市と農山漁村の相互貢献による共生を目指す。具体的には、エコツーリズム等の取組推進による滞在型観光の推進、交流人口を二地域居住、移住・定住へと発展させるための取組推進、古民家等の再活用・再整備の推進、地方へのサテライトキャンパス設置等の促進、大学生が地方圏と東京圏を相互に対流・交流する取組などを行う。さらに老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生と、建設副産物等の減量・再生利用促進も図る。

（定量的な取組の進捗）

エコツーリズム推進法に基づく全体構想

●エコツーリズム推進法に基づく全体構想は、2018年度は3件の認定、2019年度は2件の認定、2020年9月に1件の認定を行い、

認定地域数は18地域（2020年9月30日現在）となり、着実に認定数を積み上げている。

エコツーリズム地域活性化支援事業交付金	10件（2019年度）
グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数	1,207万人（2019年度）
訪日外国人旅行者数	3,188万人（2019年度）
訪日外国人旅行消費額	4.8兆円（2019年度）
都市漁村交流人口	約39万人増加（2018年度末時点） 「漁港漁場整備長期計画」（平成29年3月閣議決定）において、令和3年度末までに「漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる」こととしている。
エコツーリズムに取り組む事業者によるネットワーク組織（協議会）	9の事業者が加盟（2019年度末）

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (人づくりによる地域づくり)

(計画のポイント)

地域資源を発掘し、活用するための核となる、環境・経済・社会の関係性を理解し、専門家をつなぐ人材を育成していくことは地域が自立、持続を目指すために必要不可欠である。ESDの考え方をベースに、多様なステークホルダーとの連携を図りながら持続可能な地域づくりを担う「人づくり」を行い、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成を行う。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

ESDの考え方をベースとした「人づくり」、パートナーシップの深化、他地域との交流等を進める人材の育成

文部科学省	【2019年度】持続可能な地域づくりを担う次世代を育てるカリキュラム等の開発実践、教師教育の推進、教育効果評価・普及事業を行う取組を支援
環境省	ESD推進のための全国的なネットワークの整備、ESDの世代・地域間連携の推進、文部科学省と連携した学校の教職員等に対する研修の実施

(定量的な取組の進捗)

ユネスコスクールの活動状況 (文部科学省)

- ユネスコスクール加盟校数は1,120校 (2019年11月現在) と世界最多。
- 加盟校の81%がユネスコスクールの活動として「環境」分野を重視しており、第1位 (2017年度「ユネスコスクール年次活動調査」)

地域ESD活動推進拠点数等 (環境省)

地域ESD活動推進拠点数：98拠点 (2019年度)
 ESD活動支援センターに対する相談件数：852件 (2019年度)
 全国ユース環境活動発表大会への応募団体：161団体 (2019年度)
 環境教育の実践者を育成する研修における教職員等の参加者数：795名 (2019年度)

(個表) 3 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり (地域における環境金融の拡大)

(計画のポイント)

民間資金が十分に供給されていない、地域で行われる低炭素化プロジェクトに対し、地域の自治体や金融機関等と連携しながらその事業化や資金調達を促進していくことにより、地域の経済・社会的課題と地域環境問題の同時解決につなげる。

また、地域の中で資金を循環させる流れを作り出す上で大きな役割を担う地域の金融機関等における環境金融に係る理解を促進し、地域における環境金融の裾野を全国に広げる。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

地域の低炭素化プロジェクトに対する、地域の自治体や金融機関等と連携した事業化・資金調達促進

【2018年度】(A) 地方公共団体と地域金融機関との合同研修会の開催 (B) 相談窓口の設置・個別研修 (C) AとBの成果を踏まえた金融機関向け再生可能エネルギー事業性評価の手引きの整備 (各電源種ごと) 等実施

地域の金融機関等における環境金融に係る理解の促進

【2018年度】「事例から学ぶESG地域金融のあり方」の取りまとめ

【2019年度】ESG地域金融に関する導入セミナーの全国展開、 ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援、ESG金融リテラシーの向上に向けた専門家育成カリキュラムの構築を実施

(定量的な取組の進捗)

合同研修・個別研修・セミナー等の開催

- 環境金融に係る理解促進等について、各種研修会やセミナー等を開催しました。

地域の低炭素化プロジェクトに対する、地域の自治体や金融機関等と連携した事業化・資金調達促進

合同研修会	【2018年度】全国 3 箇所・合計 6 回	【2019年度】全国 2 箇所程度
個別研修	【2018年度】地域金融機関 2 機関・合計 3 回	【2019年度】地域金融機関 5 機関程度

地域の金融機関等における環境金融に係る理解の促進

事例から学ぶESG地域金融のあり方」セミナー	【2019年度】6 か所
ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援	【2019年度】9 機関

(総括①) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【森・里・川・海をつなぎ、支える取組】

① 森里川海の実証事業

- 地方での活動や暮らしに魅力を感じる層も生じ、二地域生活・二地域居住等の促進も可能と考えられる。また、森・里・川・海地域の資源（食・材料・エネルギーなど）の持続的な活用を図ることは、2. 国土のストックとしての価値の向上（1）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持など貢献が見込まれる。さらに、「地域循環共生圏の手引き」を活用することで、地域循環共生圏の創造への貢献が見込まれる。
- 地域循環共生圏の創造に向けた今後の展開としては、森・里・川・海をつなぎ、支える普及啓発活動を実施予定である。

② 農泊の推進

- 農泊を推進することで、インバウンドを含む交流人口が増加し、広域的なネットワークが形成されると見込まれる。また、このことが地域の雇用創出と所得向上につながり、持続可能な農山漁村地域を実現、ひいては国民に対する食の安定供給につながることを期待される。
- 一方、「農泊らしい」宿泊、食事、体験の提供が不足していることから、これらをセットで楽しんでもらう仕組みづくりが課題となっており、今後は①コンテンツの質の向上・量の拡大、②利用者の利便性の向上、③農泊推進体制の強化、といった取組を進める方針である。

③ 「森林サービス産業」の創出・推進、国有林の観光利用の推進

- 人生100年時代のライフステージの様々な場面において、森林と人々との新たな関わり方が創造される。「森林サービス産業」は、山村地域が主体となり持続可能な取組となることを目標としており、地域資源を持続可能な形で活用する「地域循環共生圏の創造」にも貢献するものである。
- ①森林の健康や癒やしに対する効果（エビデンス）の取得・共有・蓄積、②人材や体制の確保、③都市の山村とのつながり、などが課題であり、モデル事業を通じて課題解決方法の検討を行う。また、国有林においては、引き続き「日本美しい森お薦め国有林」において、外国人旅行者を含む多くの利用者が山村地域を訪れ、地域振興が図られるよう、標識類等の多言語化やウェブサイト等による情報発信の強化などに取り組む。

(総括②) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【都市と農山漁村の共生・対流】

- エコツーリズムは自然環境の保全、環境教育の場としての活用とともに、観光振興、地域振興も基本理念としており、**エコツーリズムの普及、推進が経済的、社会的効果をもたらしている。**
- エコツーリズムの取組を推進することを通じて、地域の自然観光資源に対する知識と理解の深化、その保全に対して、観光客、地域住民含め地域社会全体が認識しなおすことで**ライフスタイルの変化がもたらされることが期待される。**また、エコツーリズムが農山漁村において仕事の選択肢の一つとなることにより**農山漁村への移住、定住の促進につながることを期待される。**さらに、地域の自然観光資源を活用して観光振興、地域振興を図り、都市と農山漁村の交流を促進することは、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう地域循環共生圏の考え方とも一致し、**地域循環共生圏の創造にも貢献する。**
- 今後は、地域循環共生圏の創造に向け、エコツーリズムの推進を通して都市からの資金や人材がエコツーリズムを推進する地域に提供されるよう、エコツーリズムに取り組む**協議会に引き続き支援**を行う。
- (農泊を含むグリーンツーリズムについては前頁に記載)
- インバウンドを含めて漁村への来訪者が増加することにより、漁村の活性化が図られ、自然環境の保全や保健休養・交流・教育の場の提供など、**漁村の持つ多面的な機能が将来にわたって発揮されることが期待**されるとともに、重点戦略「4」における「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」に資する取組である。
- 今後は、直販所、漁業体験施設等の整備、漁村における観光メニューの充実や漁村の魅力の発信を促進し、引き続き、**ブルーツーリズム等の観光の取組を推進**していく予定である。
- このように、今後は、引き続き広域周遊促進のための観光地域支援事業においてエコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等や滞在型観光を推進するための取組に対して支援を行っていく予定である。
- 地方の古民家等の再活用・再整備の推進・老朽施設の適切な処分も含めた地域環境再生については、引き続き、地方公共団体が行う空き家の活用や除却等の取組に対して支援を行っていく予定。
- 維持・安定期に入ってきた建設副産物等の減量・再生利用については、建設リサイクル推進施策検討小委員会の審議を経て2020年9月に策定した建設リサイクル推進計画2020において、今後は「質」(※)の向上が重要な視点とされている。
(※) より付加価値の高い再生材へのリサイクルを促進するなど、リサイクルされた材料の利用方法に目を向けること。

(総括③) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【人づくりによる地域づくり】

- ESDに取り組むことは持続可能な**社会の担い手づくりを通じて、SDGsの17全ての目標の実現に貢献**するものであり、④健康で心豊かな暮らしの実現「**持続可能なライフスタイルと消費の転換**」との関連で、ESD等を通じてこうした意識を喚起し、地域の活性化や雇用等を含む、人や社会、環境に配慮した消費行動等、**持続可能なライフスタイルへの理解を促進することが期待**される。さらに、同「自然体験活動、農山漁村体験等の推進」との関連で、環境教育等促進法に基づく基本方針（平成30年6月閣議決定）において、体験活動の促進が重要であるとしていることを踏まえ、体験活動の機会や場の充実に資する優良事例の収集・周知を行うほか、環境教育等促進法に規定する体験の機会場の認定制度の積極的な活用を図るという点で連携している。
- 今後は、ESDのさらなる普及の推進及びリーダー研修開催等による社会人を対象とした「人づくり」を推進していくべき。

【地域における環境金融の拡大】

- ESG地域金融を通じて、地域のESG課題の掘り起こし、グリーンプロジェクト等の将来性・利益性の掘り起こし、組成等を推進することで、**地域の特性をいかしたイノベーションにつながる**とともに、**地域循環共生圏の創出に資する**。
- 今後は、地方公共団体及び地域金融機関の実務担当者における脱炭素化プロジェクトの組成に向けた、**「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き」等を活用した知見の集積を行う**とともに、**ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援の成果を取りまとめ、横展開を図る**。

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
地域資源等を持続可能な形で最大限活用	再生可能エネルギー導入量	一次エネルギー 国内供給のうち、再生可能エネルギー等 (水力除く)	0.69 千PJ (2000年度)	1.52 千PJ (2017年度)	➡	➡	➡	
	国立公園利用者数・国立公園訪日外国人利用者数	国立公園利用者数	36,636万人 (2000年)	37,151万人 (2018年)	➡	➡	➡	数値としては増えているが、基準年から最新年までの期間で1割に満たないため、長期的な傾向は横ばい 2018年は6,940千人、2019年は6,669千人となり、前年度比は1%を超えるため下向き
		国立公園訪日外国人利用者数	4,902千人 (2015年)	6,669千人 (2019年)	➡	—	↘	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数		1 (2009年度)	18 (2020年9月)	➡	➡	➡	累計

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等	
地域の活力を維持(交流・人づくり等)	都市と農山漁村の交流人口		925万人 (2013年度)	1,207万人 (2019年度)	↗	—	➡	昨年度からわずかに減少したが前年度比で1%に満たないため、前年度からの変化は横ばい	
	就業者当たりの県内総生産(都道府県別)	就業者当たりの県内総生産	—	34団体 (2016年)	↗	—	—	最新年の値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数	
	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	103団体 (2020年度)	↗	—	—	①と②の総和から重複を除いたもの(①地域循環共生圏実践地域等登録制度登録団体数②令和2年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数) 最新年値は2020年9月30日時点のもの	
	地域別人口、地域別高齢化率	地域別人口	地域別人口	—	7団体 (2019年度)	↗	—	—	最新年の値は、前年から地域別人口が増加した団体数
		地域別高齢化率	地域別高齢化率	—	46団体 (2019年度)	↘	—	—	最新年の値は、前年から地域別高齢化率が上昇した団体数

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

○総括

・環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されているといえる。環境基本計画の進捗状況にかかる指標も全体的に良い方向に向かっている状況にある。

○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

・地域資源を活用した自立分散型の地域づくりは、環境に配慮した農作物の生産、資源の有効活用、再生可能エネルギーの導入等が一体的に進み、脱炭素・資源循環・自然共生の統合が期待されるとともに、地域経済循環の改善、災害時のレジリエンスの向上、新規雇用の創出及び交流人口の増加等につながり、経済面、社会面での効果も期待される。〈総合政策部会〉

・エコツーリズムは、観光振興、地域振興も基本理念としており、エコツーリズムの普及・推進が経済的、社会的効果をもたらす。さらに、地域の自然観光資源を活用して観光振興、地域振興を図り、都市と農山漁村の交流を促進することは、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう地域循環共生圏の考え方とも一致し、地域循環共生圏の創造にも貢献する。

〈総合政策部会〉

・ESG地域金融を通じて、地域のESG課題やグリーンプロジェクト等の将来性・利益性の掘り起こし、組成等を推進することで、地域の特性をいかしたイノベーションにつながるとともに、地域循環共生圏の創出に資する。〈総合政策部会〉

・バイオマス産業都市の取組は、未利用の循環資源の利用による温室効果ガスの排出抑制が期待できるとともに、地域内の経済循環力の向上し、地域活性化、雇用創出等が期待できるなど、地域循環共生圏に貢献する取組である。〈循環型社会部会〉

○今後強化が必要な取組の方向性

・地域循環共生圏は、気候危機・コロナ危機に対応する脱炭素型で分散型の社会づくりを推進する未来型のビジョンであることから、より一層の取組を進めるとともに、さらなる深化をさせていくことが重要。〈総合政策部会〉

・地域循環共生圏の創造を一層推進していくため、地域循環共生圏づくりに関する先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることで取組の充実を促していくとともに、地域における事業立ち上げ・継続のための資金調達の仕組み等を検討し、ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスの創出による持続可能な地域づくりを支援してくべき。〈総合政策部会・循環型社会部会〉

(重点分野3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり

総括的な評価

(総括的な進捗状況の評価、課題)

○今後強化が必要な取組の方向性

- ・地域循環共生圏の理念や取組、ゴールのイメージが、より国民に伝わるよう情報発信を工夫・強化すべき。〈総合政策部会〉
- ・農泊については、「農泊らしい」宿泊、食事、体験の提供が不足していることから、これらをセットで楽しんでもらう仕組みづくりが課題となっており、①コンテンツの質の向上・量の拡大、②利用者の利便性の向上、③農泊推進体制の強化、といった取組を進める。〈総合政策部会〉
- ・「森林サービス産業」の創出・推進については、①森林の健康や癒やしに対する効果（エビデンス）の取得・共有・蓄積、②人材や体制の確保、③都市の山村とのつながり、などが課題であり、モデル事業を通じて課題解決方法の検討を行う。〈総合政策部会〉
- ・国有林の観光利用の推進については、外国人旅行者を含む多くの利用者が山村地域を訪れ、地域振興が図られるよう、標識類等の多言語化やウェブサイト等による情報発信の強化などに取り組む。〈総合政策部会〉
- ・地域循環共生圏の創造に向け、エコツーリズムの推進を通して都市からの資金や人材がエコツーリズムを推進する地域に提供されるよう、引き続き、エコツーリズムに取り組む協議会に支援を行うとともに、広域周遊促進のための観光地域支援事業においてエコツーリズム・グリーンツーリズム・ブルーツーリズム等や滞在型観光を推進するための取組に対して支援を行う。〈総合政策部会〉
- ・ESDについては、さらなる普及の推進及びリーダー研修開催等による社会人を対象とした「人づくり」を推進していくべき。〈総合政策部会〉
- ・地域における環境金融の拡大については、「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き」等を活用した知見の集積を行うとともに、ESGを考慮した事業性評価のプロセス構築支援の成果を取りまとめ、横展開を図る。〈総合政策部会〉
- ・地域が自律的に自ら考えて取り組んでいけるよう、地域の取組の段階や状況に応じた実効的な支援をしていくべきであり、地域の特性に応じて自治体において参照できる地域内及び地域間の連携イメージ等を示しつつ、地域における実践を踏まえてさらに進化させていくことが必要〈循環型社会部会〉

4 健康で心豊かな暮らしの実現

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (健全で豊かな水環境の維持・回復)

(計画のポイント)

水環境の保全の推進に当たって、河川の流入先の海域も含め流域全体を総合的に捉え、それぞれの地域に応じた取組を進める。これに向け、従来の公害防止を目的とした水質対策を中心とする規制的手法は施策の基盤として維持しつつ、水質以外の要素も考慮し、また、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

健全で豊かな水環境の維持・回復

公共用水域や地下水の水質に係る環境基準の常時監視、及び環境基準以外の項目についての水質測定や知見の集積

生活環境項目に追加された底層溶存酸素量（底層DO）の類型指定や大腸菌群数の見直しの検討

指定湖沼ごとの「湖沼水質保全計画」に基づく取組（水草除去による水質改善効果の検証、高濃度酸素水供給装置による底層溶存酸素改善効果の検証等）

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）に基づく取組やそのフォローアップ

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第78号）の附則の検討条項を踏まえた「きれいで豊かな瀬戸内海の確保」に向けた諮問と答申取りまとめ（「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」（2020年3月）、1. 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保、2. 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤、3. 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進、4. 漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備）

第8次水質総量削減の取組を推進するとともに、指定水域に流入するCOD、窒素及びりん汚濁負荷量の算定に向けた調査の実施

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）に基づく再生方策や調査・研究開発の成果等の把握

「里海づくり」の考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を推進

「都道府県構想」に基づき、浄化槽、下水道、農業等集落排水施設、コミュニティプラント等の各種污水处理施設の整備の推進

4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (健全で豊かな水環境の維持・回復)

(定量的な取組の進捗) 環境基準達成状況、主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量、 主要な閉鎖性海域の藻場・干潟の面積

● 環境基準達成状況

1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
	(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	
	(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
	(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
	-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
	-	別紙の通り					100%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

● 主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

※単位:トン/日

COD	平成16年度	平成21年度	平成26年度	窒素	平成16年度	平成21年度	平成26年度	りん	平成16年度	平成21年度	平成26年度
東京湾	211	183	163	東京湾	208	185	170	東京湾	15.3	12.9	12.3
伊勢湾	186	158	141	伊勢湾	129	118	110	伊勢湾	10.8	9.0	8.2
大阪湾	144	118	91	大阪湾	121	104	88	大阪湾	8.2	7.2	5.8
瀬戸内海(大阪湾を除く)	417	350	313	瀬戸内海(大阪湾を除く)	355	329	302	瀬戸内海(大阪湾を除く)	22.4	20.8	18.8

● 主要な閉鎖性海域の藻場・干潟の面積

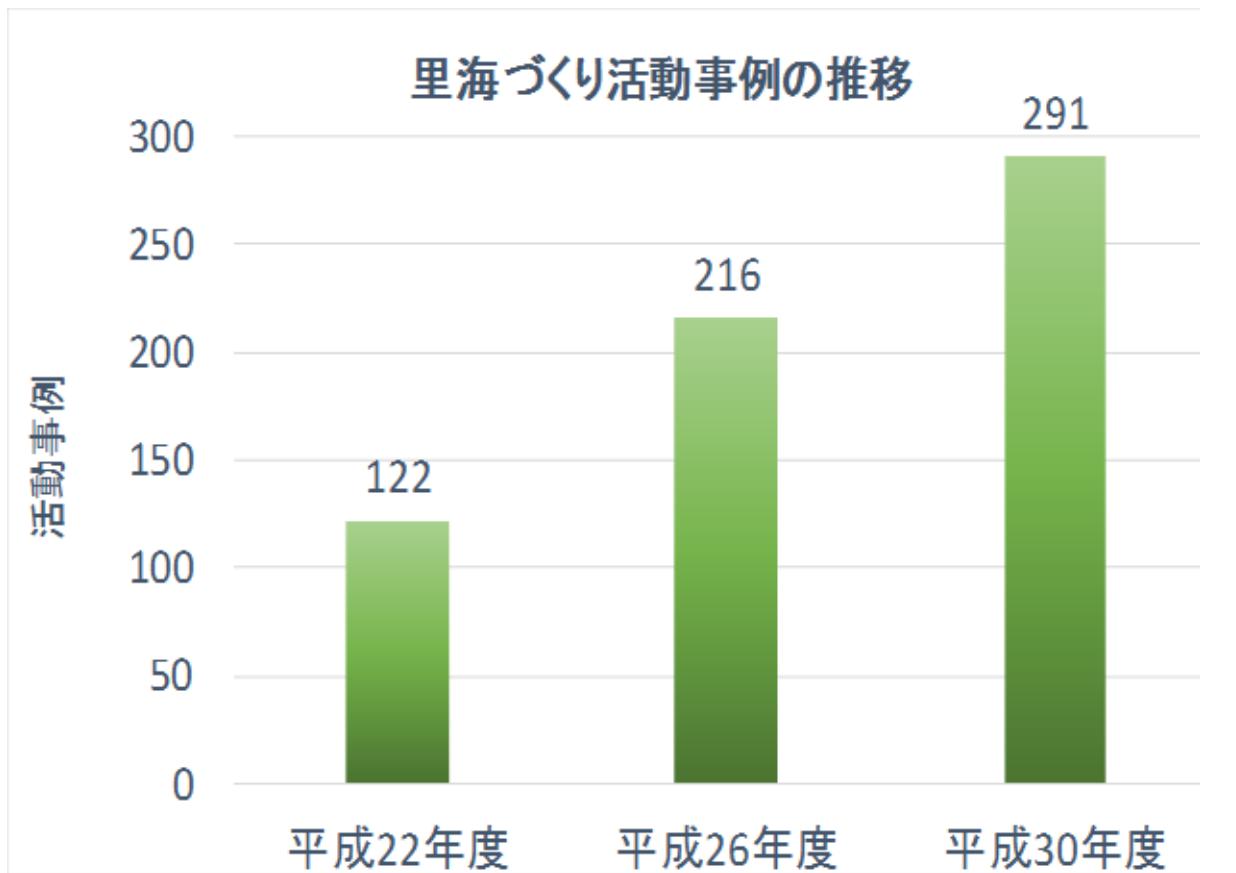
海域	藻場面積 (ha)	干潟面積 (ha)
瀬戸内海 (平成27～29年度調査)	15,604	11,065
有明海・八代海 (平成30～令和元年度調査)	3,842	23,792

※ 広範囲を効率のかつ定量的に調査を行うことができる、衛星画像による改正手法を用いて調査を実施

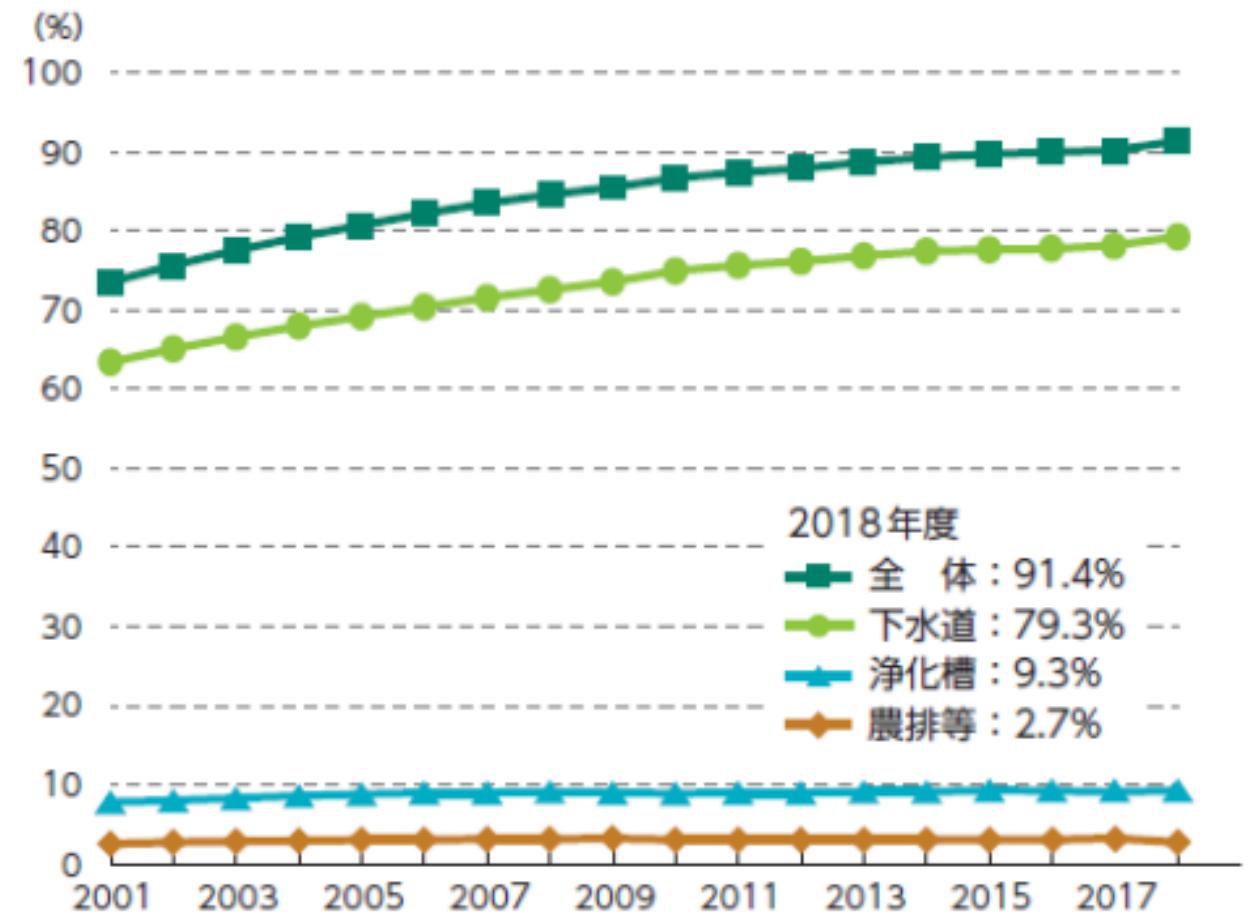
4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全
 (健全で豊かな水環境の維持・回復)

(定量的な取組の進捗) 里海づくり活動の取組箇所、汚水処理人口普及率

● 里海づくり活動の取組箇所



● 汚水処理人口普及率



(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況①)

化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進

化学物質審査規制法における規制の実施	● 審査特例制度における全国数量上限の見直し、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質の管理の強化（平成29年改正）
農薬取締法における規制等の実施	● 農薬の安全性の再評価を行う制度の新規導入、農薬の安全性に関する審査を充実する等の措置（平成30年改正） ● 2020年3月末時点において、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準を438農薬に対して設定、水質汚濁に係る登録基準を321農薬について設定
労働安全衛生法における取組	● 労働現場での労働災害及び健康障害防止のために、労働安全衛生法に基づく化学物質等のばく露等防止対策を適切に実施 ● 化学物質に起因する爆発や中毒等の労働災害発生時に、事業者による労働基準監督署への報告を義務付け
家庭用品規制法における取組	● 化学的変化により容易にベンジジン等の24種類の特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物を新たに有害物質として指定（平成27年政令改正）、当該物質を含有する染料が使用されている家庭用品を指定（平成27年省令改正） ● 毎年度、各自治体において、試買検査等により、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対する監視、指導を実施
室内空気汚染に関する取組	● シックハウス（室内空気汚染）問題に対応するため、ホルムアルデヒド等13の物質について室内濃度指針値を設定 ● 指針値が検討されて以降、約10年経過したこと等を踏まえ、2012年9月よりシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会を再開。検討会の議論を踏まえ、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについて指針値を改定（2019年1月）

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況②)

化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進

毒物及び劇物取締法における規制の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定 ● 毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等の防止の対策、運搬・廃棄等の基準等を設定
水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀汚染防止法の施行（平成27年施行） ● 水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取等を禁止 ● 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告のとりまとめ結果を公表（2017、2018年度実績公表）

化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施①

大気汚染防止法に基づく規制等	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策を推進するため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施 ● 一般環境中の汚染物質の濃度については、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準等を設定。有害大気汚染物質対策を制度化したことにより、2008年度以降の環境基準の超過率はほぼ0%で推移
水質汚濁防止法に基づく規制等	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場から排出される水等による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図るため、汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下水に浸透する浸透水について、28有害物質等の排水基準又は地下浸透基準を設定し、これらに適合しない排出・浸透を禁止 ● 水質汚濁に関する健康項目の環境基準超過状況の推移は、1998年以降0.5～1.1%程度でほぼ横ばい

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況③)

化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施②

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイオキシン類の削減対策を進めるため、汚染状況の調査及び排出源からの発生状況の把握・排出インベントリの作成を実施 ●国内削減計画に基づく対策を推進し、2018年度における削減目標を達成
廃棄物処理法等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ●水銀に関する水俣条約の発効（2017年8月）を踏まえ、廃棄物処理法施行令を改正 ●水銀使用廃製品を水銀使用製品産業廃棄物として指定・処理基準を設定したほか、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」、「水銀廃棄物ガイドライン」を作成 ●廃棄物処理制度における情報伝達に関する取組として、2017年度から2018年度にかけて、排出事業者が処理業者に伝達しなければならない情報等の明確化について検討
化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者による第一種指定化学物質の環境への排出や廃棄物に含まれる移動量等の届出に基づき、前年度分の排出量・移動量を集計、届出対象外となる排出量と併せて公表（2018年度実績を2020年3月に公表） ●最新の有害性情報やばく露の実態に即し、2018年度より指定化学物質の見直し検討作業を実施中。その際、ばく露の評価には、PRTR制度に基づき集計・公表された排出量・移動量を初めて活用。
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●POPs条約第8回締約国会議（2017年5月）で新たに廃絶対象とすることが決定されたポリ塩化直鎖パラフィン及びデカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）について、化学物質審査規制法施行令を改正、第一種特定化学物質に指定（2018年）、あわせて、これら物質が使用されている製品を輸入禁止製品として追加指定 ●第9回締約国会議（2019年5月）において、新たに条約の対象物質に追加されたo,p-ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質について、今後、化学物質審査規制法において第一種特定化学物質に指定し、必要に応じて輸入禁止製品を指定するなど所要の措置を講じる予定

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況④)

化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施③

ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討

- POPsを含有する廃棄物の適正処理を推進するため、HBCD、DecaBDE、塩素系製剤を含有する廃棄物の適正処理方策の検討を実施

リスク評価の推進、目標値等の設定①

化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価

- 既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質を指定。現在、226物質を優先評価化学物質に指定
- 優先評価化学物質については段階的に詳細なリスク評価を進め、2019年度までに74物質について「リスク評価（一次）評価II」に着手、35物質について評価IIの評価結果を審議

農薬に係るリスク評価の推進

- 農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）に基づき、2020年度より農薬のリスク評価の対象を生活環境動植物へと拡大
- 2020年度からは、生活環境動植物として鳥類の被害防止に係る農薬登録基準の設定を開始するとともに、野生ハナバチ類を対象とした農薬のリスク評価手法の確立に向けた検討を実施

化学物質の環境リスク初期評価の実施

- 潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）について、環境媒体を経由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討した上で、両者の比較によるリスク初期評価（スクリーニング評価）を実施
- これまでに18次にわたり結果をとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」として公表。2019年12月までに、381物質について評価を実施

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況⑤)

リスク評価の推進、目標値等の設定②

職場における化学物質のリスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法に基づく有害物ばく露作業報告制度等により労働者の健康障害に係るリスク評価を実施。2018年度からは新たに化学物質審査規制法によるスクリーニング評価の結果も参照 ●リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討や有識者による審議等を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を実施。2012年度以降、21物質について特定化学物質障害予防規則等が改正
化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれや高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすがある化学物質等について、人健康リスク評価・生態影響リスク評価に必要な毒性等調査を実施 ●定量的構造活性相関（QSAR）モデルの1つである「生態毒性予測システム（通称：KATE）やカテゴリーアプローチによる予測精度の向上や適用可能な範囲の拡大のため、実測値を得るため生態影響試験を実施
大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討	<ul style="list-style-type: none"> ●10物質（ダイオキシン類を除く）について環境基準、9物質について指針値が設定されている（2020年7月時点） ●諸外国及び国際機関等における大気保全政策の動向に関する最新の情報等を踏まえ、人の健康影響に関する情報の収集・整理を引き続き進めるとともに、有害大気汚染物質に関して得られる科学的知見に制約がある場合の有害性等評価手法についても検討を行い、必要な改定を実施
水質環境基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準として27項目、水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準として3項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準として28項目を設定 ●環境基準項目及びその基準値、要監視項目及びその指針値については、必要な追加・見直し作業を継続的に実施
土壌環境基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本法に基づき設定される土壌の汚染に係る環境基準として、水質環境基準、地下水環境基準等を踏まえ、29項目を設定

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況⑥)

過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応

土壌汚染対策法における取組	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染対策法の施行状況調査を行い、土壌汚染調査・対策の現状について実態を把握・公表、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として取りまとめ ●この結果を踏まえ、土壌の汚染状態の調査方法や汚染の除去等の対策方法に係る課題の抽出や改善策の検討を行い、環境リスクの適切な管理を推進。また、汚染土壌の運搬、管理の適正化を図り、適正な汚染土壌の処理を推進
PCB廃棄物特別措置法の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ●道府県市に届出されていない機器の掘り起こし調査等に係る都道府県市への支援の取組、保管事業者等に対する普及啓発活動等を実施 ●PCB廃棄物特別措置法で定める処理期間（2027年3月）までの低濃度PCB廃棄物の確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を実施

災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応①

事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法第17条により、ばい煙発生施設及び特定施設を設置している事業者等及び都道府県知事に対して事故時の措置を規定 ●事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合には、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることがないように地方公共団体と連携の上、適正に対応
水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制を実施 ●「自然災害による水質汚濁事故時の措置徹底について」の依頼を都道府県知事等へ発出（2019年12月）

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況⑦)

災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応②

化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度で得られたデータの有効活用	●一般に公表しているPRTR制度に基づき事業者からの届出データを、関係する地方公共団体等に共有し適切な情報伝達を促進
水環境の危機管理・リスク管理推進事業	●浄水過程等で別の有害な化学物質に変化する物質について、一般環境中の存在状況を把握するため、全国の河川水の検体分析、事業所からの排出実態調査を実施（2013年度から2015年度）、2016年度にこれらの水質調査結果を評価・とりまとめ ●調査対象とした事業場へのヒアリング等により対象物質の使用状況等を調査し（2017年度から2018年度）、2018年6月に、これまでの調査で得られた知見をとりまとめ、地方公共団体宛に通知

(定量的な取組の進捗①)

大気環境に関する環境基準等達成状況 (*1)

環境基準が設定されている物質（4物質）	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基準を達成
指針値が設定されている物質（9物質）	・アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、水銀及びその化合物、1, 3ブタジエンについては、指針値を達成。 ・1, 2ジクロロエタンは固定発生源周辺1地点、ニッケル化合物は固定発生源周辺1地点、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺5地点、マンガン及びその化合物は固定発生源周辺1地点で指針値を超過。
環境基準が設定されていないその他の有害大気汚染物質（8物質）	・ベンゾ[a]ピレンは緩やかな低下傾向。 ・アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒドはほぼ横ばい。

* 1 : (出典) 平成30年度大気汚染状況について(令和2年3月) 別添2「平成30年度有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果」

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(計画のポイント)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

(定量的な取組の進捗②)

水環境に関する環境基準等達成状況 (*2)

健康項目	<ul style="list-style-type: none"> 27項目の環境基準達成率は、99.1%（前年度99.2%）
生活環境項目（水生生物の保全）	<ul style="list-style-type: none"> 全亜鉛の類型指定水域（1,276水域）の環境基準達成率は、98.1%（前年度1,234水域、97.8%） ノニルフェノールの類型指定水域（1,187水域）の環境基準達成率は、100%（前年度1,150水域、100%） 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の類型指定水域（1,132水域）の環境基準達成率は、99.6%（前年度1,105水域、99.7%）

地下水質に関する環境基準等達成状況 (*3)

- 概況調査の結果、2018年度は5.6%の地点（井戸）で環境基準を超過（前年度5.5%）。
- 発見された汚染について、その範囲を確認するため汚染井戸周辺地区調査を実施。2018年度の井戸数は935本（前年度818本）。
- 汚染が確認された地域については、継続監視調査を実施。2018年度の井戸数は4,236本（前年度4,313本）。

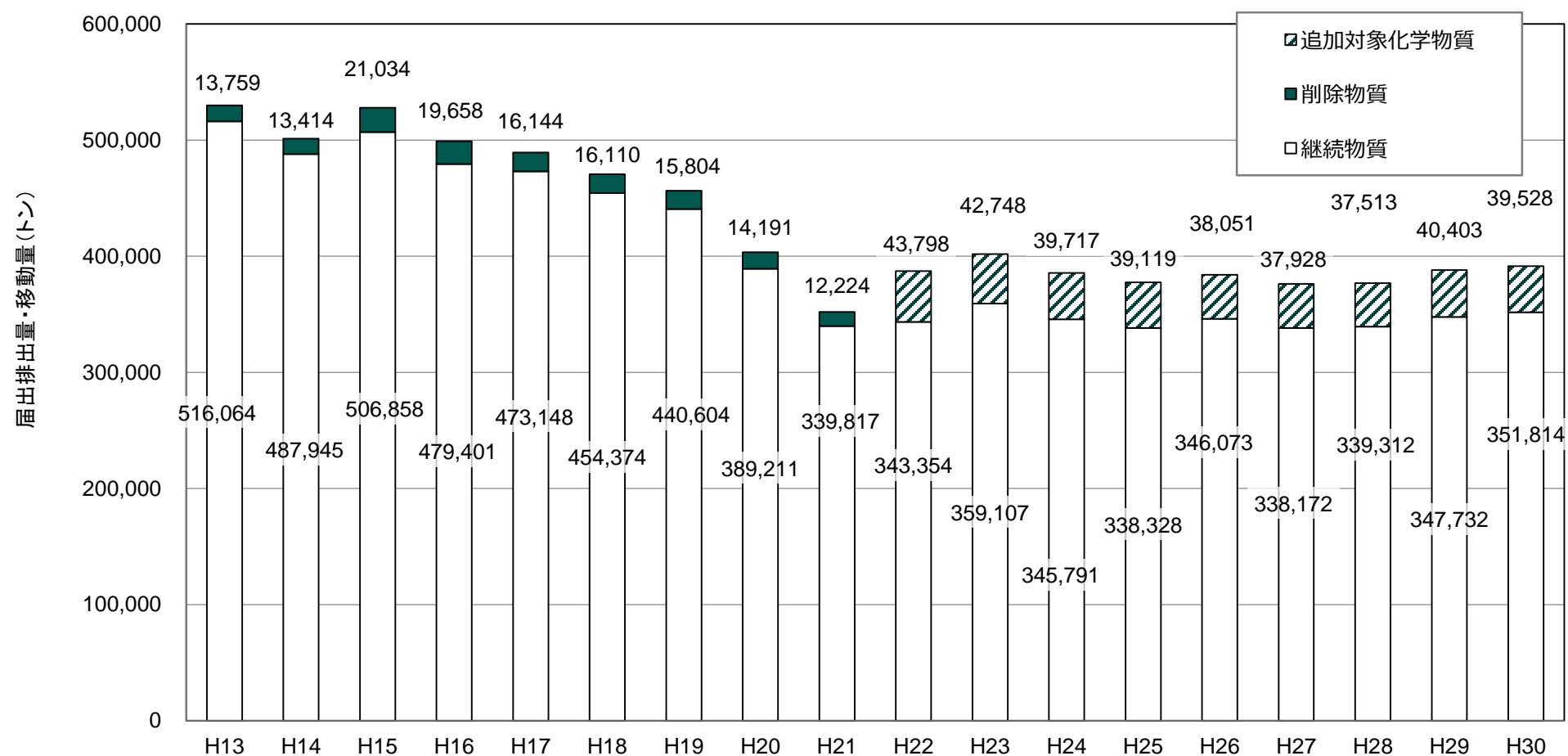
* 2 : (出典) 平成30年度公共用水域水質測定結果 (令和元年12月)

* 3 : (出典) 平成30年度地下水質測定結果について (令和2年2月)

4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(定量的な取組の進捗) 化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量

＜化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量＞



出典) 平成30年度PRTRデータの概要

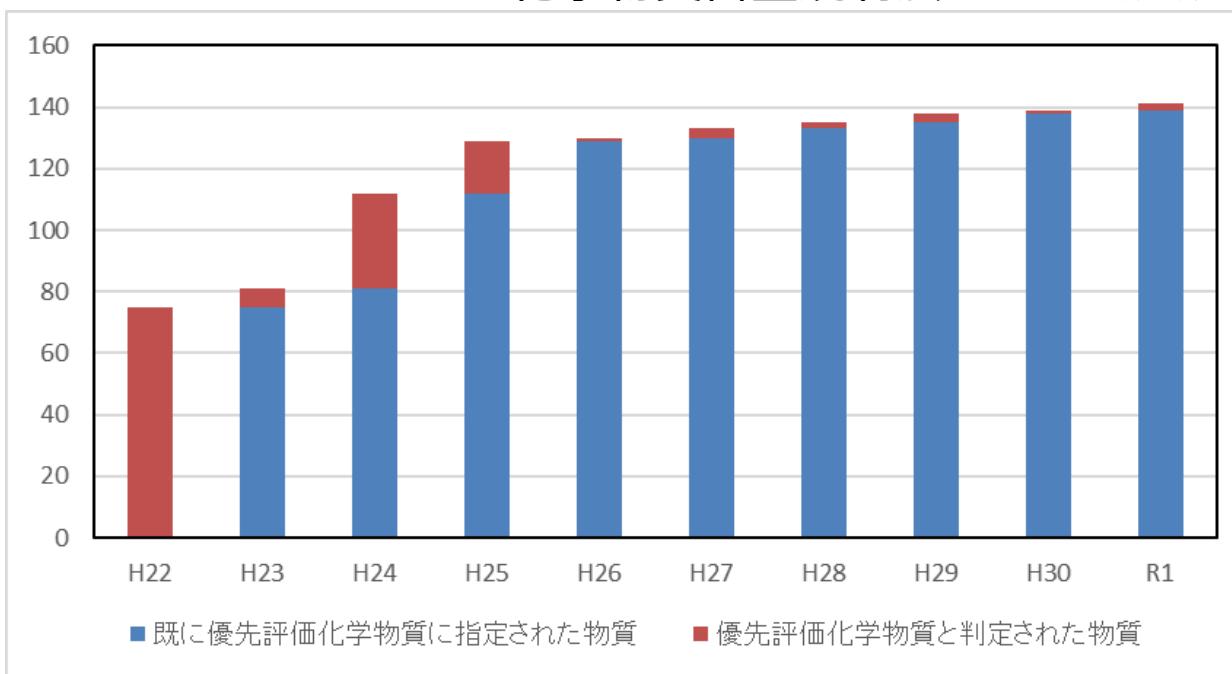
- 平成30年度の結果を、現行の届出要件（取扱量）による届出が開始された初年度（平成15年度）と比較すると、総排出量・移動量は11万4千トン（▲22.8%）減少。
- 平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質（継続物質）の排出量・移動量は14万1千トン（▲29.0%）減少。経年的には減少傾向。

4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

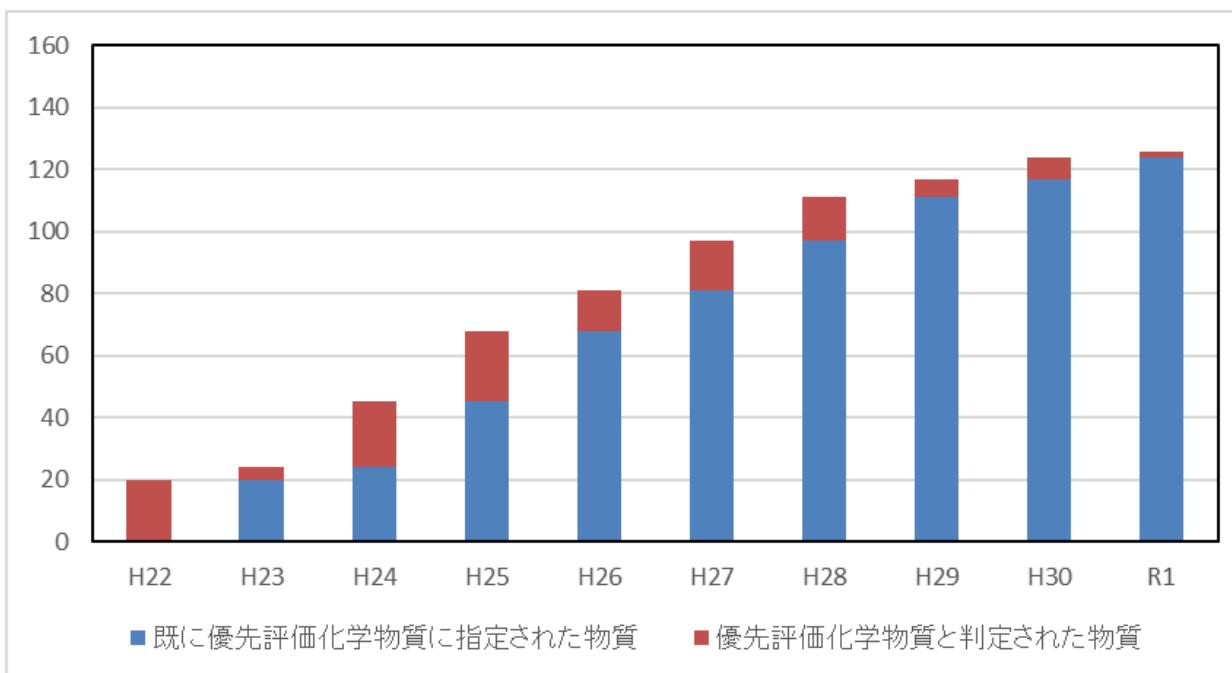
(定量的な取組の進捗) 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価の実施状況

＜化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価の実施状況＞

優先評価化学物質として判定された物質累計数



優先評価化学物質として判定された物質累計数



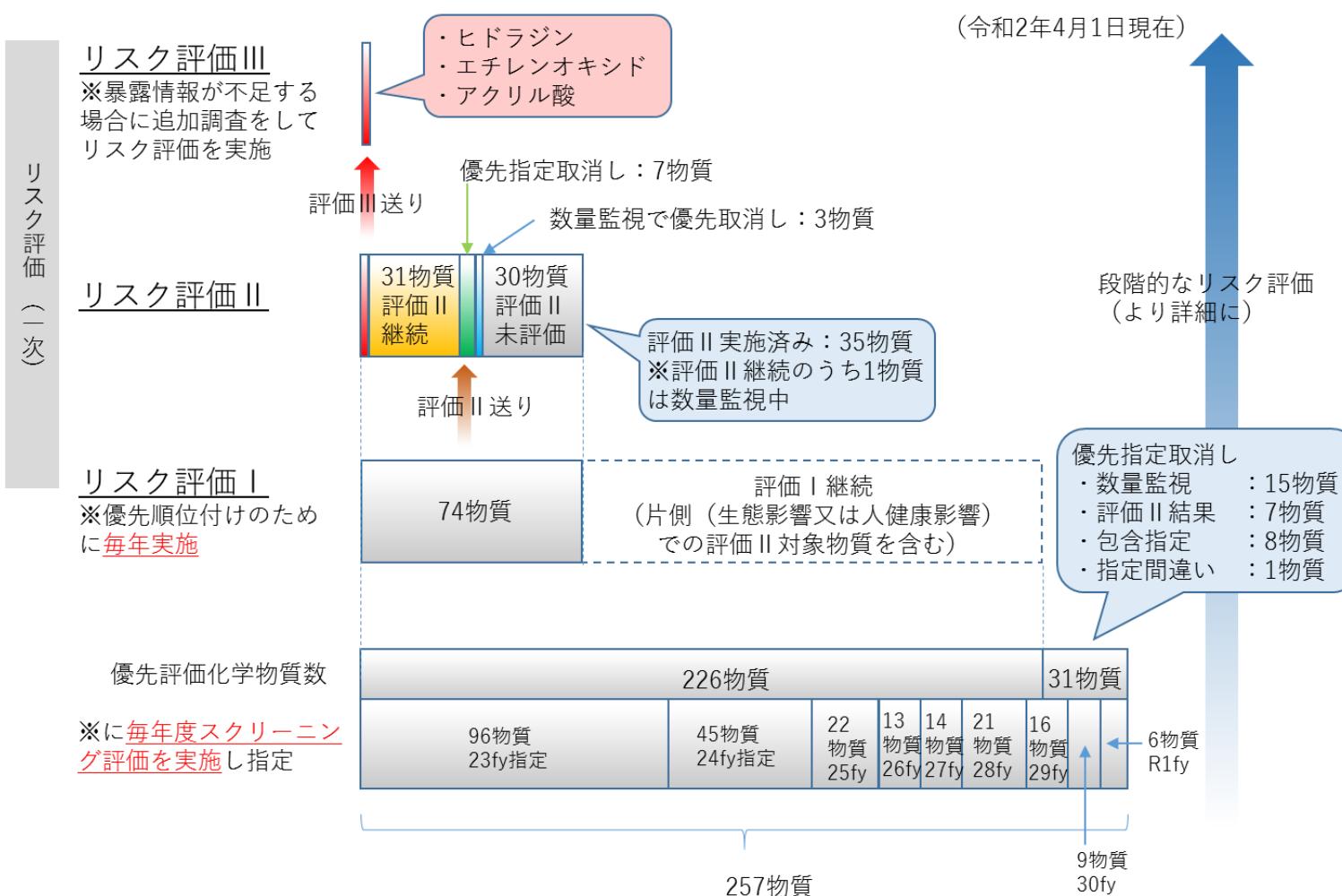
- 令和元年度は、平成29年度の製造輸入数量1トン以上の一般化学物質11,801物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,644物質についてスクリーニング評価を実施。
- ばく露クラスの推計等を行い、4物質については、新たに優先評価化学物質相当であると判定。
- 現在、226物質を優先評価化学物質に指定（令和2年4月1日現在）。

出典) 令和元年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第4回安全対策部会 第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 資料1-1 令和元年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果より環境省作成

4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

(定量的な取組の進捗) 化学物質審査規制法に基づくリスク評価の実施状況

<化学物質審査規制法に基づくリスク評価の実施状況>



- 平成30年度までの結果と併せて、これまでに74物質についてリスク評価（一次）評価IIに着手。
- このうち令和元年度までに35物質についてリスク評価（一次）評価IIの審議を実施。
- 3物質については数量監視を条件として優先評価化学物質の指定を取り消し。
- その他の30物質のうち6物質は物質の取扱実態を調査する必要があるため令和3年度以降に評価。

出典) 令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第1回安全対策部会・第189回審査部会 第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員
参考資料5 化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD 2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進)

(計画のポイント)

マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関して、海洋中の分布状況や生態系への影響など実態把握のための調査研究を実施するとともに、地方公共団体による回収処理・発生抑制対策への支援、使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保等について、普及啓発を含めて総合的に推進する。また、国際的な枠組みや多国間・二国間協力等を通じて、海洋ごみに関する国際連携を推進する。

(2018年度、2019年度の取組の進捗状況)

マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20間で共通のグローバルなビジョンとして共有（2019年6月）、様々な国際会議の場でG20以外の国にもビジョン共有を推進

G20各国が自主的取組を実施し、その取組を継続的に報告・共有する「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をG20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で構築（2019年6月）、G20首脳も支持。G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合の場でG20等各国の取組についての報告書を取りまとめ（2019年10月）

海岸漂着物処理法の改正（2018年6月）及び基本方針の変更（2019年5月）【再掲】

世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し、国民各界各層との連携協働を通じて、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図る「プラスチック資源循環戦略」の策定（2019年5月）

新たな海洋プラスチックごみ汚染を生み出さない世界を実現するための実効的な対策を盛り込んだ「海洋プラスチックごみアクションプラン」の策定（2019年5月）【再掲】

上記を踏まえた、陸域由来のプラスチックごみ対策を含むリデュース、リサイクル設備導入支援、海洋ごみの回収・処理や発生抑制対策の推進のための海岸漂着物等地域対策推進事業による地方自治体への支援、閉鎖性海域での漂着ごみの回収作業の実施【再掲】、「プラスチック・スマート」キャンペーン（2018年10月～）による企業・団体・個人による不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底の推進【再掲】、海ごみゼロウィークや海ごみゼロアワードの実施、A S E A N + 3 海洋プラスチックごみ協力アクションプラン・イニシアティブ、海洋プラスチックごみのモニタリング手法の国際調和の推進

日本経団連による「SDGsに資するプラスチック関連取組事例集」の作成（2018年9月）、20業種による「業種別プラスチック関連目標」の設定（2019年4月～）

JEANなどのNPO団体による国際的な海外クリーンアップキャンペーンや草の根の普及啓発活動

(個表) 4 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全 (マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進)

(計画のポイント)

マイクロプラスチックを含む海洋ごみに関して、海洋中の分布状況や生態系への影響など実態把握のための調査研究を実施するとともに、地方公共団体による回収処理・発生抑制対策への支援、使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保等について、普及啓発を含めて総合的に推進する。また、国際的な枠組みや多国間・二国間協力等を通じて、海洋ごみに関する国際連携を推進する。

(定量的な取組の進捗)

大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの共有国数及び国家行動計画等策定国数

- ビジョン共有国数：86カ国 ・地域
- 国家行動計画等策定国数：20カ国（G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づき共有されたもの）

海岸漂着物処理法に基づく地域計画策定自治体数

38団体

回収された海洋プラスチックごみの量

16,700t

(総括①) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【健全で豊かな水環境の維持・回復】

- 今後、水質と生態系の豊かさの両立の実現（社会・技術）、地域単位での新たな栄養塩類管理（社会・技術）、水インフラ技術の統合的向上（技術）などが期待できる。
- 課題及び今後の取組方針としては、以下が挙げられる。
 - 環境基準の設定、排水管理の実施
 - 災害時の有害物質流出等への対応の強化
 - 「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」（答申）を踏まえた地域ごとの栄養塩類の管理、藻場・干潟の再生、底質環境の改善等の対応
 - 今後の水質総量削減制度の在り方・方向の検討
 - 有明海・八代海等総合調査評価委員会による中間報告（2021年度予定）を踏まえた再生のための施策推進

【マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進】

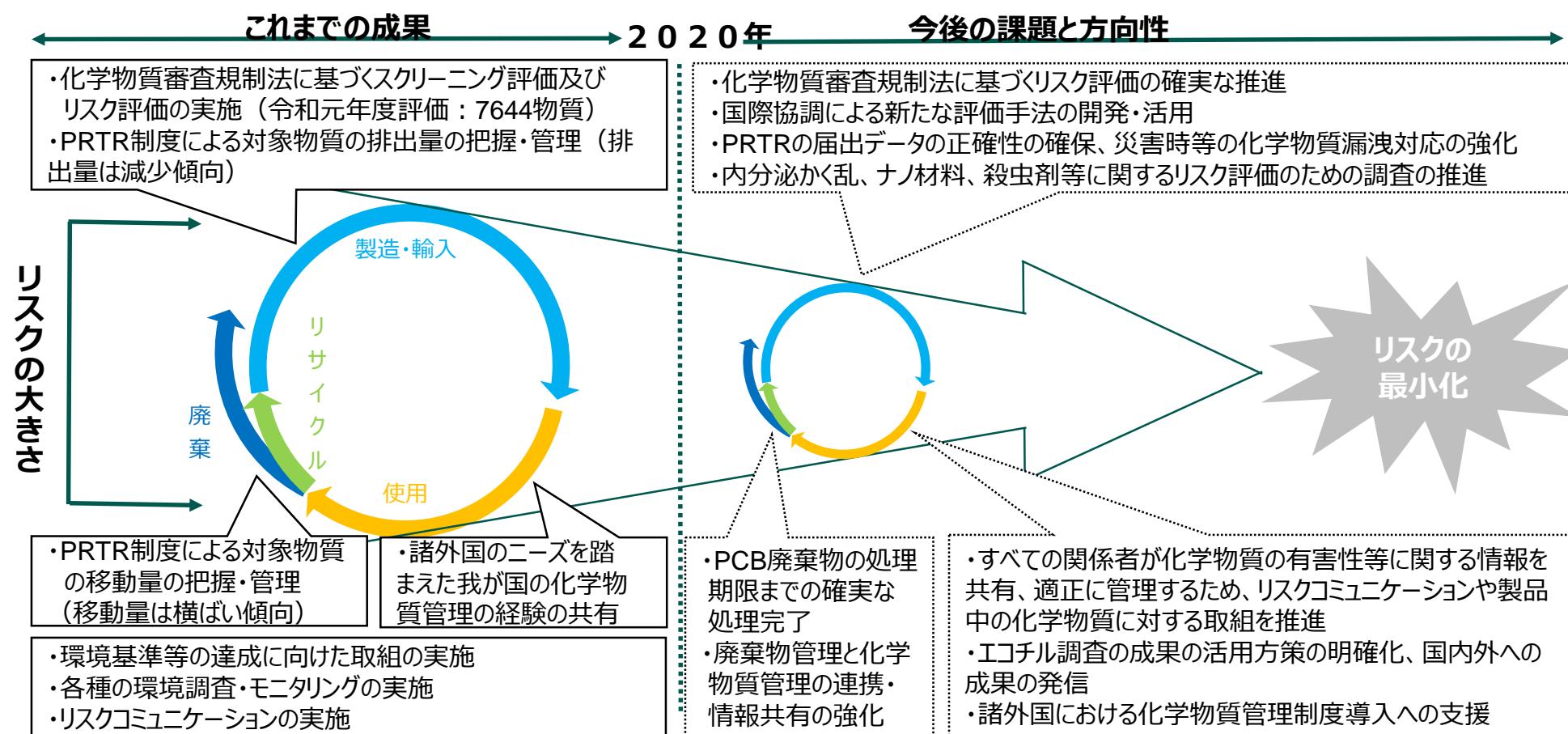
- 今後、不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制やリユース・リサイクルの徹底、代替プラスチックの利用拡大などの包括的な3R+リニューアブルの実現（技術・社会・ライフスタイル・投資）、モニタリング技術の高度化・標準化（技術）などが期待できる。
- 課題及び今後の取組方針としては、以下が挙げられる。
 - 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン及びG20海洋プラスチックごみ対策実施枠組をベースとしたグローバルな目標・枠組の構築
 - G20、ASEANや各国とのバイでの連携、海洋プラスチック汚染に関する科学的知見の世界レベルの集約や、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン達成シナリオの設定・分析、日本発の海洋プラスチックごみ対策技術・製品が普及しやすい国際的な市場環境の整備
 - 海岸漂着物処理法に基づく基本方針、海洋プラスチックごみアクションプラン等に基づくマイクロプラスチックを含む海洋ごみの分布状況や生態系への影響等に関する調査研究、自治体が行う海洋ごみの回収等への財政支援、プラスチックの3R推進、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの実態把握のための調査やその手法の開発【再掲】
 - 散乱ごみや屋外で利用されるプラスチック製品など、陸域起因の海洋ごみの発生の実態把握・未然防止
- 海洋プラスチック対策においては、総合的なCO2排出への影響も勘案すべき。

(総括②) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

(総括的な進捗状況の評価、課題)

【化学物質のライフサイクル全体での包括的管理】

- 国際的には、「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること」を目標（WSSD2020目標）としており、我が国においてもこの目標の達成に資する取組を実施する必要がある。
- これまで我が国では化学物質審査規制法に基づくリスク評価、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度の施行、「化学物質と環境に関する政策対話」によるリスクコミュニケーションの実施、諸外国への我が国の化学物質管理の経験の共有や国際条約への貢献等を実施してきた。
- 今後、引き続き、リスクの最小化に向けて、あらゆる主体が自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要である。このため、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点分野との密接な連携を図っていくこととする。



(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
持続可能なライフスタイルへの転換・森里川海とつながるライフスタイルの变革	国民の意識 (これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか)	心の豊かさ	60.7% (2002年)	62% (2019年)	—	➡	➡	国民生活に関する世論調査結果。 2015年6月調査までは、20歳以上の者、2016年7月調査から18歳以上の者が対象 心の豊かさ：物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい 物の豊かさ：まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい なお、2020年度調査は中止
		物の豊かさ	27.4% (2002年)	29.6% (2019年)	—	➡	➡	
	食品ロス発生量	家庭系食品ロスの推定値	433万トン (2000年度)	284万トン (2017年度)	➡	—	➡	市区町村へのアンケート結果に基づき、家庭から排出される食品ロスの発生量を推計したもの 循環型社会形成推進基本計画において目標（2030年度に2000年度比で半減）を設定 2000年度～2007年度の値は指数関数を用いて食品廃棄物等の量を推計し算出したもの、2008年度以降は食品リサイクル法に基づく定期報告で集計した食品廃棄物等の量で算出したもの 食品リサイクル法の基本方針において目標（2030年度に2000年度比で半減）を設定
事業系食品ロス量		547万トン (2000年度)	328万トン (2017年度)	➡	➡	➡		
快適性の向上や健康維持	ZEH,ZEBの件数	ZEHの件数	2件 (2016年度)	48,850件 (2020年度)	➡	—	➡	再掲 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を受けた建築物のうちZEHの基準を満たしたものの累計 最新年値は2020年9月末時点のもの 再掲 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の認定を受けた建築物のうちZEBの基準を満たしたものの累計 最新年値は2020年9月末時点のもの
		ZEBの件数	0件 (2014年度)	41件 (2020年度)	➡	—	➡	

(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	大気汚染物質・水質汚染物質に係る環境基準の達成状況	地下水に関する環境基準超過率	— (2000度)	— (2018年度)	⬇	⬇	 	概況結果「全体」 昨年度：5.5、18年度：5.6 汚染井戸地区調査「全体」、監視継続調査「全体」
		大気に関する環境基準達成率	— (2000度)	— (2018年度)	⬆	➡		前年度からの変化はPM2.5一般局・自排局。長期的な傾向は、CO一般局・自排局、SO2一般局・自排局、NO2一般局・自排局、SPM一般局・自排局、PM2.5一般局・自排局、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの調査結果のうち最も多かった傾向を示す。長期的な傾向はほぼ100%など高い水準で推移している場合もほぼ0%と低い水準で推移している場合も横ばいとなる点に留意が必要。
		公共用水域の健康項目全体の環境基準達成率	99.2% (2000度)	99.14% (2018年度)	⬆	➡		前年度からの変化はOx一般局・自排局、CO一般局・自排局、SO2一般局・自排局、NO2一般局・自排局、SPM一般局・自排局、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン。CO（一般局・自排局）、SO2（自排局）、NO2（一般局）、SPM（自排局）は今年度も前年度も100%達成しており、SO2（一般局）、NO2（自排局）、SPM（一般局）は前年度も今年度も99.7%以上と高い水準。長期的な傾向の留意点は同上。
		公共用水域の環境基準達成率	— (2000度)	— (2018年度)	⬆	⬆		前年度からの変化は、公共用水域（海域の全窒素・全燐）。長期的な傾向は、公共用水域（海域の全窒素・全燐）、公共用水域（河川BOD、湖沼COD、海域COD）の合計、公共用水域（湖沼の全窒素・全燐）の3つのうち最も多かった傾向を示す。
								

(重点分野4) 健康で心豊かな暮らしの実現

第5次環境基本計画の進捗に係る指標の動向

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	不法投棄・不適正処理の発生量・発生件数	不法投棄の発生量	40万トン (2000年度)	15.7万トン (2018年度)	➡	➡	➡	都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案のうち、1件当たりの不法投棄量・不適正処理量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）が集計対象。不法投棄については硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は対象から除外。不法投棄・不適正処理は発覚した年度に計上されるため、過去の不法投棄・不適正処理がその後計上されることがある点に留意が必要。
		不法投棄の発生件数	1,027件 (2000年度)	155件 (2018年度)	➡	➡	➡	
		不適正処理の処理量	34万トン (2004年度)	5.2万トン (2018年度)	➡	➡	➡	
		不適正処理の処理件数	414件 (2004年度)	148件 (2018年度)	➡	➡	➡	
	PRTR制度に基づく届出排出量・移動量の推移	PRTR制度に基づく届出排出量	313,265トン (2001年度)	148,188トン (2018年度)	—	➡	➡	制度改正により2010年度の値より対象項目が追加変更されている点に留意が必要。
		PRTR制度に基づく届出移動量	216,559トン (2001年度)	243,153トン (2018年度)	—	➡	➡	

（重点分野４）健康で心豊かな暮らしの実現**総括的な評価****（総括的な進捗状況の評価、課題）****○総括**

・環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されているといえる。環境基本計画の進捗状況にかかる指標も全体的に良い方向に向かっている状況にある。

○環境・経済・社会上のマルチベネフィット、地域循環共生圏への貢献

- ・健全で豊かな水環境、海洋ごみ・プラスチックごみ対策は、新たなビジネスや雇用、地域の地場産業、防災、魅力的なまちづくりなど、幅広いマルチベネフィット効果があると評価され、他の重点戦略とも一体的に進められ、地域循環共生圏にも大きく貢献する取組である。〈水環境部会〉
- ・化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けて、各種法令等に基づくリスク評価や化学物質管理がされており、地域循環共生圏の基盤の整備に貢献している。〈環境保健部会〉
- ・廃棄物処理における化学物質の情報伝達の推進等により有害な廃棄物を適正に処理することで、安全・安心なリサイクルの促進にもつながり、多様なビジネスの創出にも貢献する。〈環境保健部会〉

○今後強化が必要な取組の方向性

- ・海洋環境の保全や健全な水循環の維持又は回復に関して、新型コロナ対策等を踏まえた以下の取組も必要〈水環境部会〉
 - 世界をリードするサイエンス・ビジネスベースでの国際取組
 - 健全で恵み豊かな地域の水環境の実現
 - 地方自治体や産業界・NGO等との連携強化
- ・化学物質によるリスク対策を関係主体間の緊密な連携の下、以下のことなど、有機的に連携させつつ効果的かつ包括的に推進していく。〈環境保健部会〉
 - 関係省庁・機関が連携を図りつつ、ライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法を調査検討し、実用化を目指すとともに、各種モニタリング等の効率的な利用を図る。
 - 使用から廃棄に至る継ぎ目のない化学物質の管理を目指すとともに「化学物質と環境に関する政策対話」等の場を活用し、関係する各主体の取組との連携の更なる向上を図る。

重点戦略を支える環境政策の進捗 (第1回点検分野)

各項目の評価には、各部会の個別意見を含む。

1 気候変動対策

1 気候変動対策

(計画のポイント)

地球温暖化対策については、パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策推進法に基づき策定された「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)に掲げられた各種施策を実施し、温室効果ガスの2030年度26%削減(2013年度比。2005年度比25.4%減。)の中期目標の達成に向けて着実に取り組むこととしている。また、同計画においては、「我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」としている。

具体的な施策の推進に当たっては、環境・経済・社会の現状と課題を十分認識しつつ、我が国及び諸外国においてカーボンプライシングの導入を始めとした各種施策の実践の蓄積や教訓があることを踏まえ、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫を活かし、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。

具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの地球温暖化対策を推進するために各種手法を活用した施策を実行する。

中でも、電力部門は我が国のエネルギー起源CO₂排出量の約4割を占めており、電力部門の低炭素化が課題となっている。我が国においては、2030年度の削減目標及びエネルギーミックスとも整合する排出係数0.37kg-CO₂/kWhの目標の達成に向けて取り組む。また、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)を目指すパリ協定とも整合するよう、火力発電からの排出を大幅に低減させていくことが必要である。

気候変動の影響への適応策については、気候変動適応法(平成30年法律第50号)第7条に基づく「気候変動適応計画」に掲げられた各種施策を実施する。

○個別計画の活用

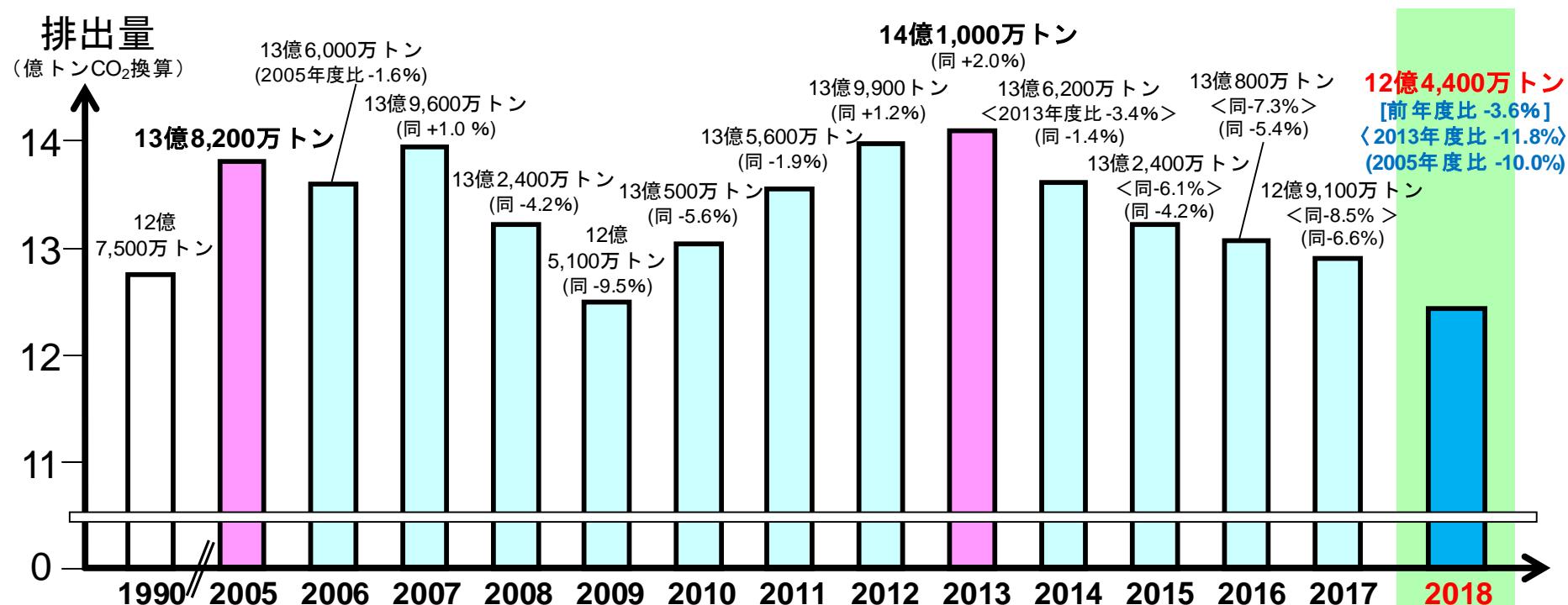
第五次環境基本計画において、「1. 気候変動対策」については、地球温暖化対策計画及び気候変動の影響への適応計画の直近の点検結果を可能な限り活用することとしていることから、これら点検結果の概要をもって、第五次環境基本計画(重点戦略を支える環境政策)「1. 気候変動対策」の点検結果とする。

※平成30年11月27日に気候変動適応法第7条に基づく「気候変動適応計画」の閣議決定に併せて「気候変動の影響への適応計画」は廃止されている。

1 気候変動対策

(総括) 我が国の温室効果ガス排出量 (2018年度速報値)

- 2018年度 (速報値) の総排出量は12億4,400万トン (前年度比 -3.6%、2013年度比-11.8%、2005年度比 -10.0%)
- 温室効果ガスの総排出量は、2013年度をピークに5年連続で減少。
- 前年度、2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、電力の低炭素化に伴う電力由来のCO₂排出量の減少や、エネルギー消費量の減少 (省エネ、暖冬等) により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少 (省エネ等) により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。



注1 2018年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2018年度の値が未公表のものは2017年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っている。このため、今回とりまとめた2018年度速報値と、来年4月に公表予定の2018年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等による吸収量についても算定、公表する予定である。

注2 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

1 気候変動対策

2018年度の対策・施策の進捗評価方法について

○基本的な考え方

- ・ 個々の対策・施策について、点検対象年度である2018年度の対策評価指標の実績値に加え、2018年度以降の2030年度までの対策評価指標等の見通し等も踏まえて進捗を確認し、2030年度の見込みと目標水準（※）を比較して評価を実施。
- ・ 2030年度の見込みが目標水準以上になると考えられる対策・施策については、その程度に応じ、数段階の評価分類を設けている。

※地球温暖化対策計画に記載されている2030年度の対策評価指標、省エネ見込量、排出削減見込量

○評価方法

- ・ 具体的には、2018年度に実施された対策・施策について、以下の基準により、A～Eを評価。

進捗が
目標
水準
以上

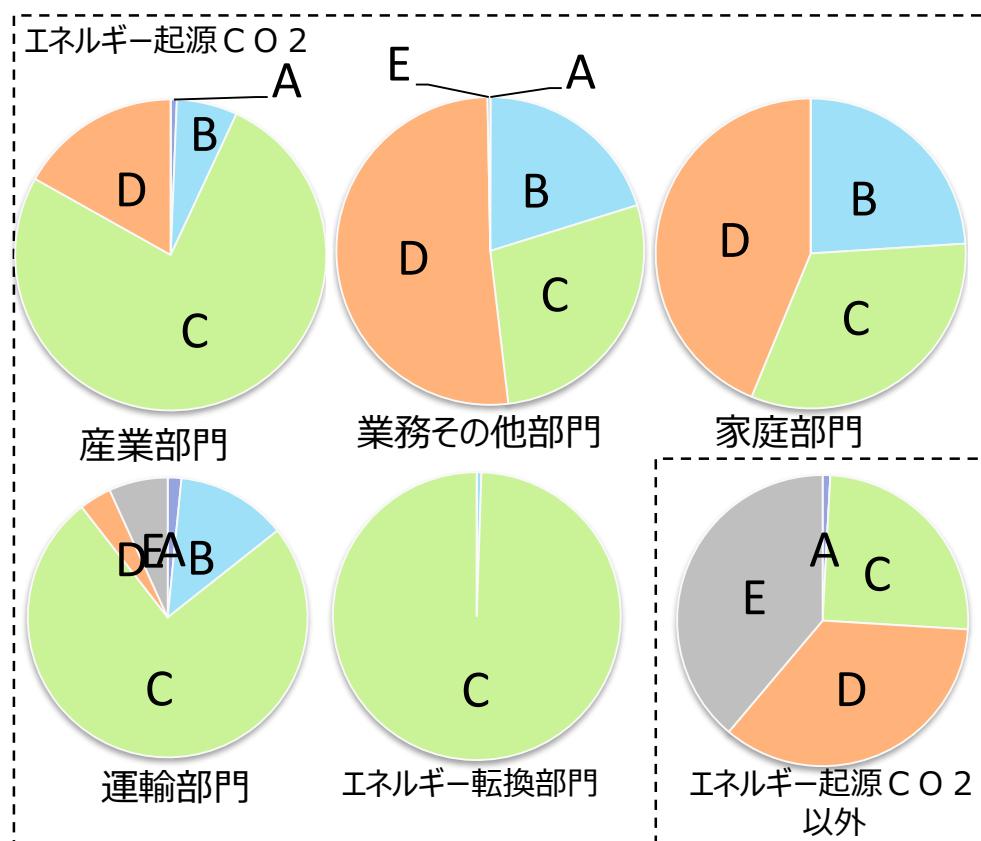
- A. このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度にその目標水準を上回ると考えられる対策のうち、2018年度の実績値が既に2030年度の目標水準を上回るもの
- B. このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準を上回ると考えられる対策（Aを除く）
- C. このまま取組を続ければ対策評価指標等が2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる対策
- D. 取組がこのままの場合には対策評価指標等が2030年度に目標水準を下回ると考えられる対策
- E. その他定量的なデータが得られないもの等

1 気候変動対策

(総括) 2018年度の地球温暖化対策の進捗状況について

- 2018年度の経済産業省・環境省関係の各対策・施策の排出削減量について、A～Eの進捗評価を行った結果は以下の通り(全90件)。
A：7件、B：12件、C：44件、D：24件、E：3件
- 順調に取り組が進んでいると考えられる対策・施策（A～C）は63件あった。
- 一方で、追加的な取組が必要と考えられる対策・施策（D）は24件あった。これらについては、計画に基づき、充実強化等の検討を進める必要がある。その際、既に計画に位置付けられている対策・施策の強化に留まらず、新規の対策・施策を含めて検討する必要がある。
- 部門毎に、該当する対策・施策を、各対策評価指標の2030年度の排出削減見込量に応じ、円グラフ上で面積を割り当てた表を参考に示す

【(参考) 経済産業省・環境省関係の対策・施策の進捗一覧】



- A. 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2018年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る
- B. 2030年度目標水準を上回ると考えられる
- C. 2030年度目標水準と同等程度になると考えられる
- D. 2030年度目標水準を下回ると考えられる
- E. その他（定量的なデータが得られないもの等）

※本図は、地球温暖化対策計画の対策評価指標の2030年度の排出削減見込量を、温室効果ガス別・部門別に合計し作成したものであり、同計画に掲げられた温室効果ガス別の2013年度実績と2030年度の排出量の目標・目安との差分とは必ずしも一致しないことに留意が必要。主な要因は以下の通りと考えられる。

- ・対象は経済産業省・環境省関係の対策評価指標のみであり、同計画に掲げられた指標の一部のみ。
- ・エネルギー起源CO₂については、基本的に、①省エネ対策による削減分は、産業／業務その他／家庭／運輸の各部門に、②電力の排出係数低下による削減分はエネルギー転換部門に算入される。
- ・2030年度の排出削減見込み量は、2013年度以降の経済成長等踏まえ推計された2030年度の需要に対する排出削減量であり、2013年度実績比の排出削減量ではない。

※2030年度の排出削減見込量に上位、下位が存在する対策については、上位の見込量を用いて作成している。

2 循環型社会の形成

2 循環型社会の形成

(計画のポイント)

循環型社会の形成については、第2章の重点戦略も踏まえ、持続可能な社会づくりとの統合的な取組が進むよう、第4部の環境保全施策の体系に沿って推進する。具体的には、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく循環型社会形成推進基本計画にのっとり、総合的かつ計画的に施策を推進する

○個別計画の活用

第五次環境基本計画において、「2. 循環型社会の形成」については、循環型社会形成推進基本計画の直近の点検結果を可能な限り活用することとしていることから、「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果」の概要をもって、第五次環境基本計画(重点戦略を支える環境政策)「2. 循環型社会の形成」の点検結果とする。

(点検の方法)

令和元年度は、第四次循環基本計画の第1回目の評価・点検として、7つの柱ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価・点検を行うとともに、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」及び「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の3分野を重点点検分野として設定し、重点的に評価・点検を行った。

2 循環型社会の形成

(総括) 重点点検分野の点検結果

(重点点検分野「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」)

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意点
項目別 物質フ ォー ー 指標	A)一般廃棄物の排出量	約3,800万 トン (2025年度)	約4,300万 トン (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的には目標に向かって順調に減少 ●短期的にも減少はしているものの減少量が少なく、更なる取組が必要 	—
	B)一般廃棄物の出口側の循環利用率	約28% (2025年度)	約20% (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的には上昇傾向であるが目標達成には厳しい状況 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要 	—
	C)一般廃棄物の最終処分量	約320万 トン (2025年度)	約390万 トン (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的にも短期的にも目標に向かって順調に減少。ただし、近年、徐々に横ばいになっており、目標達成に向けては注意する必要がある。 	—
	D)産業廃棄物の排出量	約3億9千万トン (2025年度)	約3億8400万トン (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●既に目標を達成 	—
	E)産業廃棄物の出口側の循環利用率	約38% (2025年度)	約36% (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的には目標に向かって順調に増加 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要 	—
	F)産業廃棄物の最終処分量	約1,000万 トン(2025年度)	約970万 トン (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●既に目標を達成 	—
	G) 1人1日当たりのごみ排出量	約850 g/人/日 (2025年度)	約920 g/人/日 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●長期的には目標に向かって順調に減少 ●短期的には横ばい傾向だが、依然目標達成に向かって推移 	—

2 循環型社会の形成

(総括) 重点点検分野の点検結果 (多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化)

(重点点検分野「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」)

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意点
項目別 取組 指標	H) 1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量	約440 g/人/日 (2025年度)	約505 g/人/日 (2017年度)	●長期的には目標に向かって順調に減少 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	I) 事業系ごみ排出量	約1,100万 トン (2025年度)	約1,301万 トン (2017年度)	●長期的には目標に向かって順調に減少 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	J) 地域循環共生圏形成に取り 組む地方公共団体数	—	91件 (2017年度)	●取組実施数は低い水準 ●まずは認知率向上が必要	—
	K) 地方公共団体による循環 基本計画の策定数	—	1,486件 (2017年度)	●取組は進展	—
	L) 生活系ごみ処理の有料化 実施地方公共団体率	—	約65% (2017年度)	●長期的には増加傾向 ●短期的には横ばい傾向であり、更なる取組が必要	—
	M) 都道府県及び市町村バイ オマス活用推進計画の策定数	47都道府県 (2025年度)	都道府県 19道府県 (2020年 1月時点)	●策定数は伸びているが、目標達成には更なる取組が必要	—
		600市町村 (2025年度)	市町村 386市町村 (2020年 1月時点)	●目標達成に向けて順調に増加	—
N) バイオマス産業都市の選定 地域数	—	90市町村 (2020年 1月時点)	●取組は進展	—	

2 循環型社会の形成

(総括) 重点点検分野の点検結果 (万全な災害廃棄物処理体制の構築)

(重点点検分野「万全な災害廃棄物処理体制の構築」)

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意点
項目別 取組 指標	A)災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100% (2025年度)	都道府県85% (2018年度)	●順調に推移	—
		市町村60% (2025年度)	市町村27% (2018年度)	●増加傾向だが低い水準 ●目標との乖離は大きく更なる取組が必要	
	B)災害時再稼働可能な施設の割合	50% (2025年度)	36% (2018年度)	●順調に推移	全市町村ではなく政令市及び中核市が対象となっている
	C)ごみ焼却施設における老朽化対策率	85% (2025年度)	92% (2018年度)	●取組は進展 ●目標は状況を維持するために計画策定当時と同等の値が設定されているが、目標値を超え更に対策率は向上	全市町村ではなく政令市及び中核市が対象となっている
	D)災害廃棄物に係る仮置場整備率	70% (2025年度)	56% (2018年度)	●順調に推移	指標名は整備率となっているが、現時点では仮置場の確保や候補地の選定に関する検討を行っている割合となっている
	E)災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県80% (2025年度)	都道府県68% (2018年度)	●順調に推移	—
市町村60% (2025年度)		市町村10% (2018年度)	●増加傾向だが低い水準 ●目標との乖離は大きく更なる取組が必要		
F)災害時に係る有害廃棄物対策検討実施率	100% (2025年度)	56% (2018年度)	●増加傾向だが更なる取組が必要	全市町村ではなく政令市及び中核市が対象となっている	

2 循環型社会の形成

(総括) 重点点検分野の点検結果 (適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進)

(重点点検分野「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」)

● 適正な国際資源循環体制の構築

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意点
項目別 物質フ ォー指 標	A)循環資源の輸出入量	—	輸出量 約2,611万トン (2018年度)	—	—
		—	輸入量 約722万トン (2018年度)	—	—
	B)中古品の輸出入量	—	輸出量 約39万トン (2018年度)	—	中古衣類、更正タイヤ、中古空気タイヤ の輸入量を対象とし合計したもの。
		—	輸入量 約7,130トン (2018年度)	—	
項目別 取組指 標	C)循環資源の輸出入価 格	—	—	—	—
	D)資源循環分野を含む環 境協力に関する覚書締結 等を行った国の数	—	54カ国 (2019年 6月時点)	●取組が順調に進展	協力覚書、JCM、ACCPのいずれかの署 名国・加盟国数

2 循環型社会の形成

(総括) 重点点検分野の点検結果 (適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進)

(重点点検分野「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」)

● 循環産業の海外展開の推進

	指標	数値目標 (目標年次)	最新値	進捗の評価 (目標達成の見込み)	留意点
項目 別取 組指 標	E)循環産業海外展開事業 化促進事業数	—	11件 (2018年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度から減少しており、更なる取組が必要 ●今後は、本事業後の展開のフォローアップも必要となる。 	「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」と「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO ₂ 削減支援事業）」を併せた件数
	F)海外の都市と循環型社会 形成に関して連携している地 方公共団体数	—	27団体 (2017年度)	●わずかに増加はしているが、更なる取組が必要	—

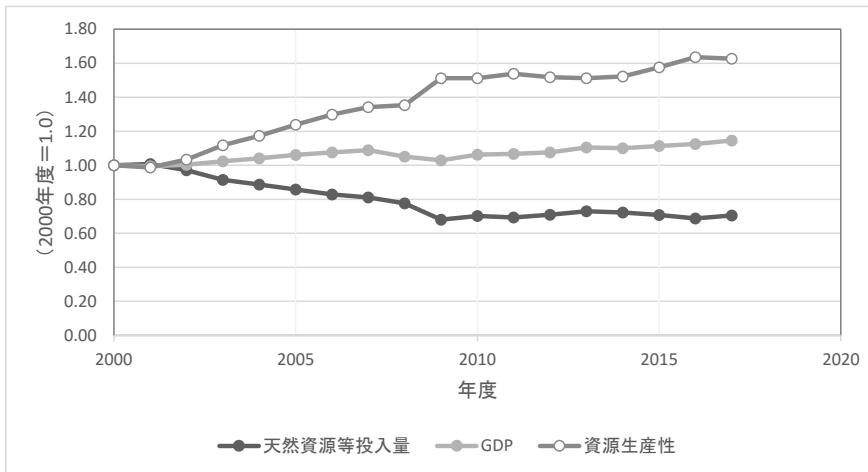
2 循環型社会の形成

循環型社会の全体像に関する指標からみた循環型社会形成に向けた進捗状況

資源生産性

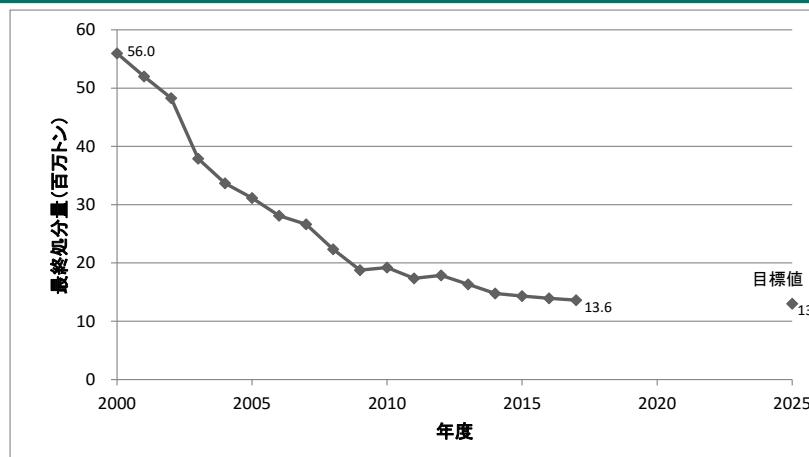
2009年度までは大規模公共工事の減少や産業構造の変化等により、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少したことから、資源生産性は上昇傾向にあったが、東日本大震災等の影響により天然資源等投入量が2010年度以降に横ばいになっていることから資源生産性の増加傾向は弱まった。2015年度には再度、国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量が減少したが、2017年度には土木・建築需要の高まりによって増加に転じている。このため、2017年度の資源生産性は約39.3万円/トンと前年度比で約0.2万円/トン減少しており、目標値（2025年度で約49万円/トン）の達成に向けては厳しい状況である。一方で、非金属鉱物系投入量を除いた資源生産性は、GDPの増加及び化石系資源の輸入量の減少が相まって増加傾向にあり、2017年度に約63.7万円/トンと目標値（2025年度で約70.0万円/トン）の達成に向けて順調に増加している。

また、天然資源等消費量は2009年度以降、横ばいとなっており、SDGグローバル指標の一つである「一人当たりマテリアルフットプリント」に相当する「国民一人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量」は2009年度以降、上昇傾向となっている。上記を踏まえると、資源生産性を向上させるためには、引き続き、持続可能な成長を実現しつつ、化石燃料の消費量の削減など上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体で取り組むことが必要である。



最終処分量

最終処分量は、2017年度で約13.6百万トンと長期的には減少傾向にあり、目標値（2025年度で約13百万トン）の達成に向けて順調に推移している。補助指標である産業廃棄物の排出量や最終処分量に関しては既に目標値を達成している。一方で、補助指標である一般廃棄物の排出量及び最終処分量をみると、いずれも減少はしているものの目標達成に向けて予断を許さない状況である。

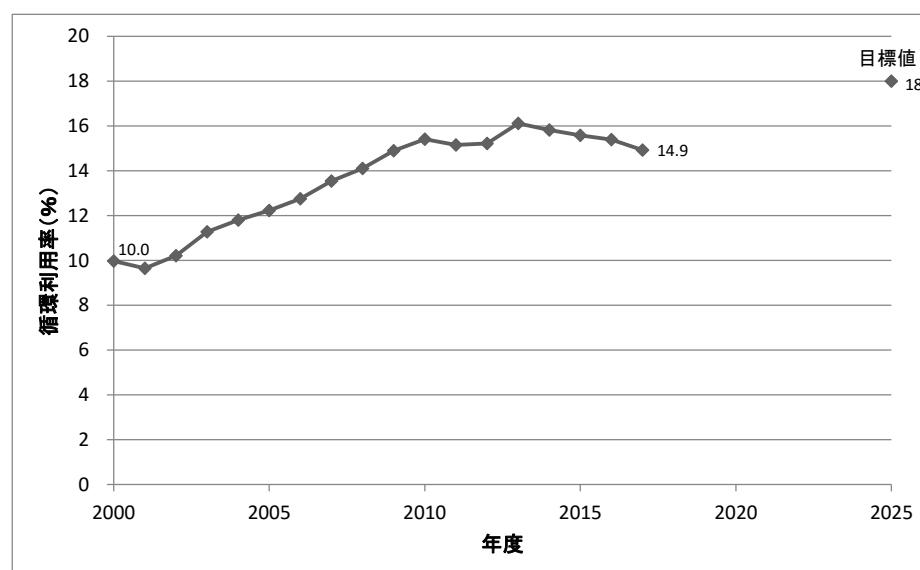


2 循環型社会の形成

循環型社会の全体像に関する指標からみた循環型社会形成に向けた進捗状況

入口側及び出口側の循環利用率

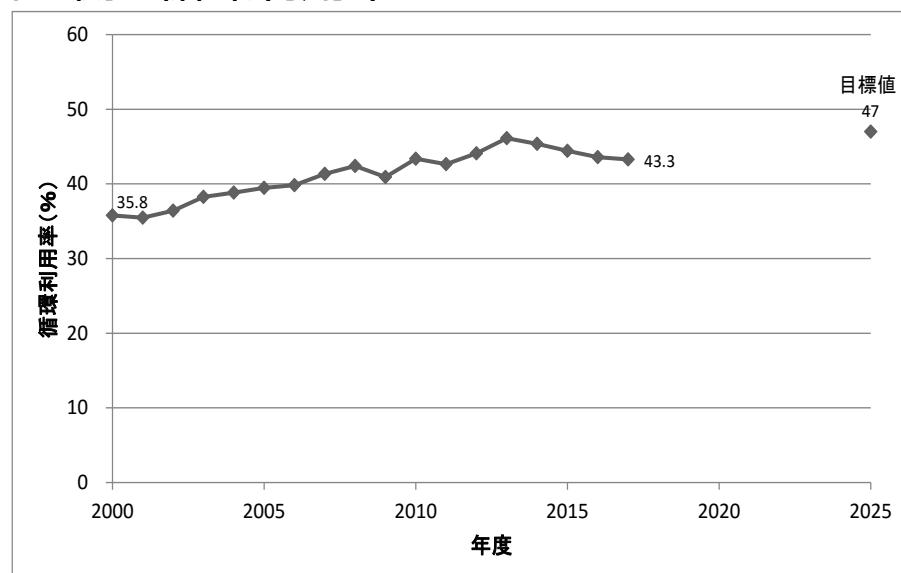
入口側の循環利用率



入口側の循環利用率は、2013年度までは増加傾向にあったが、2014年度以降に減少しており、2017年度は14.9%と目標値（2025年度で約18%）の達成が難しい状況となっている。要因としては、天然資源等投入量が横ばいになっている中、鉱さいやがれき等の非金属鉱物系の循環資源の循環利用量が減少したためである。なお、バイオマス系の循環資源に関しては木くずや下水汚泥の循環利用量は増加しているが、他の循環資源の循環利用量が減少しているため、合計で見ると横ばいになっている。また、出口側の循環利用率も、2013年度までは増加傾向にあったが、2014年度以降に減少しており、2017年度は43.3%と目標値（2025年度で約47%）の達成が難しい状況となっている。

なお、補助指標である一般廃棄物の出口側の循環利用率や産業廃棄物の出口側の循環利用率はいずれも横ばいから減少傾向となっている。これまでの長期的な循環利用率の増加は、大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少と、各種リサイクル法等による循環利用量の増加が主な要因として考えられる。一方で、近年は非金属鉱物系の循環利用量の減少によって、入口側の循環利用率も出口側の循環利用率も減少傾向となっている。非金属鉱物系の循環資源の用途は建設資材等に限られていることから、発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが望まれる。

出口側の循環利用率



4 環境リスクの管理

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (水質汚濁対策等の推進)

(計画のポイント)

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。これに加え、自然海岸、干潟、藻場等の適切な保全・再生、底質環境等の改善に向けた取組を総合的に推進する。また、閉鎖性海域における漂流ごみについても円滑な処理に努める。

(取組の進捗状況①)

・平成30年度政策評価書 (目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)) 抜粋

	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	△
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	×
	(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
	(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	△
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
	-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	-	別紙の通り					100%	×
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下	○
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (水質汚濁対策等の推進)

(計画のポイント)

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。これに加え、自然海岸、干潟、藻場等の適切な保全・再生、底質環境等の改善に向けた取組を総合的に推進する。また、閉鎖性海域における漂流ごみについても円滑な処理に努める。

(取組の進捗状況②)

【進捗度合い】

・相当程度進捗あり

【判断根拠】

- 健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(29年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。
- 生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成29年度)については、河川は94.0%、湖沼は53.2%、海域は78.6%、全体89.0%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。
- 地下水の環境基準達成率(平成30年度)は94.4%と概ね目標値に近い。
- 閉鎖性海域における窒素及びりん的环境基準達成率(平成30年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。
- 赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成30年度に82件発生)。
- 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成29年度も目標を達成した。

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (水質汚濁対策等の推進)

(計画のポイント)

水質環境基準等の達成、維持を図るため、工場・事業場排水、生活排水、市街地・農地等の非特定汚染源からの排水などの発生形態に応じ、水質汚濁防止法等に基づく排水規制、水質総量削減、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づく農薬の使用規制、下水道、農業集落排水施設及び浄化槽などの生活排水処理施設の整備等の汚濁負荷対策を推進する。これに加え、自然海岸、干潟、藻場等の適切な保全・再生、底質環境等の改善に向けた取組を総合的に推進する。また、閉鎖性海域における漂流ごみについても円滑な処理に努める。

(取組の進捗状況③)

【施策の分析】

- 健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。
- 生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により観測当初と比べ改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る必要。
- 地下水における水質環境基準は、全国的にはほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については超過率の低下傾向が確認されているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。
- 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で達成率が低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。
なお、一部の地域では夏季を中心に継続的に赤潮の発生が見られ、一方、一部の地域では冬季の栄養塩類の減少と大型珪藻との栄養塩類を巡る競合に伴うリ等の色落ちが発生しているなど、季節や地域によって水質を取り巻く環境や問題が異なっていることにも留意する必要がある。
- 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、近年大幅に減少し、目標を達成しているが、引き続き目標達成を継続していくことが必要である。
- 海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催等により政府一体となった取組を推進した。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着しているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合。第20回：平成30年6月)などを通じた国際的連携・協力を図った。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。

・併せて、「令和2年度環境白書第2部第4章第2節 水環境の保全」を参照

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用)

(計画のポイント)

法律で地下水採取が規制されておらず地盤沈下が継続している地域等において、地下水採取量を抑制する技術が活用されるよう、地域における取組を促進・支援するとともに、地盤沈下が沈静した地域においても地下水採取規制等による再発防止を図る。また、再生可能エネルギーとしての地中熱利用が近年増加傾向にあり、地下水利用のニーズの増加に対応しつつ、地盤沈下を起こさないための採取規制の在り方や管理手法について検討を行う。

(取組の進捗状況)

・令和元年度政策評価書（水環境の保全（海洋環境の保全を含む。））抜粋

5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	年度	
	-	82.4	93.1	100	77.4	集計中	100%	×
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

【進捗度合い】

相当程度進捗あり

【判断根拠】

○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成30年度は77%と例年と比べ達成率が低く、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。

【施策の分析】

○地盤沈下については、近年では全国的に沈下量が減少傾向にあり、平成29年度には目標を達成したが、計測場所や計測年度は毎年異なるため、平成30年度は達成率が低くなった。今後も引き続き目標達成に向け取組を推進していくことが必要である。

- ・地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議の開催（2020年2月）
- ・持続可能な地下水の保全と利用の方策についての調査・検討を実施

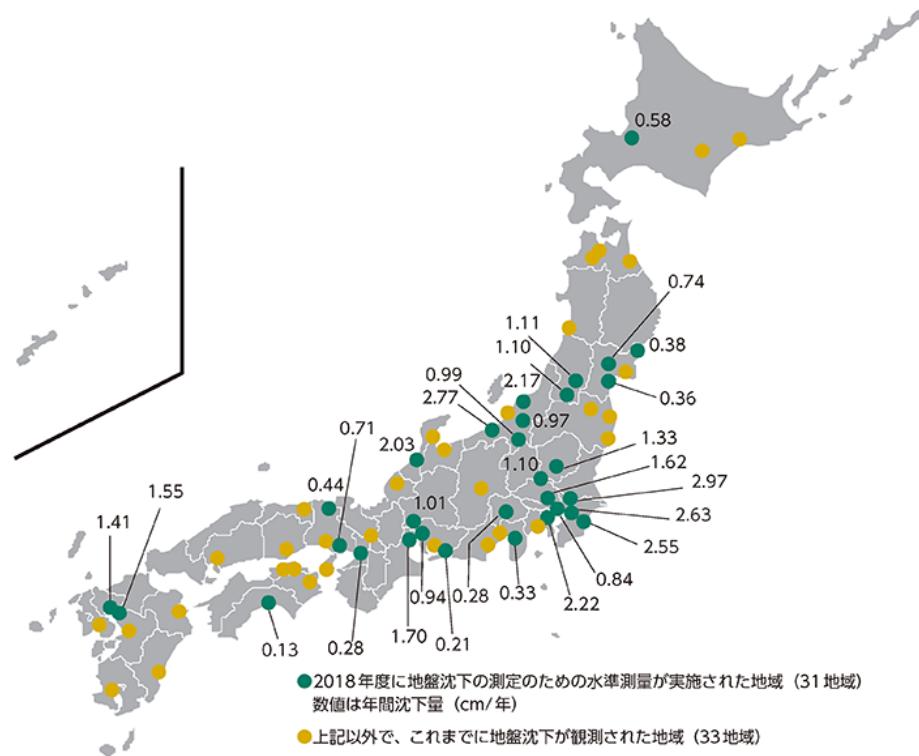
4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用)

(計画のポイント)

法律で地下水採取が規制されておらず地盤沈下が継続している地域等において、地下水採取量を抑制する技術が活用されるよう、地域における取組を促進・支援するとともに、地盤沈下が沈静した地域においても地下水採取規制等による再発防止を図る。また、再生可能エネルギーとしての地中熱利用が近年増加傾向にあり、地下水利用のニーズの増加に対応しつつ、地盤沈下を起こさないための採取規制の在り方や管理手法について検討を行う。

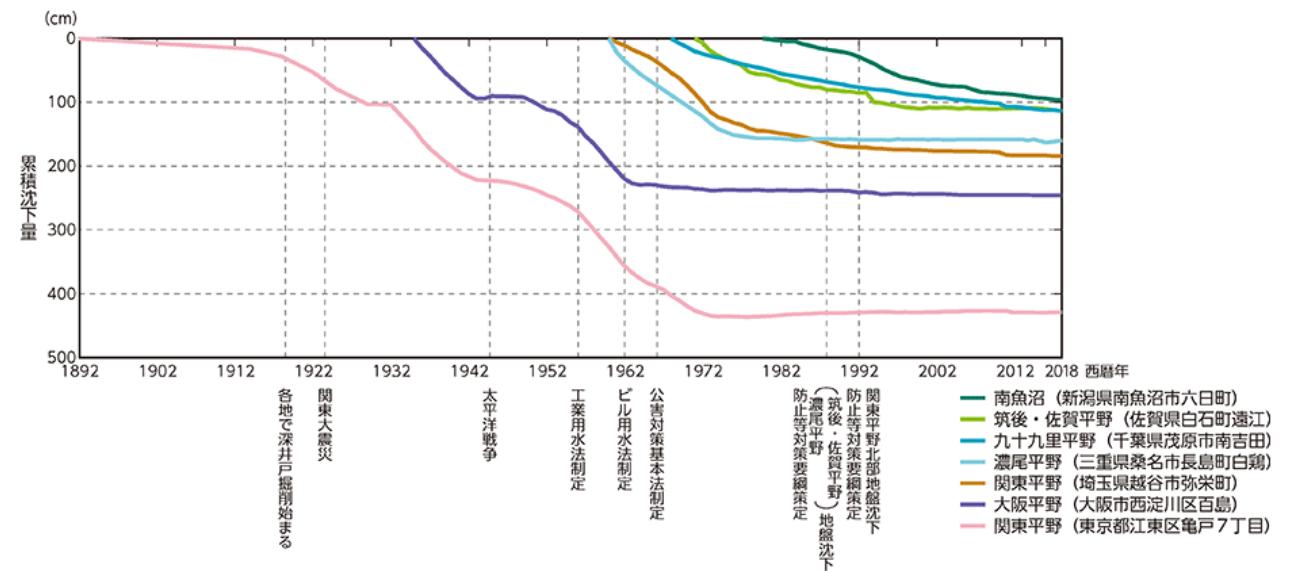
(施策の評価指標①)

全国の地盤沈下の状況 (2018年度)



資料：環境省「平成30年度全国の地盤沈下地域の概況」

代表的地域の地盤沈下の経年変化



資料：環境省「平成30年度全国の地盤沈下地域の概況」

（総括①）水質汚濁対策等の推進

地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用

（課題及び今後の取組方針）

【水質汚濁対策等の推進】

・平成30年度政策評価書（水環境の保全（海洋環境の保全を含む。））抜粋

○環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、引き続きその達成率の把握により水環境の状況を把握する。

○公共用水域における健康項目及び生活環境項目については、達成率の向上を図るため、引き続き各種施策を推進する。また、平成28年に生活環境項目の環境基準として設定された底層溶存酸素量については、類型指定の検討を進めていくとともに、水域における底層溶存酸素量の改善を推進していく。

○地下水については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等による窒素の供給源対策等を推進するガイドラインの策定に向けて、関係機関と連携して調査・検討を行う。

○閉鎖性海域における水質環境については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。

○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、削減の取組を継続するとともに、目標の見直しを行う。

○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。

・新たな手法・基準の活用を含め、水質汚濁防止と同時に生態系影響を削減していくという観点で、進捗状況を評価すべき。

・閉鎖性水域の水質汚濁や、地下水の硝酸性窒素汚染等は、農業者との協力によって負荷を下げるべき。

・併せて、「令和2年度環境白書 令和2年度 環境の保全に関する施策 第4章第2節 水環境の保全」を参照

【地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用】

・令和元年度政策評価書（水環境の保全（海洋環境の保全を含む。））抜粋

○地盤沈下対策については、引き続き測定を継続し、目標値達成に向け取組を推進していく。

・地盤沈下等の地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進するとともに、水資源の確保の観点を含めて関係省庁との連携を一層強化し、流域全体を通じて、地盤環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。

・地盤環境に配慮した地中熱利用の普及促進のため、帯水層蓄熱システムなど持続可能な地下水の保全と利用を推進するための方策について検討する。

(総括②) 水質汚濁対策等の推進 地下水・地盤環境保全と持続可能な地下水利用

(全体評価と課題)

- ・水質の環境基準や、地盤沈下への対策は全体として成果を上げている。
- ・一方で、環境基準の達成状況について、湖沼などの一部の分野でまだ十分な達成状況に至っていない状況や、閉鎖性海域において地域ごとの差異も認められることから、継続的な調査・研究・実証等を通じた新たな取組や、地域単位での取組の加速化が必要である。
- ・また、水資源、あるいは熱資源としての持続可能な地下水利用については、取組に着手されているものの十分な広がりには至っておらず、更なる取組の推進が必要である。
- ・更に、環境基準の見直しや類型指定の推進など、実情に応じた枠組みの柔軟な見直しが必要である。
- ・指標の目標を設定すべき。
- ・水環境の観点から、気候変動に対する適応策に関する対応も点検すべき。

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理)

(計画のポイント)

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。

(取組の進捗状況①)

政省令の整備等

・平成31年4月1日の、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号。以下「改正法」という。)の全面施行に向け、平成31年3月までに、政省令、告示の改正・新規制定を行うとともに、施行通知やガイドラインについても全面的な見直しを行った。

調査・措置の適切な実施による安全の確保

・改正法を踏まえた調査や措置の適切な実施のため、改正法や改正法を踏まえたガイドラインについて、都道府県・政令市(以下単に「都道府県」という。)等を対象に説明会や研修を実施するなど、丁寧な周知を行った。指定調査機関及び技術管理者に対しては、技能の向上のため、定期的な講習会を行うとともに、改正法を踏まえた技術管理者試験を実施している。

・「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査業務」や環境研究総合推進費を用いて、土壌汚染対策に係る技術開発・研究を推進している。

・1,2-ジクロロエチレン等の6物質を対象として、土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しについて順次検討を進めてきたが、令和元年度にカドミウム及びトリクロロエチレンの見直しが完了し(令和3年4月1日施行)、6物質すべての見直しを終えた(1,4-ジオキサンについては、その特性から土壌ガス調査による検出が困難で効果的な調査及び合理的な対策を行うことが難しいことから、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に加えられていない。)

・改正法の国会審議等を踏まえ、生活環境等の保全に係るリスク管理として、生活環境、生態系への影響に関する事例の収集、評価手法に関する検討を実施している。

・環境負荷や社会的・経済的側面が十分に評価・考慮されずに、人の健康リスクの観点からは必要以上の措置が実施されている例(形質変更時要届出区域における掘削除去の実施等)がなお多い。

・措置を実施する事業者等への支援については、都道府県によって状況が異なるが、アドバイザーの派遣等のソフト面の支援を行っている例もある。

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理)

(計画のポイント)

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。

(取組の進捗状況②)

適切な情報開示

- ・土地の土壌汚染の状況について適切な情報開示を行い、土地取得時に詳細な土地履歴を把握すること等に資するため、改正法において、台帳制度の充実を図った。具体的には、土壌汚染対策法(以下「法」という。)第15条第1項において、都道府県知事は要措置区域及び形質変更時要届出区域の解除台帳を調製・保管しなければならないこととした。
- ・同条第3項において、都道府県知事は台帳の閲覧を求められたときは正当な理由がなければ拒めないこととされているが、要措置区域等がある都道府県の大半で、インターネット上に台帳の情報の全部又は一部が公開されているが、インターネット上に公開していない都道府県が一部にみられる。インターネット上に公開している都道府県の中でも公開の範囲には幅があるが、すべての都道府県で指定年月日、所在地及び指定に係る有害物質の種類を3項目を公開している。
- ・周辺住民等の安心感の向上のため、汚染された土壌の処理の透明性確保の観点から、施行通知において、汚染土壌処理施設の処理実績や処理方法に係る情報公開の促進を掲げている。これらの情報の公開状況に関し調査を行った結果(全体の処理施設の6割強から回答)、インターネット上に情報を公開しているのは4割程度であった。また、処理施設に対し、情報公開の実施について指導を行っている都道府県は一部にとどまっている。

周知活動

- ・土壌汚染対策法の制度、考え方等を広く国民に理解していただくため、法第44条の指定支援法人である(公財)日本環境協会と連携して、一般向けのセミナーの開催や、パンフレット等の広報資料の作成・配布・公開を行っているところ。

その他

- ・土壌汚染対策法の施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は約86%(平成30年度末)、となっている(目標:100%)。
- ・併せて、「令和元年度版環境白書第2部第4章第4節 土壌環境の保全」を参照。

4 (1) 水・大気・土壌の環境保全 (土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理)

(計画のポイント)

土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行のため、政省令の整備等を進めるとともに、引き続き調査や措置の適切な実施により土壌汚染に係る安全を確保する。その上で、適切な情報開示、周知活動により安心感の向上や土地取引の円滑化につなげる。

(施策の評価指標)

- ・土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率 (%)

(他施策との連携状況)

- ・土壌の汚染に係る環境基準項目の見直し等、水環境の保全施策と連携して推進

（総括①） 土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理

（課題及び今後の取組方針①）

【政省令の整備等】

改正法の円滑な施行のため、特に改正法等により新設された制度（臨海部特例区域、自然由来等土壌利用施設等）を中心に、都道府県による運用状況を把握するとともに、対応事例の他都道府県への横展開を図っていくことが重要。また、引き続き、ガイドライン等の充実を図るとともに、研修等を通じた改正法の周知が必要である。

- ・改正法の施行状況を適切に把握し、適時に政策に反映させるため、施行状況調査の着実・効率的な実施が必要である。併せて、さらなる調査の実施方法の効率化を検討し、調査結果のとりまとめの早期化を図る。
- ・現行法は、汚染された土壌のある深さにかかわらず平面的に区域指定される制度となっており、必ずしもリスクに応じた合理的な対応がなされない場合もあるため、将来的に立体的な区域指定を可能とすることも検討すべき。

【調査・措置の適切な実施による安全の確保】

- ・指定調査機関及び技術管理者の能力向上のため、引き続き技術管理者向けの講習会や技術管理者試験を着実に実施することが必要である。
- ・技術開発・研究について、中長期的な視点で取組を進める必要がある。
- ・カドミウム及びトリクロロエチレンの土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しを受け、調査や措置の適切な実施が図られるよう適切な周知を進めていく必要がある。併せて、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質に追加されていない1,4-ジオキサンについて、調査方法の確立に向けた技術的な検討を進める必要がある。
- ・生活環境等の保全に係るリスク管理に関する検討を引き続き進める必要がある。
- ・人の健康リスクだけでなく、環境負荷や社会的・経済的側面も評価・考慮した上で、合理的な措置の実施を更に推進していく必要がある（グリーン・レメディエーション、サステイナブル・レメディエーションの推進。）。
- ・事業者等にとって利便性が高い支援制度の検討（現行制度の再検討を含む。）を実施する必要がある。
- ・中小事業者が活用しやすいよう、土壌汚染対策基金による助成制度の改善や、新たな支援制度作りの検討を進めるべき。その際、環境配慮型融資や、事業継承のための補助金等との連携も検討すべき。

【適切な情報開示】

- ・都道府県に対し、台帳情報のインターネット上でのさらなる公開を促していくことが重要。ただし、区域指定の状況や個人情報保護等の観点も踏まえ、各都道府県の事情に応じた対応が必要であることに留意する必要がある。
- ・都道府県に対し、汚染土壌処理業者に対する汚染土壌処理施設に係るさらなる情報公開の指導実施を促していく必要がある。

(総括②) 土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理

(課題及び今後の取組方針②)

【周知活動】

- ・一般向け広報については、安心感の向上や土地取引の円滑化に資するよう、関係省庁や指定支援法人とも連携しながらさらなる充実化の検討が必要である。
- ・土壌汚染対策法は、土壌汚染による健康リスクを主眼とした制度であり、汚染土壌によるリスクが管理された状態となるよう対策を行えば問題ないが、現実には汚染土壌をすべて処理しなければならないと誤解されていることが多い。土壌汚染対策法の趣旨が国民に広く理解されるよう、一般向け広報を充実させるべき。

【その他】

- ・引き続き、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率の向上を目指す。
- ・併せて、「令和元年度版環境白書第2部第4章第4節 土壌環境の保全」を参照。

(全体評価)

- ・計画に記載された取組について、定量的な評価は困難であるが、政省令の整備等や調査・措置の適切な実施による安全の確保については、特に成果が上がっていると評価出来る。また、適切な情報開示や周知活動についても、それぞれ着実に進捗していると評価出来る。ただし、その多くは引き続き継続的な取組が求められる状況である。

(今後の取組方針①)

- ・個別の取組の今後の取組方針は、前項の「課題及び今後の取組方針」のとおりであるが、上述の評価も踏まえて、今後、次のような取組が必要である。なお、これらの取組に当たっては、今後の新型コロナウイルス対応に伴う社会の変化を踏まえつつ対応を検討していくことが必要である。

【先回り（Proactive）型の環境マネジメントの推進】

- ・土壌汚染に係る被害や生態系に対する影響が十分に顕在化していない化学物質（有機フッ素化合物等）や農薬によるリスクについても、科学的知見の収集を進め、規制の見直しや生態系に対する影響把握など、先回り型の環境マネジメントを進めるなどの取組を進める。

(総括③) 土壌汚染対策による環境リスクの適切な管理

(今後の取組方針②)

【ステークホルダーとの連携強化によるデータに基づく効率的な政策の推進】

- ・汚染土壌等に係る情報の官民での共有や对外発信、土壌汚染対策法の施行状況の効率的な把握、農薬登録制度における事業者側からの効率的な情報提供など、政策を効果的に進めるため、ステークホルダー間でのデータの合理的な収集及び共有化を推進する。
- ・これらのデータの集積と活用を図ることにより、エビデンスに基づき、より実効的に政策を進める。

【統合的な取組の推進】

- ・土壌汚染対策や農薬対策については、環境基本計画における6つの重点戦略中で明確に位置づけられていないが、例えば「②国土のストックとしての価値の向上」や、「④健康で心豊かな暮らしの実現」などにおいて、土壌環境の保全や農薬対策が不可欠であり、また、土壌汚染リスクの適切な管理が土地利用を促すことや、農薬の適正な使用が食料の安定供給において不可欠であることに鑑み、環境・経済・社会の統合的向上にも貢献していく。
- ・また、土壌汚染対策や農薬対策は、水環境の保全、化学物質管理や生物多様性の保全とも密接に関わっており、これらの政策分野と一層の連携を図っていく。

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(施策の基本的方針)

ライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた、化学物質の製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせ対応していくことで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減をしていく必要がある。

(取組結果の概要)

化学物質のリスクの最小化に向けて、製造・輸入・使用段階での対策として、化学物質審査規制法による具体的なリスク評価や農薬取締法による安全性に関する審査等を実施してきた。化学物質審査規制法によるリスク評価については、これまで既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を、優先評価化学物質について詳細なリスク評価を着実に実施してきた。また、農薬取締法による措置としては、農薬取締法の改正を行い、農薬のリスク評価の対象を生活環境動植物へと拡大した。

環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策として、化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度による化学物質の排出量等の把握・公表を実施してきた。また、PCB廃棄物処理基本計画に基づくPCB廃棄物の処理期限までの処理を確実に完了させるために、環境省、JESCO、都道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関が連携して取組を推進してきた。また、低濃度PCB廃棄物についても、PCB廃棄物特別措置法で定める処理期間までの確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を行ってきた。

災害・事故にかかる化学物質漏洩等への措置として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき、地方公共団体と連携の上対応を実施してきており、また、化学物質排出把握管理促進法において、これまでPRTR制度で蓄積されたPRTRデータを関係する地方公共団体等に共有する等、災害・事故時の迅速な対応に向けた取組みを実施してきた。

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況①)

化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進

化学物質審査規制法における規制の実施	● 審査特例制度における全国数量上限の見直し、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質の管理の強化（平成29年改正）
農薬取締法における規制等の実施	● 農薬の安全性の再評価を行う制度の新規導入、農薬の安全性に関する審査を充実する等の措置（平成30年改正） ● 令和2年3月末時点において、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準を438農薬に対して設定、水質汚濁に係る登録基準を321農薬について設定
労働安全衛生法における取組	● 労働現場での労働災害及び健康障害防止のために、労働安全衛生法に基づく化学物質等のばく露等防止対策を適切に実施 ● 化学物質に起因する爆発や中毒等の労働災害発生時に、事業者による労働基準監督署への報告を義務付け
家庭用品規制法における取組	● 化学的変化により容易にベンジジン等の24種類の特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物を新たに有害物質として指定（平成27年政令改正）、当該物質を含有する染料が使用されている家庭用品を指定（平成27年省令改正） ● 毎年度、各自治体において、試買検査等により、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対する監視、指導を実施
室内空気汚染に関する取組	● シックハウス（室内空気汚染）問題に対応するため、ホルムアルデヒド等13の物質について室内濃度指針値を設定 ● 指針値が検討されて以降、約10年経過したこと等を踏まえ、平成24年9月よりシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会を再開。検討会の議論を踏まえ、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについて指針値を改定（平成31年1月）
毒物及び劇物取締法における規制の実施	● 日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定 ● 毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等の防止の対策、運搬・廃棄等の基準等を設定

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況②)

化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進

水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置	●水銀汚染防止法の施行（平成27年施行）
	●水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取等を禁止
	●水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告のとりまとめ結果を公表（平成29、30年度実績公表）

化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施①

大気汚染防止法に基づく規制等	●大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策を推進するため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施
	●一般環境中の汚染物質の濃度については、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準等を設定。有害大気汚染物質対策を制度化したことにより、2008年度以降の環境基準の超過率はほぼ0%で推移
水質汚濁防止法に基づく規制等	●工場・事業場から排出される水等による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図るため、汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下水に浸透する浸透水について、28有害物質等の排水基準又は地下浸透基準を設定し、これらに適合しない排出・浸透を禁止
	●水質汚濁に関する健康項目の環境基準超過状況の推移は、1998年以降0.5～1.1%程度でほぼ横ばい
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策	●ダイオキシン類の削減対策を進めるため、汚染状況の調査及び排出源からの発生状況の把握・排出インベントリの作成を実施
	●国内削減計画に基づく対策を推進し、平成30年度における削減目標を達成

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況③)

化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施②

廃棄物処理法等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理

- 水銀に関する水俣条約の発効（平成29年8月）を踏まえ、廃棄物処理法施行令を改正
- 水銀使用廃製品を水銀使用製品産業廃棄物として指定・処理基準を設定したほか、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」、「水銀廃棄物ガイドライン」を作成
- 廃棄物処理制度における情報伝達に関する取組として、平成29年度から平成30年度にかけて、排出事業者が処理業者に伝達しなければならない情報等の明確化について検討

化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表

- 事業者による第一種指定化学物質の環境への排出や廃棄物に含まれる移動量等の届出に基づき、前年度分の排出量・移動量を集計、届出対象外となる排出量と併せて公表（平成30年度実績を令和2年3月に公表）
- 最新の有害性情報やばく露の実態に即し、平成30年度より指定化学物質の見直し検討作業を実施中。その際、ばく露の評価には、PRTR制度に基づき集計・公表された排出量・移動量を初めて活用。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い

- POPs条約第8回締約国会議（平成29年5月）で新たに廃絶対象とすることが決定されたポリ塩化直鎖パラフィン及びデカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）について、化学物質審査規制法施行令を改正、第一種特定化学物質に指定（平成30年）、あわせて、これら物質が使用されている製品を輸入禁止製品として追加指定
- 第9回締約国会議（令和元年5月）において、新たに条約の対象物質に追加されたo,p-ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質について、今後、化学物質審査規制法において第一種特定化学物質に指定し、必要に応じて輸入禁止製品を指定するなど所要の措置を講じる予定

ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討

- POPsを含有する廃棄物の適正処理を推進するため、HBCD、DecaBDE、塩素系製剤を含有する廃棄物の適正処理方策の検討を実施

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況④)

リスク評価の推進、目標値等の設定①

化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質を指定。現在、226物質を優先評価化学物質に指定 ● 優先評価化学物質については段階的に詳細なリスク評価を進め、令和元年度までに74物質について「リスク評価（一次）評価II」に着手、35物質について評価IIの評価結果を審議
農薬に係るリスク評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）に基づき、令和2年度より農薬のリスク評価の対象を生活環境動植物へと拡大 ● 令和2年度からは、生活環境動植物として鳥類の被害防止に係る農薬登録基準の設定を開始するとともに、野生ハナバチ類を対象とした農薬のリスク評価手法の確立に向けた検討を実施
化学物質の環境リスク初期評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）について、環境媒体を経由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討した上で、両者の比較によるリスク初期評価（スクリーニング評価）を実施 ● これまでに18次にわたり結果をとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」として公表。令和元年12月までに、381物質について評価を実施
職場における化学物質のリスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法に基づく有害物ばく露作業報告制度等により労働者の健康障害に係るリスク評価を実施。平成30年度からは新たに化学物質審査規制法によるスクリーニング評価の結果も参照 ● リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討や有識者による審議等を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を実施。平成24年度以降、21物質について特定化学物質障害予防規則等が改正

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況⑤)

リスク評価の推進、目標値等の設定②

化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれや高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすがある化学物質等について、人健康リスク評価・生態影響リスク評価に必要な毒性等調査を実施 ● 定量的構造活性相関 (QSAR) モデルの1つである「生態毒性予測システム (通称: KATE) やカテゴリーアプローチによる予測精度の向上や適用可能な範囲の拡大のため、実測値を得るため生態影響試験を実施
大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 10物質 (ダイオキシン類を除く) について環境基準、9物質について指針値が設定されている (令和2年7月時点) ● 諸外国及び国際機関等における大気保全政策の動向に関する最新の情報等を踏まえ、人の健康影響に関する情報の収集・整理を引き続き進めるとともに、有害大気汚染物質に関して得られる科学的知見に制約がある場合の有害性等評価手法についても検討を行い、必要な改定を実施
水質環境基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準として27項目、水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準として3項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準として28項目を設定 ● 環境基準項目及びその基準値、要監視項目及びその指針値については、必要な追加・見直し作業を継続的に実施
土壌環境基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法に基づき設定される土壌の汚染に係る環境基準として、水質環境基準、地下水環境基準等を踏まえ、29項目を設定

過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応①

土壌汚染対策法における取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壌汚染対策法の施行状況調査を行い、土壌汚染調査・対策の現状について実態を把握・公表、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として取りまとめ ● この結果を踏まえ、土壌の汚染状態の調査方法や汚染の除去等の対策方法に係る課題の抽出や改善策の検討を行い、環境リスクの適切な管理を推進。また、汚染土壌の運搬、管理の適正化を図り、適正な汚染土壌の処理を推進
---------------	--

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(取組の進捗状況⑥)

過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応②

PCB廃棄物特別措置法の取組推進	●道府県市に届出されていない機器の掘り起こし調査等に係る都道府県市への支援の取組、保管事業者等に対する普及啓発活動等を実施
	●PCB廃棄物特別措置法で定める処理期間（令和9年3月）までの低濃度PCB廃棄物の確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を実施

災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応

事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合の措置	●大気汚染防止法第17条により、ばい煙発生施設及び特定施設を設置している事業者等及び都道府県知事に対して事故時の措置を規定
	●事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合には、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることがないよう地方公共団体と連携の上、適正に対応
水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出	●工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制を実施
	●「自然災害による水質汚濁事故時の措置徹底について」の依頼を都道府県知事等へ発出（令和元年12月）
化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度で得られたデータの有効活用	●一般に公表しているPRTR制度に基づき事業者からの届出データを、関係する地方公共団体等に共有し適切な情報伝達を促進
水環境の危機管理・リスク管理推進事業	●浄水過程等で別の有害な化学物質に変化する物質について、一般環境中の存在状況を把握するため、全国の河川水の検体分析、事業所からの排出実態調査を実施（平成25年度から平成27年度）、平成28年度にこれらの水質調査結果を評価・とりまとめ
	●調査対象とした事業場へのヒアリング等により対象物質の使用状況等を調査し（平成29年度から平成30年度）、平成30年6月に、これまでの調査で得られた知見をとりまとめ、地方公共団体宛に通知

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(指標①)

大気環境に関する環境基準等達成状況

環境基準が設定されている物質（4物質）：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基準を達成

指針値が設定されている物質（9物質）：

- ・ アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、水銀及びその化合物、1,3ブタジエンについては、指針値を達成。
- ・ 1,2ジクロロエタンは固定発生源周辺1地点、ニッケル化合物は固定発生源周辺1地点、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺5地点、マンガン及びその化合物は固定発生源周辺1地点で指針値を超過。

環境基準が設定されていないその他の有害大気汚染物質（8物質）：

- ・ ベンゾ[a]ピレンは緩やかな低下傾向。
- ・ アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒドはほぼ横ばい。

出典) 平成30年度大気汚染状況について（令和2年3月） 別添2「平成30年度有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果」

水環境に関する環境基準等達成状況

健康項目：27項目の環境基準達成率は、99.1%（前年度99.2%）

生活環境項目（水生生物の保全）：

- ・ 全亜鉛の類型指定水域（1,276水域）の環境基準達成率は、98.1%（前年度1,234水域、97.8%）
- ・ ノニルフェノールの類型指定水域（1,187水域）の環境基準達成率は、100%（前年度1,150水域、100%）
- ・ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の類型指定水域（1,132水域）の環境基準達成率は、99.6%（前年度1,105水域、99.7%）

出典) 平成30年度公共用水域水質測定結果（令和元年12月）

4 (2) 化学物質管理

(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

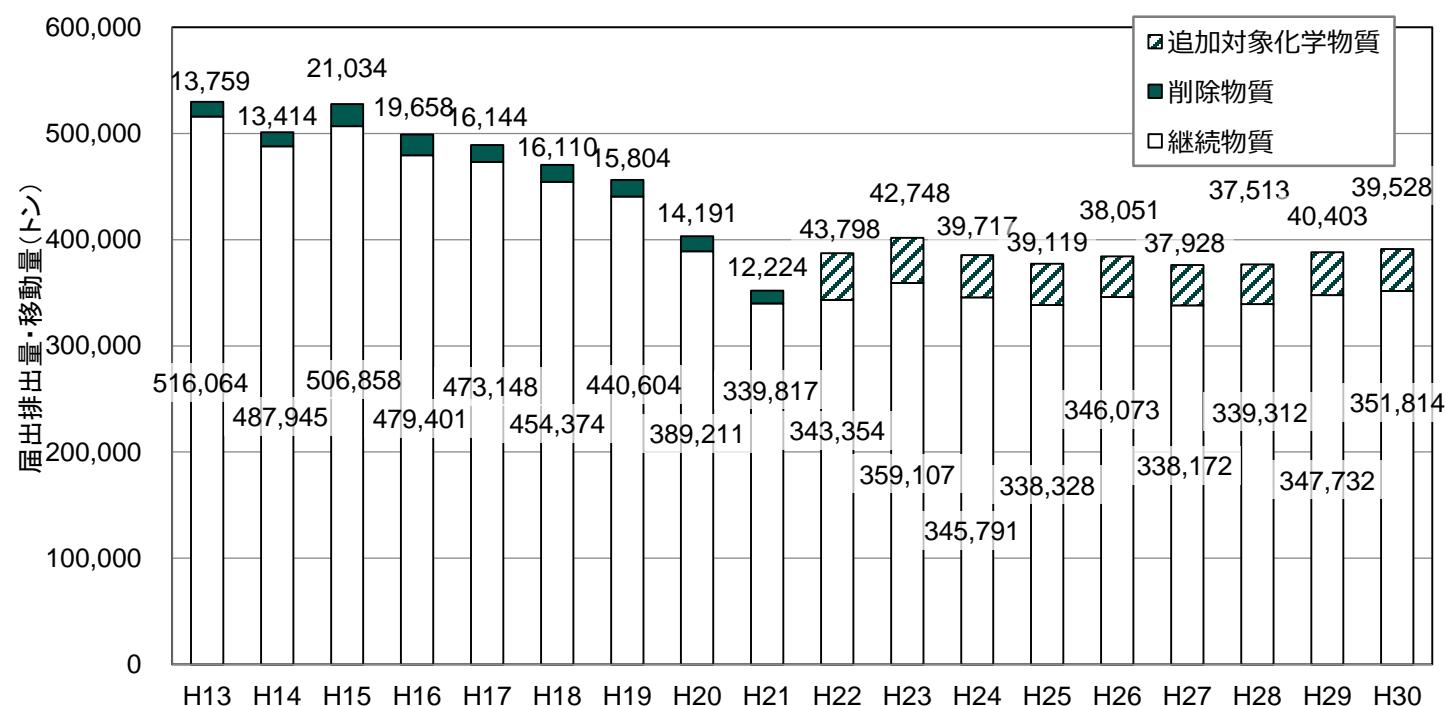
(指標②)

地下水質に関する環境基準等達成状況

- 概況調査の結果、平成30年度は5.6%の地点（井戸）で環境基準を超過（前年度5.5%）
- 発見された汚染について、その範囲を確認するため汚染井戸周辺地区調査を実施。平成30年度の井戸数は935本（前年度818本）。
- 汚染が確認された地域については、継続監視調査を実施。平成30年度の井戸数は4,236本（前年度4,313本）

出典）平成30年度地下水質測定結果について（令和2年2月）

化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量



- 平成30年度の結果を、現行の届出要件（取扱量）による届出が開始された初年度（平成15年度）と比較すると、総排出量・移動量は11万4千トン（▲22.8%）減少。
- 平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質（継続物質）の排出量・移動量は14万1千トン（▲29.0%）減少。経年的には減少傾向。

出典）平成30年度PRTRデータの概要

4 (2) 化学物質管理

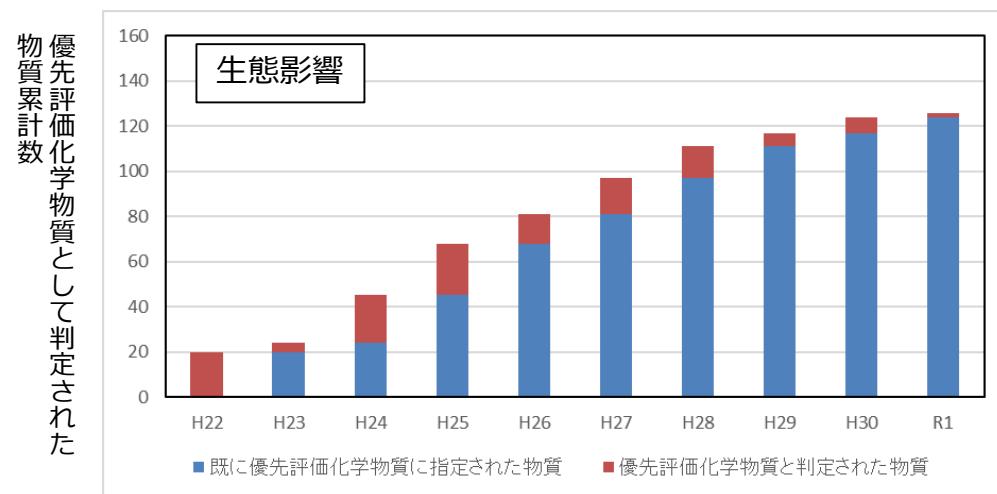
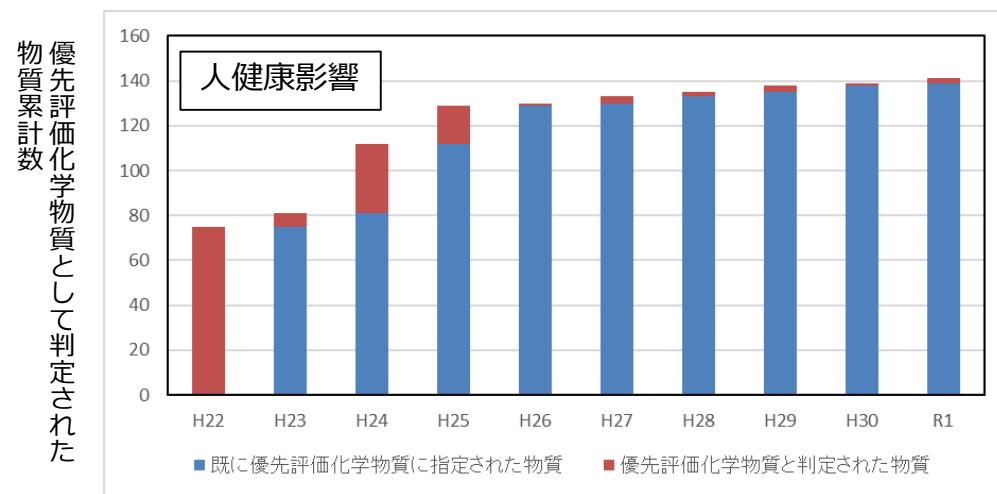
(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(指標③)

化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価の実施状況



- 令和元年度は、平成29年度の製造輸入数量1トン以上の一般化学物質11,801物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,644物質についてスクリーニング評価を実施。
- ばく露クラスの推計等を行い、4物質については、新たに優先評価化学物質相当であると判定。
- 現在、226物質を優先評価化学物質に指定（令和2年4月1日現在）。

出典) 令和元年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第4回安全対策部会 第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 資料1-1 令和元年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果より環境省作成

4 (2) 化学物質管理

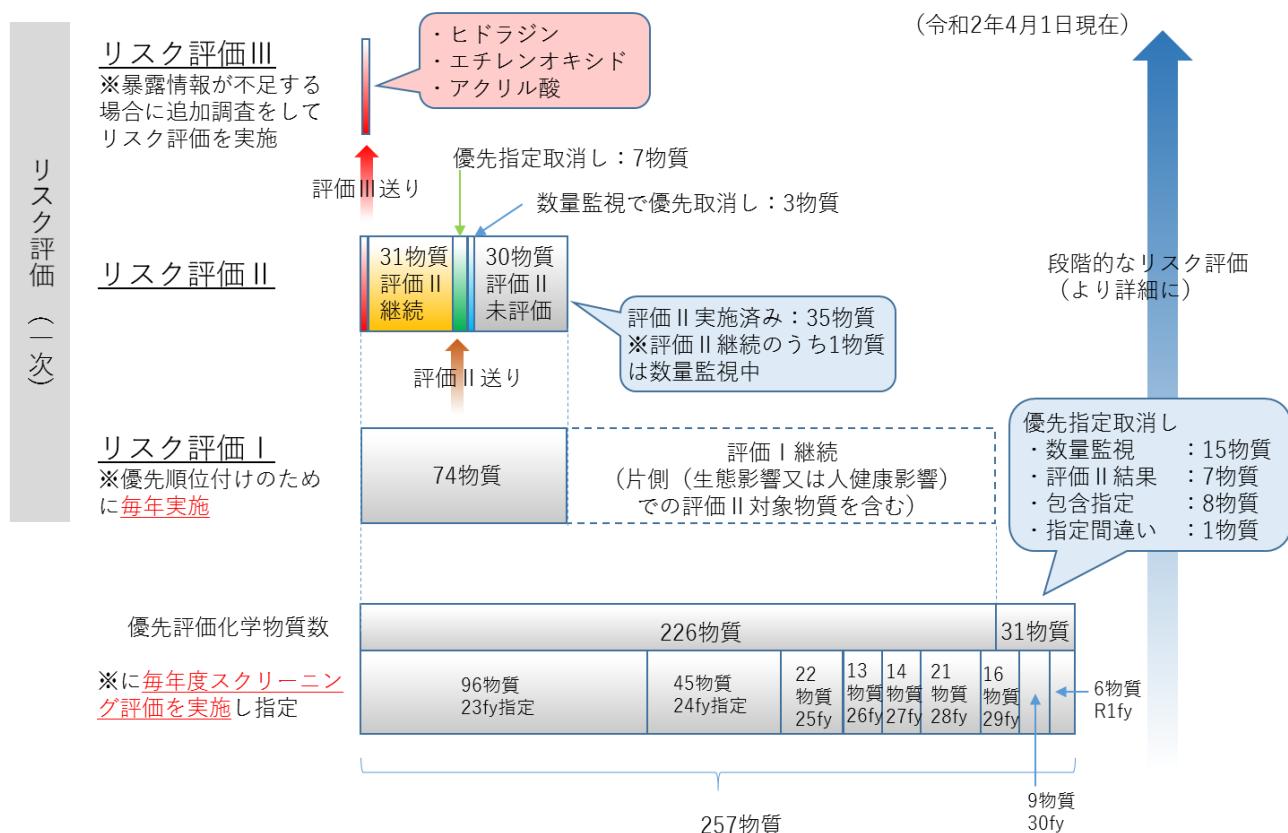
(化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進)

(計画のポイント)

WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画（2012年9月SAICM関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。また、SAICMの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

(指標④)

化学物質審査規制法に基づくリスク評価の実施状況



- 平成30年度までの結果と併せて、これまでに74物質についてリスク評価（一次）評価Ⅱに着手。
- このうち令和元年度までに35物質についてリスク評価（一次）評価Ⅱの審議を実施。
- 3物質については数量監視を条件として優先評価化学物質の指定を取り消し。
- その他の30物質のうち6物質は物質の取扱実態を調査する必要があるため令和3年度以降に評価。

出典) 令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第1回安全対策部会・第189回審査部会 第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員 参考資料5 化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD 2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(施策の基本的方針)

化学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、リスク評価の効率化・高度化に向けた新たな手法の検討等を行うとともに、予防的取組方法の考え方のもと各種調査・研究等に積極的に取り組む必要がある。また、諸外国と協力した化学物質管理を行っていく必要がある。

(取組の概要)

化学物質に関する調査研究等を推進として、QSARやカテゴリーアプローチ手法等のin silico手法の高度化と実用化に基づく評価ストラテジーの開発研究や反復投与毒性のリードアクロス評価を支援するプラットフォーム「HESS」の開発を行った。また、平成29年度から令和3年度で人健康に係る反復投与毒性予測システム(AI-SHIPS)を開発中である。更に国民の安全・安心の基盤構築に向けて、化学物質環境実態調査による一般環境中の化学物質の残留状況の把握や大気環境や水環境等の常時監視による汚染状況の把握等を実施してきた。

一方で、内分泌かく乱作用やナノ材料等のリスク評価手法の検討として、具体の化学物質に対する生物試験等の実施やナノ材料の有害性情報の調査、有害性評価手法の研究開発を実施してきたが、今後、殺虫剤も含めた諸課題に対する取組を一層推進していくことが必要である。

国際的な化学物質管理の観点として、OECD等の国際的な枠組みのもとでのリスク評価手法等の開発に貢献してきた。また、条約対応として、水俣条約の推進に向けて我が国の経験を活かした途上国支援や、ストックホルム条約を踏まえた国内措置等を実施してきた。その他、諸外国に対して我が国の化学物質管理施策や経験の共有等を実施してきた。引き続き、OECD等における化学物質管理等の取組に積極的に参加し、諸外国の化学物質管理に関する情報を収集するとともに、取組の成果を国内の施策に活用していくことが重要である。また、新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、二ーズを踏まえた支援を実施していく。

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況①)

リスク評価の効率化・高度化等に向けた新たな手法の開発・活用

QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用	<ul style="list-style-type: none"> ● QSAR等を利用した健康影響評価システムの開発として、QSARやカテゴリーアプローチ手法等のin silico手法の高度化と実用化に基づく評価ストラテジーの開発研究等を実施 ● 国立研究開発法人国立環境研究所とともにKATEの研究・開発を実施、KATE 2017正式版を公開(平成31年1月) ● 経済産業省では平成29年度から令和3年度の5年間にわたり、人健康に係る反復投与毒性予測システム(AI-SHIPS)の開発を実施中 ● 独立行政法人製品評価技術基盤機構等が、反復投与毒性のリードアクロス評価を支援するプラットフォーム「HESS」を開発。 ● 経済産業省と独立行政法人製品評価技術基盤機構は、BCFBAF(EPI SUITE)やBCF base-line model(OASIS Catalogic)を活用した蓄積性・分解性評価手法を策定、化学物質の蓄積性・分解性評価に適用
高次捕食動物に係る毒性試験法の高度化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視化学物質の毒性評価手法の確立に向けて、鳥類への長期毒性についての予備的な試験や、難分解性・高濃縮性化学物質による鳥類への化学物質の蓄積性についての検証を実施(令和元年度)
生態毒性試験困難物質の試験法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質審査規制法に規定する水生生物に対する生態毒性試験をそのまま実施できない物質の評価や、底生生物を用いた毒性試験など、評価手法が国際的に確立されていない毒性の評価に向けた検討の実施
化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ● ライフサイクル全体を考慮した評価を可能とする手法の開発について調査検討を実施

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況②)

リスク評価の効率化・高度化等に向けた新たな手法の開発・活用

化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験法の開発	<ul style="list-style-type: none"> ● 魚類、両生類等を用いた試験法について開発を行い、OECDテストガイドライン化に向けた取組を実施 ● メダカ拡張一世代繁殖試験、幼生期両生類成長発達アッセイ等をOECDテストガイドラインとして確立 ● 細胞を用いた女性ホルモン受容体（ER）結合試験法がOECDテストガイドラインとして採択
PRTR届出データの精度向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度において、事業者が化学物質の環境中への排出量等を把握する際の参考とすることを目的としてPRTR排出量等算出マニュアルを整備し、届出の状況や今後予定している化学物質排出把握管理促進法施行令の改正等を踏まえて適宜更新を実施
PRTR届出外排出量の推計方法の精度改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 「PRTR非点源排出量推計方法検討会」（環境省）及び「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」（経済産業省）において推計方法の見直しと推計精度の向上に向けて検討を実施 ● 一般廃棄物処理施設からの対象化学物質の届出外推計排出量の推計結果の公表（平成31年3月）、産業廃棄物焼却施設からの対象化学物質の届出外推計排出量の推計結果の公表（令和2年3月）など、これまで推計できていなかった排出源及び対象化学物質の推計に向けた検討を実施

予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

内分泌かく乱作用のリスク評価手法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外の内分泌かく乱作用に関する試験法について調査すると共に、評価手法の開発を実施 ● 厚生労働科学研究費等により、内分泌かく乱作用について、毒性評価方法の確立等を目指し、研究を実施 ● 内分泌かく乱作用に関する信頼性評価として、平成10年（1998年）よりSPEED'98、平成17年（2005年）よりEXTEND2005、平成22年（2010年）よりEXTEND2010、平成28年（2016年）よりEXTEND2016をそれぞれ実施 ● 信頼性評価を実施した計198物質（令和元年時点）のうち、98物質について第1段階試験管内試験、20物質について第1段階生物試験、6物質について第2段階生物試験をそれぞれ実施。第2段階生物試験を実施したノニルフェノールについては、現在環境リスク評価を実施
---------------------	---

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況③)

予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

化学物質複合影響評価等調査費

- 複合影響評価に関する枠組みの構築及びガイダンスの作成に向け、内外の知見を収集しつつ基本的な考え方を整理
- 複合影響評価に関するWHO/IPCSフレームワークを我が国のリスク評価で活用できるよう、検討対象物質群ごとに作用メカニズム等の詳細な検討を実施

予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

ナノ材料のリスク評価手法の検討

- 国際貢献を念頭に置きつつ、産業現場で使用されるナノ材料の有害性調査の実施、有害性評価手法の開発、ナノ材料の有害性情報等の集積に資する研究を実施
- ナノ材料有害性の同等性に関する判断基準の確立、初期有害性情報を得るための低コスト・簡便な気管内投与試験法の確立を目指し、ナノ材料の安全性評価手法体系の開発を実施
- ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業として、①環境中ナノ材料の測定技術の確立、②ナノ材料の環境中挙動の把握、③ナノ材料の生態毒性に関する検討を実施

環境中の微量な化学物質による影響の評価

- 環境中の微量な化学物質による病態や発症メカニズムの解明を行うため、病態生理学、心身医学的解析や遺伝子解析のための診療データの収集、整理等を実施
- 「平成27年度環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究業務報告書」としてとりまとめ、公表

殺虫剤等に関する使用実態等調査

- 農薬取締法及び薬機法の取締り対象外である殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の生物の防除に用いられる薬剤のうち、一部の製品について、特に環境中への飛散のおそれが高い方法で使用されるものについて、製造・使用実態等に関する調査を実施

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況④)

予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

水環境中で検出される医薬品等 (PPCPs) による生態系への影響把握検討

- 既存知見を整理し検討対象物質の絞込みを行うとともに、「化学物質環境実態調査」により環境中の存在状況を把握。「化学物質の環境リスク初期評価」により環境リスク評価を実施
- 併せて、不足する知見を補うための生態毒性試験の実施、医薬品等の特性を踏まえた適切な環境リスク評価手法等の検討を推進

化学物質環境実態調査

- 日本各地の多媒体 (水質、底質、生物、大気) を対象に、一般環境中における化学物質の残留状況を把握
- 目的ごとに三つの調査体系で実施。平成30年度の実績は以下の通り
 - ・ 初期環境調査：19物質 (群) を調査対象物質とし、水質59地点、底質20地点、大気23地点で調査を実施
 - ・ 詳細環境調査：10物質を調査対象物質とし、水質69地点、底質51地点、大気16地点で調査を実施
 - ・ モニタリング調査：20物質 (群) を調査対象物質とし、水質47地点、底質61地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施

国民の安全・安心の基盤としての各種モニタリング等の実施

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査

- 「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」について、平成29年度以降、調査デザインの見直しの検討及び調査協力者の確保に係る各種手法の試行・比較検討を行いつつ、過去に採取・保存している生体試料も含めた化学物質分析を実施

数理モデルによる化学物質のばく露量の推計

- PRAS-NITE、AIST-SHANEL、G-CIEMSなどの推計モデルを用いて化学物質審査規制法におけるリスク評価を実施

大気環境の常時監視

- 大気汚染防止法に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市では大気汚染の常時監視を実施
- 地方公共団体及び国が実施した大気汚染物質モニタリングの調査結果を環境省ホームページで公表

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況⑤)

国民の安全・安心の基盤としての各種モニタリング等の実施

水環境の常時監視	●水質汚濁防止法の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国（1級河川のうち国が管理するもの）が常時監視を実施。結果は都道府県知事により公表
地下水質の常時監視	●水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、都道府県、水質汚濁防止法政令市が常時監視を実施。結果は都道府県知事により公表
全国POPs残留状況の監視事業	●ダイオキシンを除くPOPs条約の対象物質群について、国内の大気、水質、底質、生物等のモニタリング調査を実施。毎年、結果を取りまとめ「化学物質と環境」として公表
化学物質審査規制法におけるOECD等の国際的な枠組みのもとでの評価手法の開発・国際調和、データの共有等	<ul style="list-style-type: none"> ●化学物質の生態毒性について、国立研究開発法人国立環境研究所とともに、QSARモデルの1つであるKATEの研究・開発を実施し、平成31年1月にKATE2017を公開 ●GLP基準への適合性の確認を受けようとする試験施設に対し、書類審査及び試験施設の査察により適合性の確認を実施 ●新規化学物質の審査情報や化学物質の安全性情報については、データベース（通称J-CHECK）を整備し情報を公開

評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進

OECDテストガイドライン化に向けた評価手法の開発等	<ul style="list-style-type: none"> ●経済産業省では、化学物質の簡易な安全性評価手法を新たに開発し、OECDテストガイドラインを目指した活動を実施 ●最近日本からOECDに提案した評価手法（試験法）は以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ・Hand1 Luc ESTアッセイ法（生殖発生毒性に係るin vitro試験法） ・内分泌かく乱作用に関する試験法としての女性ホルモン受容体（ER）あるいは男性ホルモン受容体（AR）を標的とする結合試験及びレポーター遺伝子アッセイ手法
----------------------------	---

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況⑥)

評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進

ストックホルム条約に基づく国内実施計画の推進	● 第8回締約国会議（平成29年5月）及び第9回締約国会議（令和元年5月）において条約の対象として追加が決定された物質も含めた国内実施計画の改定を実施。令和2年12月月中を目処に条約事務局へ提出する予定
アジア地域における政策ダイアログ等	● 日本、中国及び韓国における化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進することを目的として、環境省では平成19年度から「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」を毎年開催 ● リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築及び運用の支援として、タイ・ベトナムとそれぞれ覚書（MOC）を締結し、制度構築に必要な情報の提供や人材育成支援、化学物質管理の強化に向けた政策対話を平成24年から実施。またAMEICC（日ASEAN経済産業協力委員会）の枠組みを活用して、日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）を構築し、平成28年より本格運用を開始
ODAを通じた取組	● JICAによる化学物質の適正管理に関連するプロジェクトや害物質を含む廃棄物の適正処理等に係るプロジェクトを実施 ● 課題別研修として、「環境安全のための化学物質のリスク管理と残留分析」、「国際的な化学物質管理に対する国内制度の対応(2016年からは「ASEAN化学物質管理）」、「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」、「有害廃棄物の処理・処分における適正処理技術の推進」のテーマで研修事業を実施
東アジアPOPsモニタリングプロジェクト	● 東アジア地域におけるバックグラウンド地点の設定と大気試料の捕集・分析、技術移転・能力向上を果たしつつ、東アジア各国の担当者や国際機関の専門家を招集してワークショップを開催し、条約の有効性評価のためのデータ共有、解析等を実施

4 (2) 化学物質管理

(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(取組の進捗状況⑥)

評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進

水銀に関する取組

- 平成25年10月に水俣市・熊本市で開催された外交会議において、水銀対策に関する途上国支援と水俣からの情報発信を行う「MOYAIイニシアティブ」を表明
- 平成19年度以降、国内の発生源による影響を直接受けない地点における水銀の大気中濃度（バックグラウンド濃度）等に関するモニタリング調査を実施。また、アジア太平洋地域での水銀の環境中濃度及び水銀排出量の推計、排出削減対策の効果（我が国への流入量の低減等）の予測、同地域技術者への技術指導等を推進
- 国連環境計画（UNEP）水銀パートナーシッププログラムの水銀廃棄物管理分野でリードを務めるなど水銀パートナーシップを通じた国際的な水銀対策の推進に貢献。平成29年から米国環境保護庁（USEPA）がリードしている塩素アルカリ分野で合同調査を実施
- 水銀対策の取組に資する情報の整備・普及を行い、水俣条約の実施を推進するため、平成30年から国連環境計画（UNEP）と共同プロジェクトを開始

4 (2) 化学物質管理

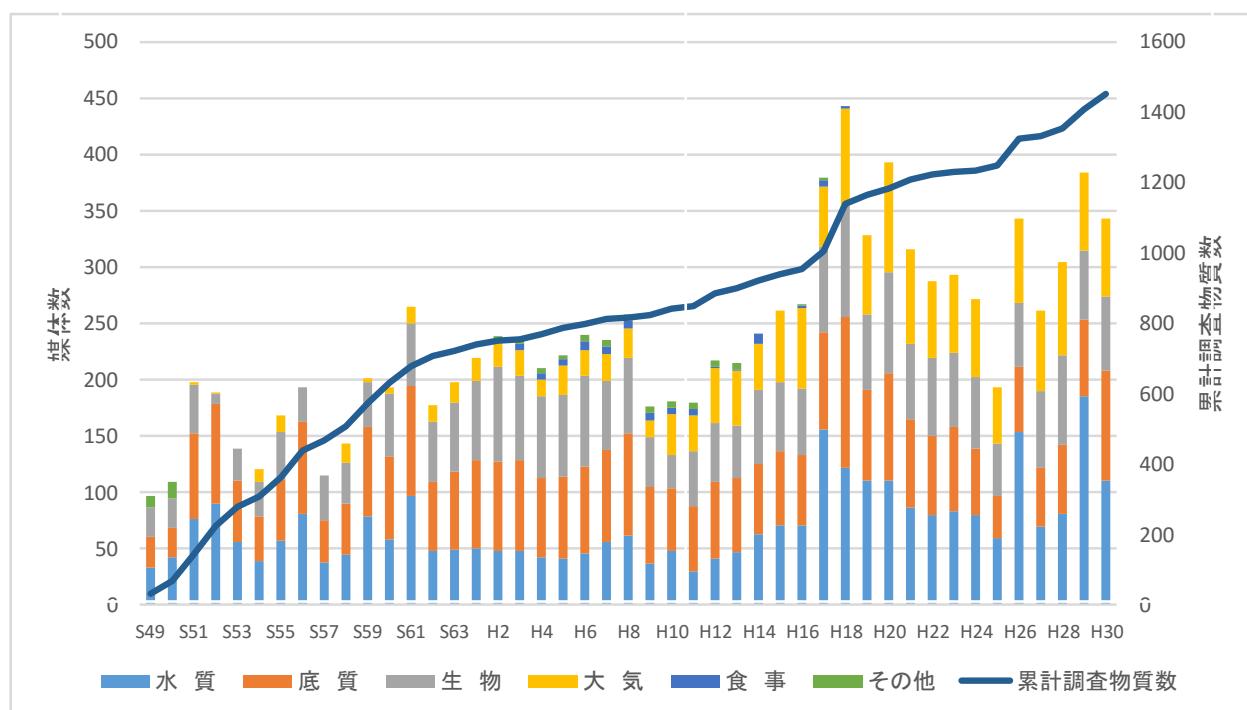
(化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施)

(計画のポイント)

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に係る調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

(指標)

化学物質環境実態調査の実施状況



化学物質環境実態調査の実施状況 (つづき)

平成30年度の実績

○初期環境調査

- 19物質(群)を調査対象物質に、水質59地点、底質20地点、大気23地点で調査を実施

○詳細環境調査

- 10物質(群)を調査対象物質に、水質69地点、底質51地点、大気16地点で調査を実施

○モニタリング調査:

- 20物質(群)を調査対象物質に、水質47地点、底質61地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施

※この他、水環境中で検出される医薬品等(PPCPs)、全国POPs残留状況についても、化学物質環境実態調査にて実施。

化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の実施状況

平成23年度から平成28年度までは、各年3地域、合計18地域491人の住民の方々に人への蓄積性の高い物質を中心に血液、尿、食事を採取し、ダイオキシン類、フッ素化合物、農薬系代謝物、重金属などの化学物質の蓄積量等を調査

平成29年度からは、調査デザインの見直しの検討及び調査協力者の確保に係る各種手法の試行・比較検討を行いつつ、過去に採取・保存している生体試料も含めた化学物質分析を実施中

水銀の大気中濃度等に関するモニタリング調査

平成19年度より国内の発生源による影響を直接受けない地点(バックグラウンド地点)として沖縄県辺戸岬を選定し、水銀の大気中濃度(バックグラウンド濃度)等に関するモニタリング調査を実施

平成26年度より沖縄辺戸岬に加え、秋田県男鹿市においても観測を実施

4（2）化学物質管理 （化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進）

（計画のポイント）

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、N G O、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）のラベルや安全データシート（S D S）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

（取組の概要）

様々な関係主体と連携してリスクコミュニケーションを推進する取組を実施してきた。特に「化学物質と環境に関する政策対話」においては、政策提言として「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」（平成30年）を取りまとめて公表した。また、SDS等の活用やchemSHERPAの開発・運用を通じた情報伝達を実施してきた。今後はリスクコミュニケーションの質を評価できるような取組も視野に入れて対応を行っていくことが必要である。

リスクコミュニケーションの一層の推進

リスクコミュニケーションに係る情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質の有害性やばく露に関する情報を分かりやすく整理した「化学物質ファクトシート」を作成・更新 ● PRTR制度の対象物質462物質の内、現時点で352物質の情報を環境省ホームページ上で情報を公開。PRTRデータについては集計結果の公表だけではなく、個別事業所の地図上での検索や、個別事業所のデータの確認ができる「PRTRデータ地図上表示システム」を環境省HP上で公開（HPアクセス数：80,766回（2018年度）、78,015回（2019年度））
化学物質アドバイザーの活用による地域におけるリスクコミュニケーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う化学物質アドバイザーを派遣（令和元年度の派遣実績：16回）
化学物質の安全管理に関する公開シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい化学物質等のリスク評価・管理に関して、各府省・各機関で取り組んでいる研究開発課題の最新研究成果を情報共有・広報する目的で平成19年度より開催 ● 平成30年度は「非定常な化学物質リスクの評価・管理の方向性」、令和元年度は「化学物質の評価・管理に関する手法やツール等の活用状況」をテーマとし、行政関係、公益法人、研究者、民間会社から参加者を得て、成果発表、講演、意見交換を実施

4 (2) 化学物質管理 (化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進)

(計画のポイント)

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、NGO、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）のラベルや安全データシート（SDS）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

(取組の進捗状況②)

リスクコミュニケーションの一層の推進

事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省のHPに「職場のあんぜんサイト」を、経済産業省のHPにGHS分類ツール（事業者向けGHS分類ガイダンス、混合物分類判定システム等）をはじめとした「GHS関連情報」を、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに「GHS関連情報」サイトを設置。政府が実施したGHS分類結果、GHSモデルラベル・SDS情報、国によるリスク評価等の情報を掲載 ●政府が実施したGHS分類結果として、合計4,404物質（令和元年度実施分まで）について公表済み
事故情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> ●関係行政機関等から消費生活上の事故情報を広く収集し、「事故情報データベースシステム」を通じて情報提供等を実施
化学物質と環境に関する政策対話の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指すため「化学物質と環境に関する政策対話」を実施 ●化学物質に関するリテラシー（理解力）の向上について議論した結果を「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」として取りまとめ、公表（平成30年） ●議論の良かった点や改善すべき点等のアンケートを傍聴者に対して行い、この回答を踏まえ、課題の改善などを実施

4 (2) 化学物質管理 (化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進)

(計画のポイント)

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、N G O、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）のラベルや安全データシート（S D S）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

(取組の進捗状況③)

製品中の化学物質に関する取組の実施

製品中の化学物質に関するサプライチェーンにおける統一的情報の伝達・提供等の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業省では、国内で統一的手法が確立していない製品中の化学物質の情報伝達について、世界の動向を視野に入れつつ、IEC62474と整合し、既存のアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）及び旧グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の双方に配慮した新たな情報伝達スキームとして、「chemSHERPA」（ケムシェルパ）を開発 ● 平成27年より試作運用し、平成30年より本格運用を開始。今後、国内外の様々な業種に広く浸透させるため、更なる普及に向けた検討を行う
ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令に基づき届出された化学物質の製造輸入数量・用途情報、化学物質を使用した製品の産業統計、PRTR情報、モニタリングデータ等の化学物質に関わるビッグデータを活用し、化学物質のライフサイクル全体を通じたフローやストックを把握する手法の開発を推進
家庭用品品質表示法における取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭用品品質表示法に基づき、一部の家庭用品について成分や使用上の注意等の表示の義務付け、表記の適正化を図るための周知啓発、必要に応じた表示の標準の見直し等を実施 ● また、各地方公共団体における立入検査等による家庭用品品質表示法で定める表示に関する監視・指導の実施（毎年度）

4 (2) 化学物質管理 (化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進)

(計画のポイント)

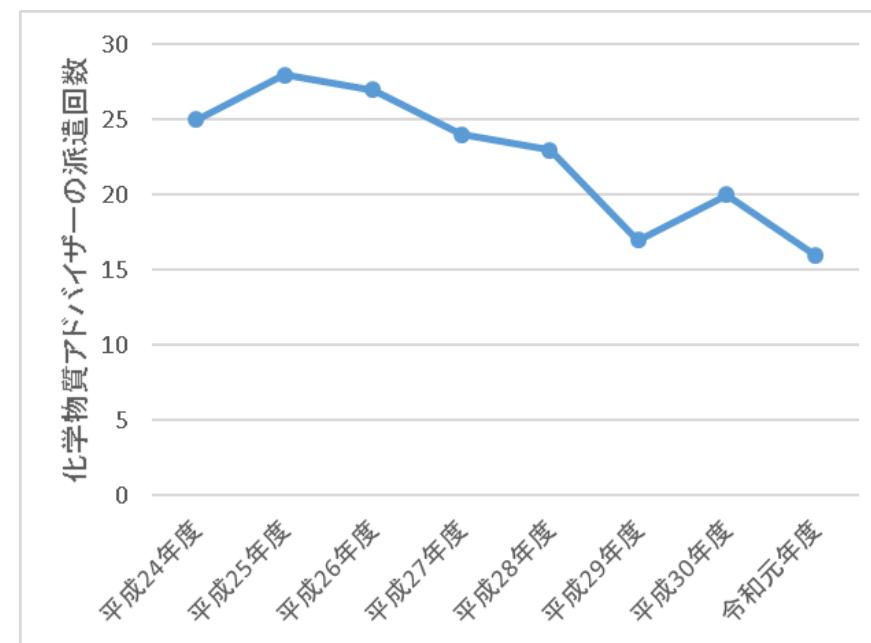
化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、N G O、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）のラベルや安全データシート（S D S）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

(指標)

● 「化学物質と環境に関する政策対話」の開催概要

回数	開催時期	主な議題
第1回	平成24年3月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「化学物質と環境に関する政策対話」の設置について ✓ 化学物質と環境に関する現状と今後の課題について ✓ SAICM国内実施計画の策定について
第2回	平成24年8月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SAICM国内実施計画（案）について
第3回	平成24年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 予防的取組方法等の基本的な考え方について
第4回	平成26年1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスク評価の新たな展開とそれを取り巻く課題について
第5回	平成26年8月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションのあり方
第6回	平成26年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SAICMへの取組状況及び今後の進め方について
第7回	平成27年5月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SAICMへの取組状況及び今後の進め方について
第8回	平成27年9月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SAICM国内実施計画点検報告書取りまとめの報告
第9回	平成27年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果について
第10回	平成28年7月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後の議事及び政策提言に向けた議論
第11回	平成29年1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策提言に向けた議論 ➢ 『化学物質と環境に関する政策対話』におけるこれまでの議論の整理 ➢ 化学物質に関する教育
第12回	平成29年8月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策提言に向けた議論 ➢ 化学物質管理に関する政策対話メンバーの共通理解について ➢ 化学物質に関するリテラシー（理解力）の向上を目指して（論点整理）
第13回	平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ これまでの議論における共通認識のとりまとめ「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて（案）」
第14回	平成30年9月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別講演「生命の歴史と化学物質の歴史」（京都大学 加藤尚武名誉教授） ✓ SAICMに関する最近の動向と今後の展開
第15回	令和元年9月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害・事故時における化学物質対応に係る情報共有の在り方—好事例の紹介—
第16回	令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SAICM国内実施計画の点検結果の報告

化学物質アドバイザーの派遣回数



- 環境省は、平成15年度以降、市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である化学物質アドバイザーを派遣

4 (2) 化学物質管理 (子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査))

(計画のポイント)

環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える環境要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを目的として、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査で、妊娠中の胎児期から子どもが13歳になるまで追跡する。

(施策の具体的方針)

環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげるため、エコチル調査を推進していく必要がある。

(取組の概要)

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的とした「子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)」の結果については、これらを用いた学術論文の執筆や成果の公表により、国内外問わず様々な研究の基礎データとして活用されている。今後、更なる成果の有機的な活用方を検討するとともに、引き続き、積極的な成果の発信に努める。

(取組の進捗状況)

エコチル調査の推進

子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)

- 10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」を実施
- 平成26年度から、生まれてきた子どもに対する追跡調査を本格化し、生体試料の化学分析を実施。令和元年度からは、学童期検査を開始。また、追跡調査に加え、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施）を実施しており、環境試料の採取や医師による健康調査・生体試料採取、精神発達調査を実施
- エコチル調査と同様の大規模調査を実施している欧州諸国などと調査に関する国際連携・協力を進めるため、大規模出生コホート調査に関する国際作業グループの会合にも参加
- 本調査において得られたデータについては、これらを用いた学術論文の執筆に取り組むとともに、質問票を集計しエコチル調査ホームページに掲載・公表

(指標)

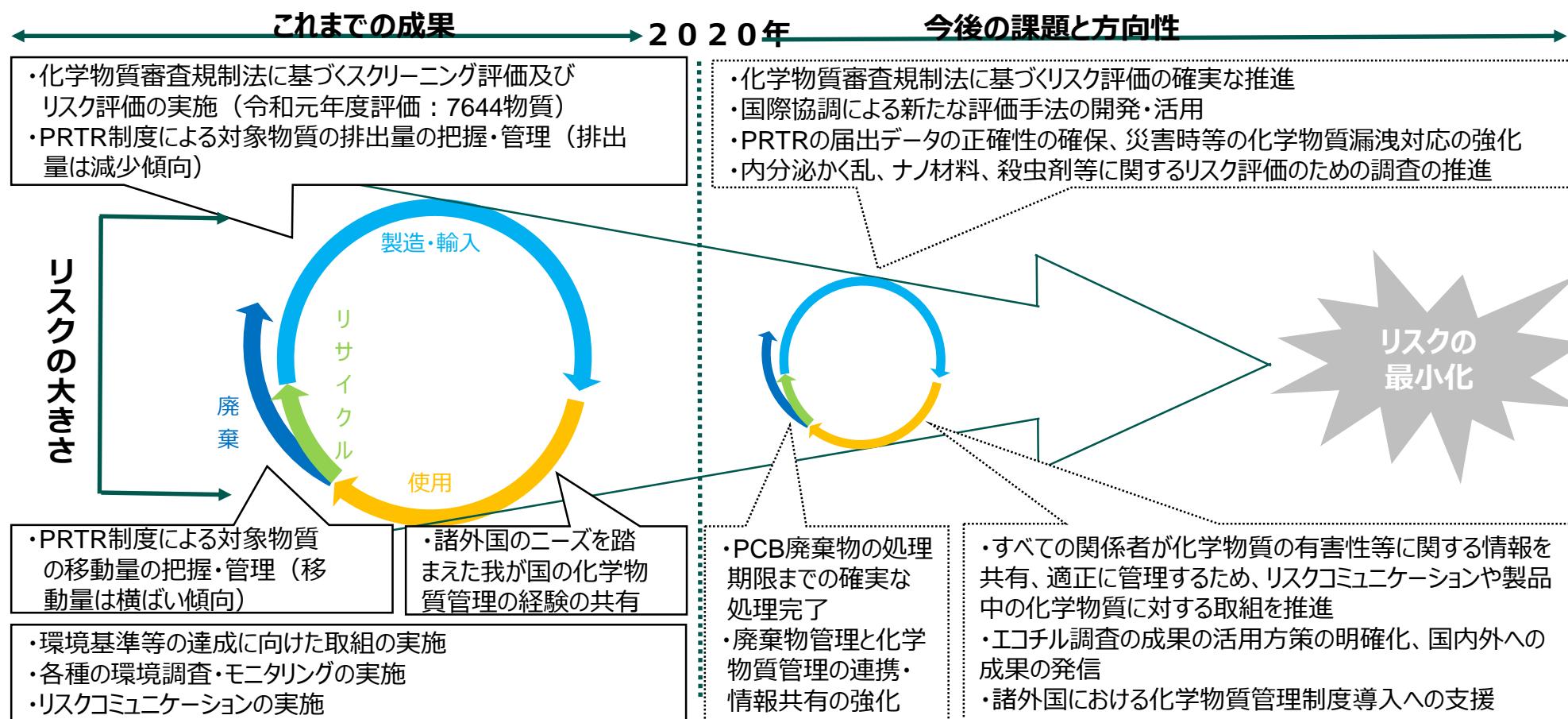
子どもの健康状態等に関する質問票の回収枚数

1,040,869枚 (令和元年度の追跡調査の現参加者数 : 95,198人)

(総括①) 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

(課題及び今後の取組方針)

- ・国際的には、「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること」を目標（WSSD2020目標）としており、我が国においてもこの目標の達成に資する取組を実施する必要がある。
- ・これまで我が国では化学物質審査規制法に基づくリスク評価、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度の施行、「化学物質と環境に関する政策対話」によるリスクコミュニケーションの実施、諸外国への我が国の化学物質管理の経験の共有や国際条約への貢献等を実施してきた。
- ・今後、引き続き、リスクの最小化に向けて、あらゆる主体が自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要である。このため、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点分野との密接な連携を図っていくこととする。



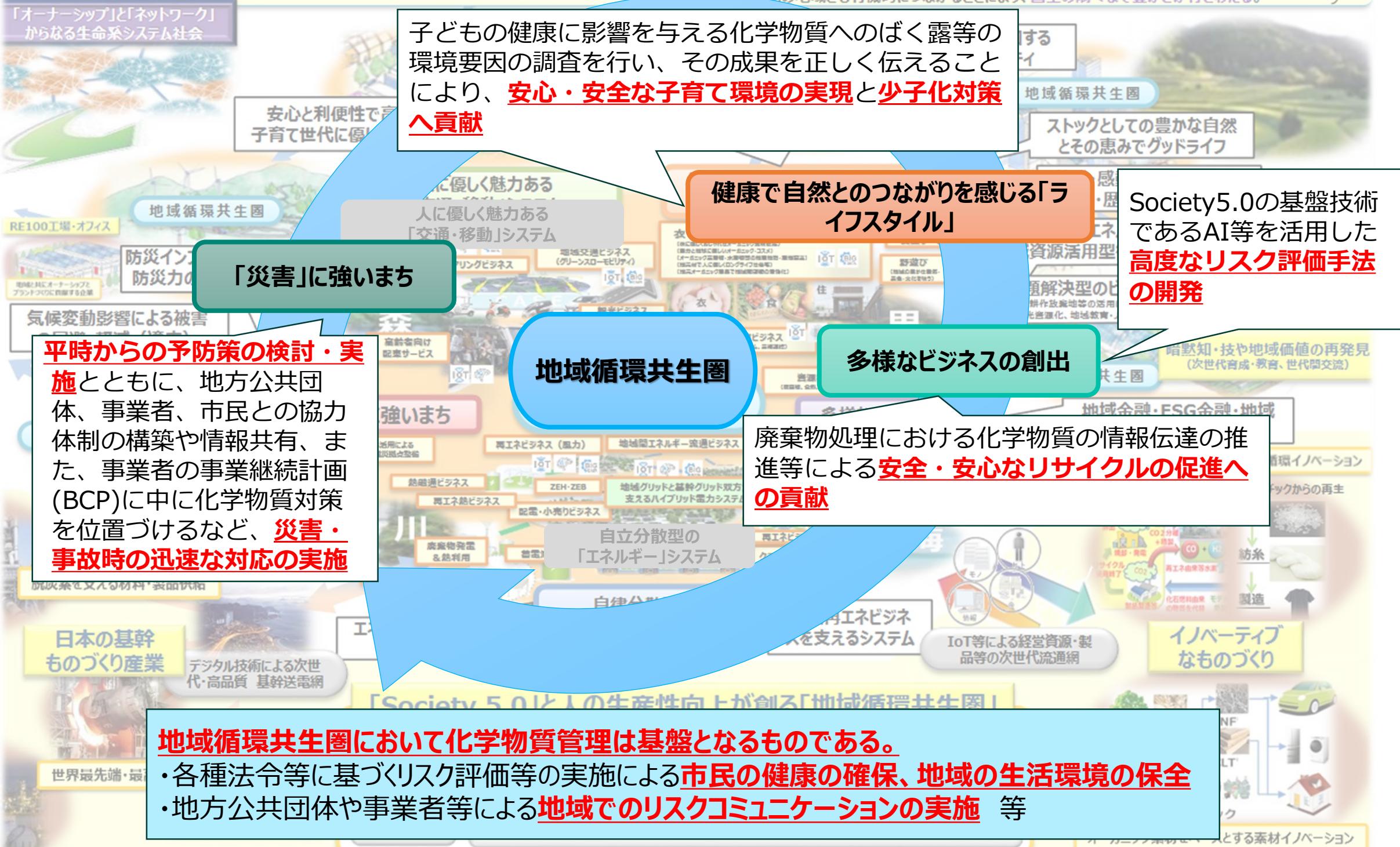
(総括②) 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

(地域循環共生圏の創造に向けた貢献)

「自立分散」 × 「相互連携」 × 「循環・共生」 = 活力あふれる「**地域循環共生圏**」 ⇒ 「**脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ**」
 「オーナーシップ」 「ネットワーク」 「サステナブル」 「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

→ **新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤**

人々が健康で生き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。



子どもの健康に影響を与える化学物質へのばく露等の環境要因の調査を行い、その成果を正しく伝えることにより、**安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策へ貢献**

健康で自然とのつながりを感じる「**ライフスタイル**」

Society5.0の基盤技術であるAI等を活用した**高度なリスク評価手法の開発**

「**災害**」に強いまち

地域循環共生圏

多様な**ビジネスの創出**

平時からの予防策の検討・実施とともに、地方公共団体、事業者、市民との協力体制の構築や情報共有、また、事業者の事業継続計画(BCP)の中に化学物質対策を位置づけるなど、**災害・事故時の迅速な対応の実施**

廃棄物処理における化学物質の情報伝達の推進等による**安全・安心なリサイクルの促進への貢献**

地域循環共生圏において化学物質管理は基盤となるものである。
 ・各種法令等に基づくリスク評価等の実施による**市民の健康の確保、地域の生活環境の保全**
 ・地方公共団体や事業者等による**地域でのリスクコミュニケーションの実施** 等

4 (2) 化学物質管理 (農薬の生態影響評価の改善)

(計画のポイント)

農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

(取組の進捗状況)

農薬の生態影響評価の改善

- ・令和元年度は25農薬に対して、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年4月より「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」）を設定した。
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）の改正に伴い、令和2年4月より、農薬の生態影響評価の対象が水産動植物から陸域を含む生活環境動植物に拡大されることとなったことから、平成31年2月7日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされた「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）」を踏まえ、以下のとおり対応した。
 - ①同年4月に「農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準」（昭和46年農林省告示第346号）の改正を行い、陸域の生活環境動植物の被害防止に係る規定を新設した。
 - ②同年（令和元年）6月に農林水産省において「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）を改正し、水草及び鳥類を農薬登録時の評価対象に追加した。
 - ③同年11月に「鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイダンス」を制定した。
- ・野生ハナバチ類についても、令和2年6月26日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対し答申がなされた「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）」を踏まえ、同年8月に農林水産省において上記局長通知を改正し、農薬登録時の評価対象に追加した。 ※部会点検時からの時点更新
- ・また、水域の長期ばく露による影響評価を農薬登録制度における生態影響評価に追加すべく、技術的な検討を進めているところ。
- ・更に、鳥類の長期ばく露による影響評価について、農薬登録制度における生態影響評価に追加する必要性を含め検討を進めているところ。

(評価指標)

- ・鳥類及び野生ハナバチ類に係る評価を実施し、登録基準値を設定した（又は設定不要とした）農薬数
※現時点ではまだ、これらの基準値設定に至っていない

(他施策との連携状況)

- ・試験法についての情報交換等、化学物質管理に係る他施策と連携して推進

(総括①) 農薬の生態影響評価の改善

(課題及び今後の取組方針)

- ・令和2年度以降、鳥類及び野生ハナバチ類に係る評価を実施するとともに、引き続き評価手法の改善を図る。併せて、これらの生物への農薬のばく露量を確認するためのモニタリング方法を確立する。
- ・水域の長期ばく露による影響については、毒性試験の提出要件や試験法等の技術的事項について早期にとりまとめた上で、中央環境審議会にて御審議いただく。
- ・ネオニコチノイド系農薬について、ミツバチへの影響が懸念される所であり、EUでは一部禁止している。我が国としても、科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、スピード感をもって環境リスクを把握し、対策を講じるべき。

(全体評価)

- ・計画に記載された取組については、それぞれ着実に進捗していると評価出来るが、その多くは引き続き継続的な取組が求められる状況である。とりわけ、長期ばく露による影響に係るリスク評価手法や、陸域の生活環境動植物に係るモニタリング方法の確立へ向けた取組を継続する必要がある。

(総括②) 農薬の生態影響評価の改善

(今後の取組方針)

- ・個別の取組の今後の取組方針は、前頁の「課題及び今後の取組方針」のとおりであるが、上述の評価も踏まえて、今後、次のような取組が必要である。なお、これらの取組に当たっては、今後の新型コロナウイルス対応に伴う社会の変化を踏まえつつ対応を検討していくことが必要である。

【先回り（Proactive）型の環境マネジメントの推進】

- ・土壌汚染に係る被害や生態系に対する影響が十分に顕在化していない化学物質（有機フッ素化合物等）や農薬によるリスクについても、科学的知見の収集を進め、規制の見直しや生態系に対する影響把握など、先回り型の環境マネジメントを進めるなどの取組を進める。

【ステークホルダーとの連携強化によるデータに基づく効率的な政策の推進】

- ・汚染土壌等に係る情報の官民での共有や对外発信、土壌汚染対策法の施行状況の効率的な把握、農薬登録制度における事業者側からの効率的な情報提供など、政策を効果的に進めるため、ステークホルダー間でのデータの合理的な収集及び共有化を推進する。
- ・これらのデータの集積と活用を図ることにより、エビデンスに基づき、より実効的に政策を進める。

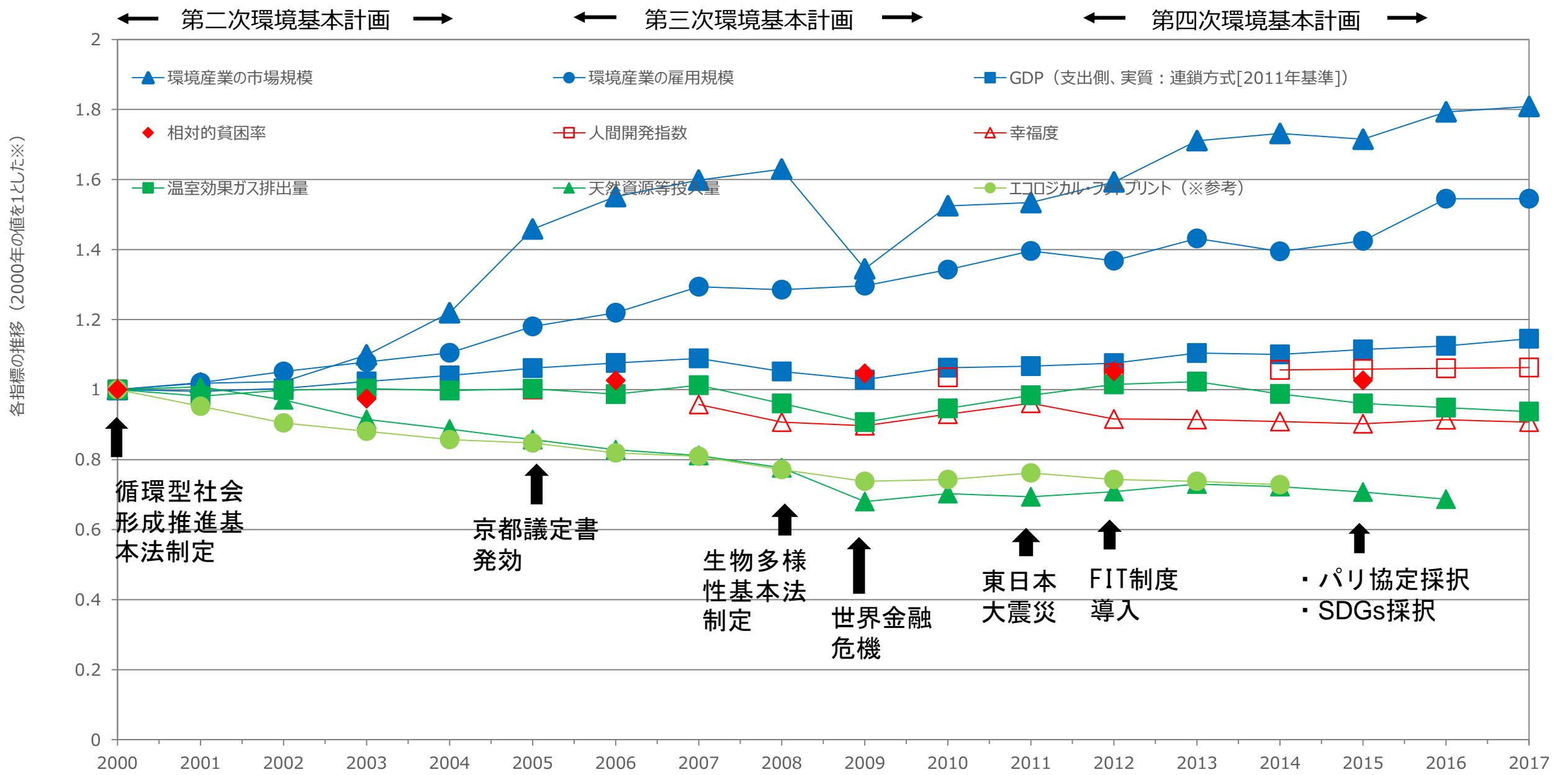
【統合的な取組の推進】

- ・土壌汚染対策や農薬対策については、環境基本計画における6つの重点戦略中で明確に位置づけられていないが、例えば「②国土のストックとしての価値の向上」や、「④健康で心豊かな暮らしの実現」などにおいて、土壌環境の保全や農薬対策が不可欠であり、また、土壌汚染リスクの適切な管理が土地利用を促すことや、農薬の適正な使用が食料の安定供給において不可欠であることに鑑み、環境・経済・社会の統合的向上にも貢献していく。
- ・また、土壌汚染対策や農薬対策は、水環境の保全、化学物質管理や生物多様性の保全とも密接に関わっており、これらの政策分野と一層の連携を図っていく。

環境・経済・社会の統合的向上

第5次環境基本計画の基本的方向性である「環境・経済・社会の統合的向上」の定量的状況について、指標を用いて以下紹介する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標) 環境・経済・社会の統合的向上



出典：
 GDP (支出側、実質：連鎖方式[2011年基準])：内閣府「国民経済計算(GDP統計) 2011年基準 連鎖方式」
 環境産業の市場規模・雇用規模：環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」
 温室効果ガス排出量：国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2017年度) 確報値」
 天然資源等投入量：環境省「我が国の物質フロー」(各年度)
 相対的貧困率：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況 (2017.6)」
 人間開発指数：国連開発計画 (United Nation Development Programme : UNDP) 「Human Development Indices and Indicators 2018 Statistical Update」
 幸福度：国連Sustainable Development Solutions Network (SDSN)「World Happiness Report 2019」より作成
 エコジカル・フットプリント (参考)：グローバルフットプリントネットワーク, GFA2018より作成

(※) 2000年のデータがないものは、2000年以降データのある始めの年を基準とした。
 (※) エコジカル・フットプリントは生態系に対する需要量を表す指標であり、人間による生態系サービスに対する依存状況を評価することができるが、生態系サービスを直接的に評価することは難しいことから参考扱いとする。なお、エコジカル・フットプリントは二酸化炭素吸収地の占める割合が高いことから、エコジカル・フットプリント全体からカーボンに関するフットプリントを除いた値を利用する。

(環境基本計画の進捗状況に係る指標)

地域循環共生圏の実現に関する指標

視点	指標名	指標データ	基準年値	最新年値	目指すべき方向	長期的な傾向	前年度からの変化	留意点等
取組の広がり・パートナーシップ	地域循環共生圏形成に取り組む団体数		—	103団体 (2020年度)	▲	—	▲	再掲 ①と②の総和から重複を除いたもの (①地域循環共生圏実践地域等登録制度登録団体数②令和2年度地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業採択団体数) 最新年値は2020年9月30日時点のもの
取組の広がり	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数	—	156団体 (2020年)	▲	—	—	最新年値は、2020年9月30日時点の値
	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体数及び総人口	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体の総人口	—	7,334万人 (2020年)	▲	—	—	最新年値は、2020年9月30日時点の値
地域資源の活用状況	都道府県別の食料自給率		—	18団体 (2018年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から食料自給率が伸びた団体数 2018年度は概算
	都道府県別の出口側の循環利用率		—	11団体 (2018年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から出口側の循環利用率が伸びた団体数
	都道府県別の新エネルギー発電割合		—	31団体 (2020年)	—	—	—	最新年の値は、前年から新エネルギー発電割合が増加した団体数 新エネルギー発電割合 = 新エネルギー発電量 / 全てのエネルギー発電量 新エネルギー発電の対象は電気事業者の発電
	就業者当たりの県内総生産(都道府県別)	就業者当たりの県内総生産	—	34団体 (2016年)	—	—	▲	最新年の値は、前年から就業者当たりの県内総生産が増加した団体数
	(参考) 都道府県別再生可能エネルギー自給率		—	47団体 (2018年度)	—	—	—	最新年の値は、前年度から再生可能エネルギー自給率が伸びた団体数 推計値(その区域での再生可能エネルギー供給量 / その区域の民生・農林水産業用エネルギー需要量)